

板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 (案)

～すべての人が心地よさを描けるまち いたばし～

未定稿

平成 29 年 月
板 橋 区

はじめに



区長あいさつが入ります

平成 29 年 月

板橋区長 **坂本 健**

目次

第1章 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025

1 計画の背景と目的.....	2
2 推進計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	5

第2章 板橋区の現状と課題

1 ユニバーサルデザインに係る区民の意識	8
2 情報提供や、思いやりのある対応等のソフト面に関する現状と課題	10
3 施設や駅等のハード面に関する現状と課題.....	12
4 推進体制に関する現状と課題	14

第3章 ユニバーサルデザインについて

1 ユニバーサルデザインとは	16
----------------------	----

第4章 将来像、取り組みの指針と施策

1 取り組みの対象とその理由	22
2 めざす将来像	22
3 取り組みの指針等.....	23
4 取り組みの視点	25
5 視点と施策.....	27
6 取り組みの指針、施策、視点の関係	31
7 各主体の役割	32

第5章 実施計画 2020

1 バリアフリーとユニバーサルデザインの違い.....	36
2 ユニバーサルデザインの具体例.....	36
3 実施計画の体系	37
4 事業概要.....	42
5 計画の推進に向けて.....	61

資料編

1 世帯数・総人口・年齢区分別人口・高齢化率の推移	64
2 板橋区バリアフリー総合計画の達成状況	64
3 ユニバーサルデザインの基本原則（7原則）	67
4 ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件.....	68
5 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例.....	70
6 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則	72
7 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 委員名簿	73
8 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会等の調査審議経過（平成28年度）	74
9 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱.....	75
10 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部 本部員名簿.....	76
11 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（検討会）会員名簿	77
12 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 等策定経過	78
13 ユニバーサルデザインとバリアフリー	79
14 ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査	80

※見やすさに配慮し、本文中に使用するフォントはメイリオ、サイズは12ポイントを基本としています。

第1章



板橋区ユニバーサルデザイン
推進計画 2025

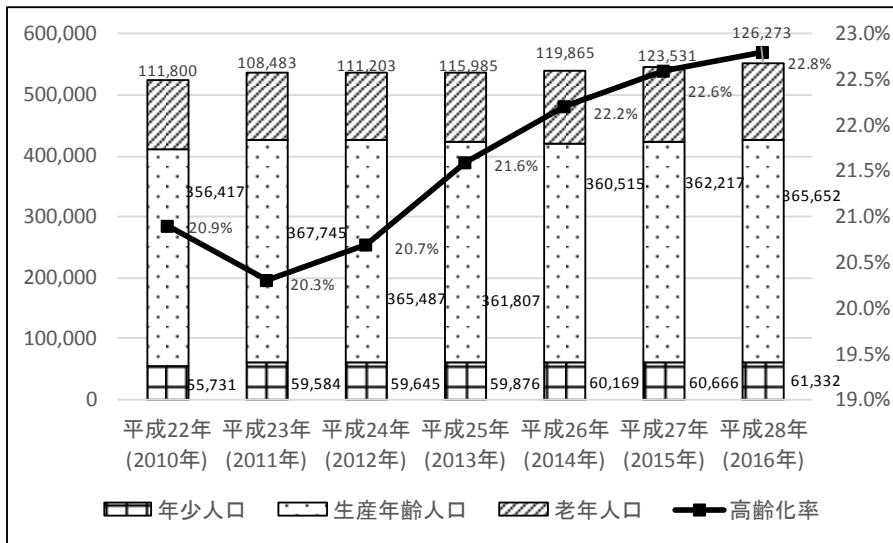
第1章 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025

1 計画の背景と目的

(1) 人口減少と超高齢化の進行

日本では、世界でも類を見ない形で、超高齢化が進行しており、加齢に伴う身体機能の低下、認知症など何らかの支援を必要とする人の割合が高まっています。その一方で、人口減少に伴い、手助けが必要な方を支える担い手が不足していくことが考えられます。板橋区でも高齢化は進み、平成28年4月1日現在では高齢化率が22.8%となっています。

【図表1】板橋区の人口と高齢化率

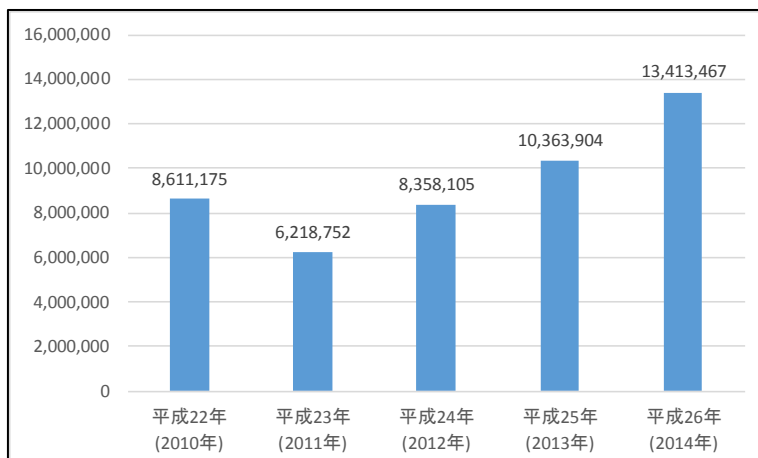


平成22年は国勢調査人口、それ以外の年は住民基本台帳（4月1日現在）を基に作成

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定

訪日外国人の数は近年増加傾向にあります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定も契機となり、世界各地から来訪者の増加も見込まれ、国際化がさらに進展するといわれています。

【図表2】訪日外国人数



日本政府観光局資料より作成

(3) 国の動き

国では、平成 20 年 3 月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が制定され、あらゆる人の社会参加を促進する取り組みの推進が図られています。

(4) 策定の目的

社会・経済状況が成熟化し、さまざまな立場の人が社会参加できる環境も徐々に充実していく中で、物理的な豊かさだけでなく、文化・芸術、交流、スポーツ、観光などを通じて、心の豊かさを感じられる生活を求める人が増えています。年を重ねても、障がいがあっても、豊かさを求める気持ちに差はありません。

また、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるまちをつくり、さまざまな場面で社会参加ができる環境を整える必要性は高まっています。

このため、従来のバリアフリーから、すべての人にとってくらしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、区政のさまざまな分野の取り組みに、ハード・ソフトの両面からこの考え方を取り入れて、人的介助の必要性をより少なくするとともに、だれもができるだけ、同じ場や状況のもとで、自由に行動できるまちをつくる必要があります。

さらに、区、区民、地域活動団体、事業者が、この考え方や各主体に期待される役割を共有し、全区的な取り組みとして展開していくことが求められます。

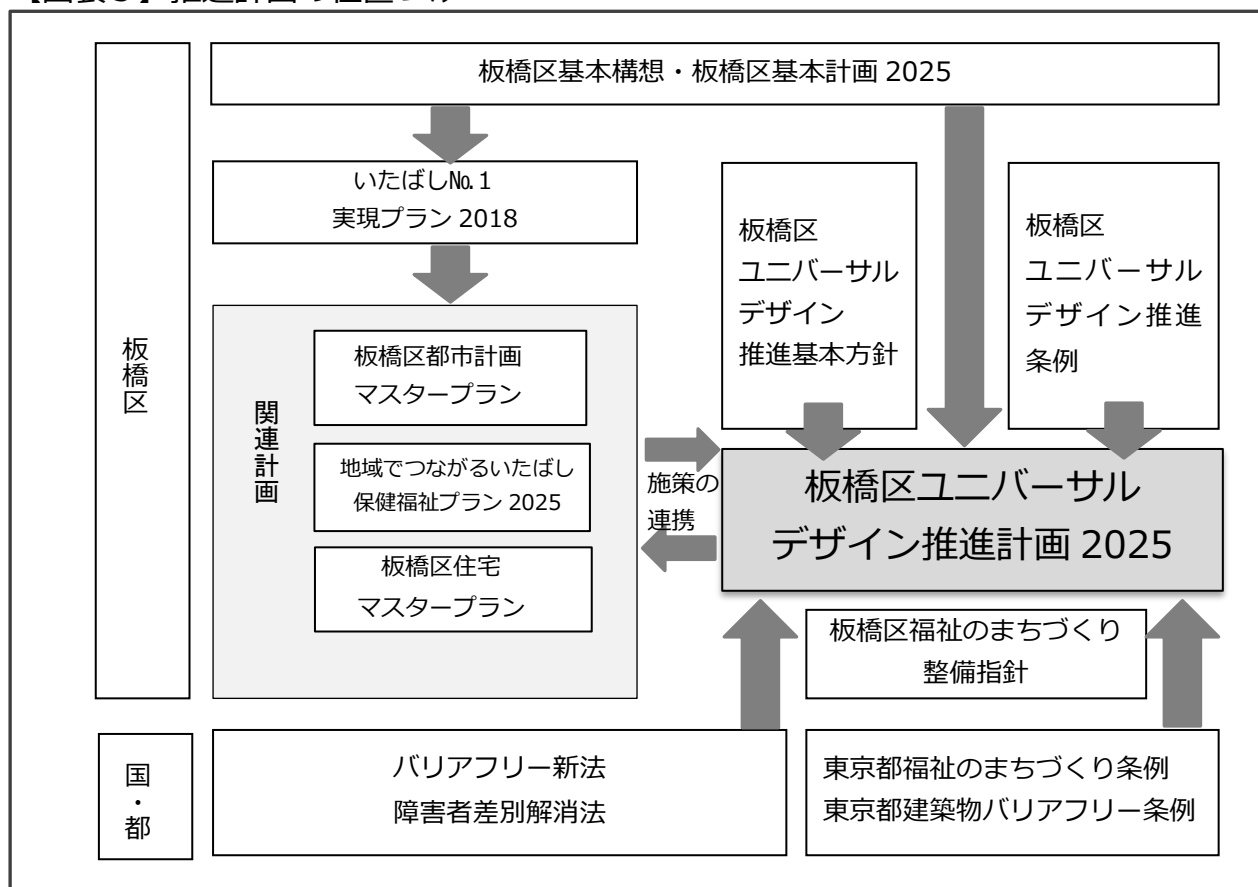
区では、このような前提に立って、「板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針」（以下「基本方針」）を策定し、将来像や取り組みの視点等を定めました。

今後は、この方針で定めた将来像に向け、各種事業を計画的に推進するため、平成 29 年度から平成 37 年度を計画期間とする「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025」（以下「推進計画」）を策定しました。

2 推進計画の位置づけ

推進計画は、板橋区ユニバーサルデザイン推進条例第8条を根拠とし、板橋区基本構想及び板橋区基本計画 2025 を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインに係る取り組みを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。

【図表3】 推進計画の位置づけ



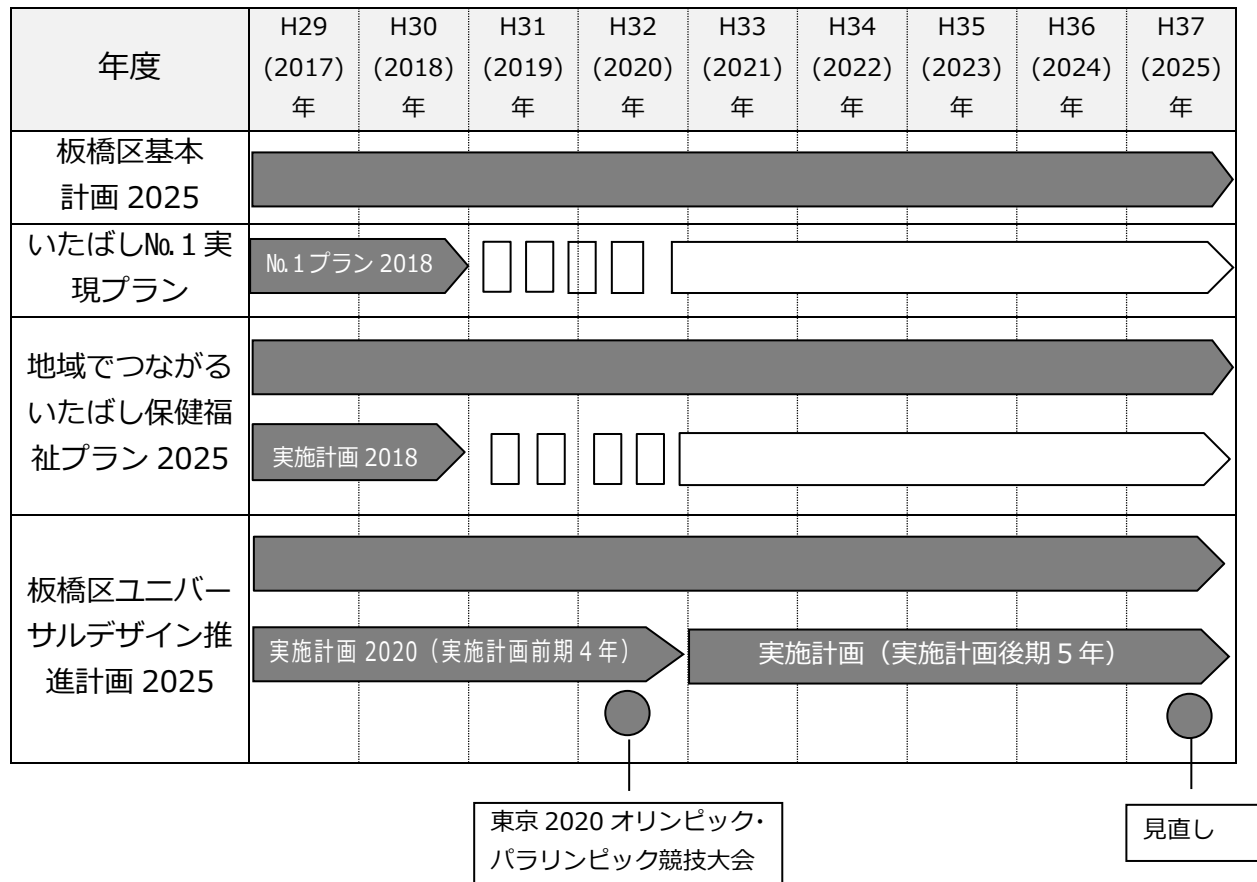
バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

3 計画期間

推進計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 37 年度までの9か年とし、具体的な事業計画は平成 32 年度までの前期とその後5年間の後期の2期に分割されます。

なお、社会情勢の変化や関連計画との整合性を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

【図表4】計画期間



コラム | スマイルマーケット

「スマイルマーケット」は障がいのある方が働く施設で作ったお菓子や雑貨を売るお店です。以前のスマイルマーケットは、障がい者施設で作られた自主生産品のみを販売してきましたが、近年、障がい者施設で生産されるお菓子やパン等の品質が向上し、高い評価を得ることも多くなっています。

平成 28 年にリニューアルした区役所本庁舎のスマイルマーケットでは、障がい者施設の自主生産品だけでなく、区民の公募で選ばれた人気の和洋菓子、お惣菜、パンなどの「板橋のいっぴん」、さらには区と交流ある自治体の特産品等も併せて販売することにしました。

これにより、通常の福祉施設等の販売所とは一線を画し、商品価値の高い品々が並び、来庁者がふと足を止めたくなる、新しいコミュニティショップとしています。

デザインは、JR九州の豪華寝台列車『ななつ星 in 九州』や、区役所本庁舎の改築に携わった工業デザイナーの水戸岡鋭治さんが手掛けています。

さらに、障がい者が「板橋のいっぴん」を販売する事業者と共に販売を行うことにより、障がい者にも接客や販売のノウハウが身についています。

このように、さまざまな取り組みの良い点を活かしながらスマイルマーケットは運営されており、今ではこれらの商品を楽しみにしているお客さんも数多くいらっしゃいます。



オープンセールの様子



「いっぴん」の一例



交流自治体の特産品の一例



障がい者施設の自主生産品の一例

第2章



板橋区の現状と課題

第2章 板橋区の現状と課題

板橋区におけるユニバーサルデザインに係る現状と課題を整理します。

1 ユニバーサルデザインに係る区民の意識

(1) ユニバーサルデザインに関するアンケート調査の結果概要

平成28年4月1日から4月15日まで、無作為抽出した区内在住の20歳以上の3,000人を対象に「ユニバーサルデザインに関するアンケート調査」を実施し、859人の方から回答を得ました。

この調査結果の概要は以下のとおりです。

【図表5】アンケート結果の概要（詳細は資料14参照）

設問	結果の概要	詳細
① ユニバーサルデザインの認知度 (1つだけ)	<ul style="list-style-type: none"> ○知らなかった（今回初めてきいた） 47.6% ○言葉だけは聞いたことがあった 25.5% <p>73%の回答者がユニバーサルデザインについて知らない状況にある。</p>	89 頁
② ユニバーサルデザインの言葉のイメージ (3つまで)	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や公園がだれにとっても使いやすい 57.0% ○施設やお店がだれにとっても使いやすい 50.5% ○だれでも自由に外出できる 14.7% ○だれでも思いやりやもてなしの心を持っている 13.6% ○だれでもイベントに参加できる 7.7% <p>道路・公園・施設・店舗といったハード面の環境をイメージする回答者が多い一方、社会参加の環境や人的対応といったソフト面の環境をイメージする回答者が少ない傾向にある。</p>	91 頁
③ 普段の生活や外出などで感じる不便さについて（個別施策）	<p>（上位3項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道に障害物（看板・自転車等）がある 71.5% ○自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い 71.1% ○外出時にひと休みできる場所が少ない 64.0% <p>（下位3項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園が使いにくい 25.5% ○買い物や食事などを安心してできるお店が少ない 25.2% ○施設内の移動がしづらい 18.1% <p>歩行環境やマナーについて不便と感じる回答者が多い傾向にある。</p>	99 頁

設問	結果の概要	詳細
④ 普段の生活や外出などで感じる不便さについて（10年前との比較） （1つだけ）	○わからない 36.4% ○どちらかといえばよくなった 34.8% ○よくなった 17.6%	98 頁
⑤ 今後力を入れた方がよいソフト面の取り組みについて （3つまで）	○わかりやすく情報を提供する 61.9% ○安心して子育てができる環境づくりを進める 49.9% ○思いやりのある接客やサービスを提供できるようにする 48.9%	108 頁
⑥ 今後力を入れた方がよいハード面の取り組みについて （3つまで）	○道路を安全で快適に歩きやすくする 70.8% ○トイレ（施設、駅、公園など）を使いやすくする 49.1% ○公共施設や駅などを快適に利用できるようにする 47.8%	104 頁

(2) 結果から見える課題等

アンケート調査の結果から、以下のような課題や特徴が明らかになりました。

- 「ユニバーサルデザイン」の言葉の認知度は高いわけではありません。
- 言葉のイメージから、道路、公園、施設等のハード面の環境をイメージする傾向が高く、人的対応などのソフト面からのイメージは低くなっています。
- ただし、「使いやすい」「わかりやすい」という回答項目が多くなっていることから、ユニバーサルデザインのイメージは持たれていると考えられます。
- 普段の生活や外出などで感じる不便さについては、歩道にある障害物、凹凸、傾斜、段差等の歩道に関するものや生活マナーに関する回答が多くなっています。
- 10年前と比較して「よくなった」「どちらかといえばよくなった」という回答は多く、普段の生活などで感じる不便さは一定程度解消されてきたと推察されます。
- 今後のソフト面の取り組みとしては、わかりやすい情報の提供のほか、安心して子育てができる環境や思いやりのある対応、接客やサービスなどが求められています。
- 今後のハード面の取り組みとしては、道路を安全で快適に歩きやすくすることのほか、施設、駅、公園などのトイレや公共施設等の利用に関することが求められています。

2 情報提供や、思いやりのある対応等のソフト面に関する現状と課題

- (1) **普及啓発や人材育成に関する現状と課題** アンケート結果にもありますが、ユニバーサルデザインという言葉自体の認知度は高くなく、そのイメージもさまざまです。また、連想される内容はハード面に偏っています。そのため、「だれもが、使いやすい」といったユニバーサルデザインの定義を明確にし、普及・推進していくことが必要です。

区では、従来から障がい者に対する理解を促進する取り組みを行っていますが、いまだに障がいの特性等が十分理解されているとは言えません。障害者差別解消法への対応を進める上でも、区職員はもとより、区民・事業者とも、それぞれの障がいの不自由さに対する理解を共有し、合理的配慮の方法を検討することが必要です。

小学校の総合的な学習の時間及び道徳の時間等において、ユニバーサルデザインについて学習したり車いす体験を行ったりするなど、障がい者を理解する教育を行っています。今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国際理解教育を深めるとともに、障がい者とのふれあいや障がい者スポーツの体験、ボランティア活動の実施などを通して子どもの健全な育成を図っていくことが必要です。

高齢者、外国人、子育て中の方などが日常で感じる困難さ、不便さ等に対する理解を深めるとともに、こうした配慮が必要な方への表示や案内の趣旨を理解し、相手の立場に立って行動できる方法の検討が必要です。

(2) 情報提供やくらしに関する現状と課題

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では外国から多数の来訪者が予想されます。そのため、案内サインや情報表示等の多言語化対応や、ピクトグラムの実用が求められています。表記の統一化のルールが決まり次第、速やかに対応していくことが必要です。

だれもが気兼ねなく外出するために、民間施設の協力も得ながら赤ちゃんの駅やだれでもトイレの設置を進めていく必要があります。併せて、これら施設の所在地について、身近な情報通信機器などから容易にアクセスできるような一層の工夫を行い、常に最新の情報を発信していくことが重要です。

東日本大震災や熊本地震の発生などにより、防災に関する意識が高まっています。これらの災害では、更衣室や授乳室がないために、子育て中の方が避難所を利用できなかったり、障がいのある方が他者への迷惑を気にして避難所を出ていかざるを得なかったりと、配慮が必要な方に対するさまざまな課題が散見されており、検討が必要です。

障害者差別解消法への対応や、障がい者雇用が求められています。また、働く女性や区内在住外国人も増加しており、事業者（企業等）は障がいの有無や、性別、国籍にかかわらず、その方たちが本来持っている力を企業内で発揮できる環境を整える必要があります。

3 施設や駅等のハード面に関する現状と課題

(1) 公共施設等に関する現状と課題

バリアフリー総合計画の施策である「建物と住まいのバリアフリー化の推進」で掲げた保健所や健康福祉センターの改築、学校施設の改築・改修などは、57 項目中 48 項目が「達成」「概ね達成」となっており、区の公共施設の整備では、バリアフリーやユニバーサルデザイン^{※1}の成果が表れています。

板橋区役所本庁舎南館の改築の際には、全館のサイン計画も一新し、色彩や字体について、わかりやすく目的地へ誘導できるものを採用するなど、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を進めてきました。そうした中、今後開設される区内の公園や体育施設などでは、子どもでも利用しやすく、簡単に理解できるような、だれにとっても優しい設計を推進していく必要があります。

区が保有する公共施設の半数以上は建設から 30 年以上を経過し、改築や大規模改修の時期を迎えていることから、今後、維持・管理や更新等の施設に関する経費は大きな財政負担となることが予想されます。その中で、感性価値^{※2}の高い施設などは、単に改修するだけでなく、歴史的・文化的な価値を残しつつ、人的介助など他の方法でも不便さなどが解消できるよう検討する必要があります。

^{※1} バリアフリーとユニバーサルデザインの違いは、資料 13 を参照

^{※2} だれもが本来持っている心地よいと感じる感情のこと。詳細は第 3 章に記載。

**(2) 移動手段や
交通施設等に
関する現状と
課題**

鉄道駅では、区内のほぼすべての駅でバリアフリーの1ルート化が確保されています。1ルートが確保されている鉄道駅については、必要性や国・都の動向も踏まえつつ2ルート目を要望していきます。

また、ホームからの転落事故を防ぐための対策がなされていない駅があることから、これを解消していくことも必要です。

相対的に公共交通サービス水準が低い地域（要改善地域）が存在しています。これらの地域においては、サービス水準を向上させる必要があります。

歩道の横断勾配や車道との段差などは、視覚障がいのある方や車いすを利用する方など立場の違いにより使い勝手が異なるものがあります。すべての人にとって使い勝手の良いものにするような工夫が必要です。

4 推進体制に関する現状と課題

行政課題が複雑・高度化し、また区職員の構成も大きく変わってきている現状から、単独の部署だけでは解決できない課題が増えてきています。そのような場合でも、ユニバーサルデザインを進めるにあたっては、施策・組織横断的に一丸となって取り組んでいくことが求められています。

公共施設の改築・改修を頻繁に繰り返すことは困難なため、公共施設の新築・改築時には「はじめから」ユニバーサルデザインの考えにマッチングしているかをチェックする必要があります。

区の特定の内容を審議する会議や検討組織間で共通の課題が予想される場合には、事前に区職員が互いに連携して解決できる体制を整えたり、早めの調整を行ったりすることが必要です。

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりは、区、区民、地域活動団体、事業者が共通の理解のもとに進める必要があります。こうした主体の協力を得るためには、現状について把握するとともに、区が明確な目標を定め、共感を得られるようなストーリーを描く必要があります。

コラム | 赤ちゃんの駅

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、保育園・児童館・民間商業施設などを「赤ちゃんの駅」として認定しています。実施施設は、フラッグやステッカーを掲示し、乳幼児を連れて外出した際の授乳やおむつ替えのために、気軽に施設を利用できるようにしています。

板橋区発祥のこの事業は、「2009 年度キッズデザイン賞」「2010 年度グッドデザイン・ライフスケープデザイン賞」を受賞し、現在全国的に展開されている事業です。

また、区と協定を締結している区内の大型商業施設2店舗の赤ちゃんの駅内「板橋区子育て情報コーナーすくすく」において、職員による子育て出張相談を行っています。



第3章



ユニバーサルデザインについて

第3章 ユニバーサルデザインについて

アンケート結果を踏まえ、改めてユニバーサルデザインについて共通の理解を深めるため、基本的な考え方、要件、効果等を整理します。

1 ユニバーサルデザインとは

(1) ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることです。

(2) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

① 「すべての人」が対象

ユニバーサルデザインの定義から、その対象は「すべての人」となります。

② 「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後の対応ではなく、多様なニーズを考慮して、すべての人が利用できる環境を「はじめから」作るという発想となります。それゆえ、優しく統一感のある美しいデザインとなります。

③ 「ハード・ソフト両面から最適な手法をめざす」という姿勢

多様なニーズに対応できる環境を実現するという目標を掲げ、粘り強く検討を重ね、ハード・ソフトの両面から、その状況における最適な手法を提供するという姿勢となります。

【図表6】ユニバーサルデザインにおけるハードとソフトの取り組みの整理

分類	取り組み		一般的な例
ハード面 (モノ:物的要素)	「空間」を構成する施設・設備等の整備		空間(駅前、商店街、住宅地、農地等)、施設(道路、公園、建物、交通、サイン)、設備・機器、製品等
ソフト面 (コト:事象的要素)	「空間」の整備を補完する取り組み		施設・設備等の維持管理、運用等
	「空間」の整備以外の取り組み	「くらし」の基盤づくり	情報提供、地域コミュニティ、見守り、活動連携・協働、ボランティア、マナー・ルール、交通安全、防災、防犯等
		「くらし」の質の向上	歴史、景観、文化、芸術、健康、スポーツ、エンターテイメント等
ソフト面 (ヒト:心的要素)	他者へのもてなしを実現する取り組み	「しくみ」の充実・運用	制度、区民参加、組織、推進体制等
		「ひと」の意識醸成	相互理解、学校教育、人材育成、生涯学習、普及啓発等
		「ひと」による思いやりのある配慮、サービス等の提供	気配り・目配り・心配りの対応、接遇、接客等

④ 「本来の価値・感性価値を配慮し提供する」という姿勢

ハード面の改善により、資源が持っている本来の価値を損なう可能性がある場合には、その価値との調和を図り、可能な範囲の整備を行うことが重要です。

また、だれもが本来持っている心地よいと感じる感情（感性価値）とは何かを十分に検討することも大切です。

【図表7】「本来の価値」と「感性価値」の例

分類	【例】
本来の価値	文化遺産の保全・活用の分野では、文化遺産が本来持っている価値を損なわず、次世代へ継承できるように、修理等を行う際は配慮する。
感性価値	段差が生じる日本的な出入口など物理的なバリアとされるものも、本来の価値を提供するために必要な「しつらえ ^{※3} 」と評価し、五感に訴える演出や「もてなし」と併せて提供する。

⑤ 「絶えず改善を考え、実践し続ける」という姿勢

ユニバーサルデザインは、単に「デザインの物理的な結果や特徴」を指す言葉ではありません。すべての人が社会参加できるように、物や空間、活動やサービスなどが人に与える影響をデザインするという考え方と言えます。

時代や社会構造の変化、技術の進歩、ニーズの変化等を踏まえ、すべての人、多様なニーズに対応できる環境の実現に向かって、多様な主体の協働により、絶えず改善を考え、実践し続けるプロセスそのものがユニバーサルデザインと言えます。

(3) ユニバーサルデザインの原則等

ユニバーサルデザインとは、アメリカの建築家であるロナルド・メイス氏によって提唱された考え方です。同氏を含めた建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究などからなるグループが協力して、「ユニバーサルデザインの7原則」がまとめられました。（資料3）

さらに、近年ではユニバーサルデザインに関するさまざまな研究や取り組みが進められており、この7原則以外にも、価値を向上させる「価値向上要件」や、質が高く、的確かつ継続的に進めていくために必要なプロセス（手続き）に関する「プロセス要件」も整理されています（資料4）。

※³用意や準備のこと

(4) ユニバーサルデザインによる効果

ユニバーサルデザインの基本的な考え方に基づき取り組んだ結果、期待される主な効果を整理します。

① 地域コミュニティの充実

地域の多様な人が参画し、協働するというプロセスにより、立場の違う人同士がお互いを理解し、「もてなしの心」を持つ人が増え、共に暮らし続けられる地域コミュニティの充実が図られます。

② 豊かなくらしの実現

地域の多様な人が参画し、地域のニーズが的確に反映されることで、その地域にあった豊かなくらしが実現されます。

③ 経済的な効果の期待

多様な人の社会参加が促進されることで、潜在的な需要が掘り起こされ、より良いものが安価に提供される、市場が拡大する等の経済的な効果が期待できます。

④ コストの低減

「はじめから」すべての人を想定した環境づくりを進めることで、環境を整備した後の特別なニーズに対応するために追加する物的・人的コストが発生せず、中長期的な観点から結果的にコストの低減につながります。

⑤ 環境負荷の低減

あらかじめさまざまな変化に柔軟に対応できるような設計とすることで、長期的な利用が可能となり、環境への負荷が低減されます。

⑥ 社会活力の向上

ユニバーサルデザインが推進されることで、すべての人が、あらゆる地域、あらゆる場面で自立的に社会参加できる環境が形成され、人材交流が活発化し、社会全体に活力が生まれます。

コラム | ユニバーサルスポーツ（ボッチャ）

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者又は同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツです。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。

パラリンピックでは、重度の障がいがある方の種目となりますが、今では子どもから大人まで、どなたでも一緒に楽しめるスポーツです。

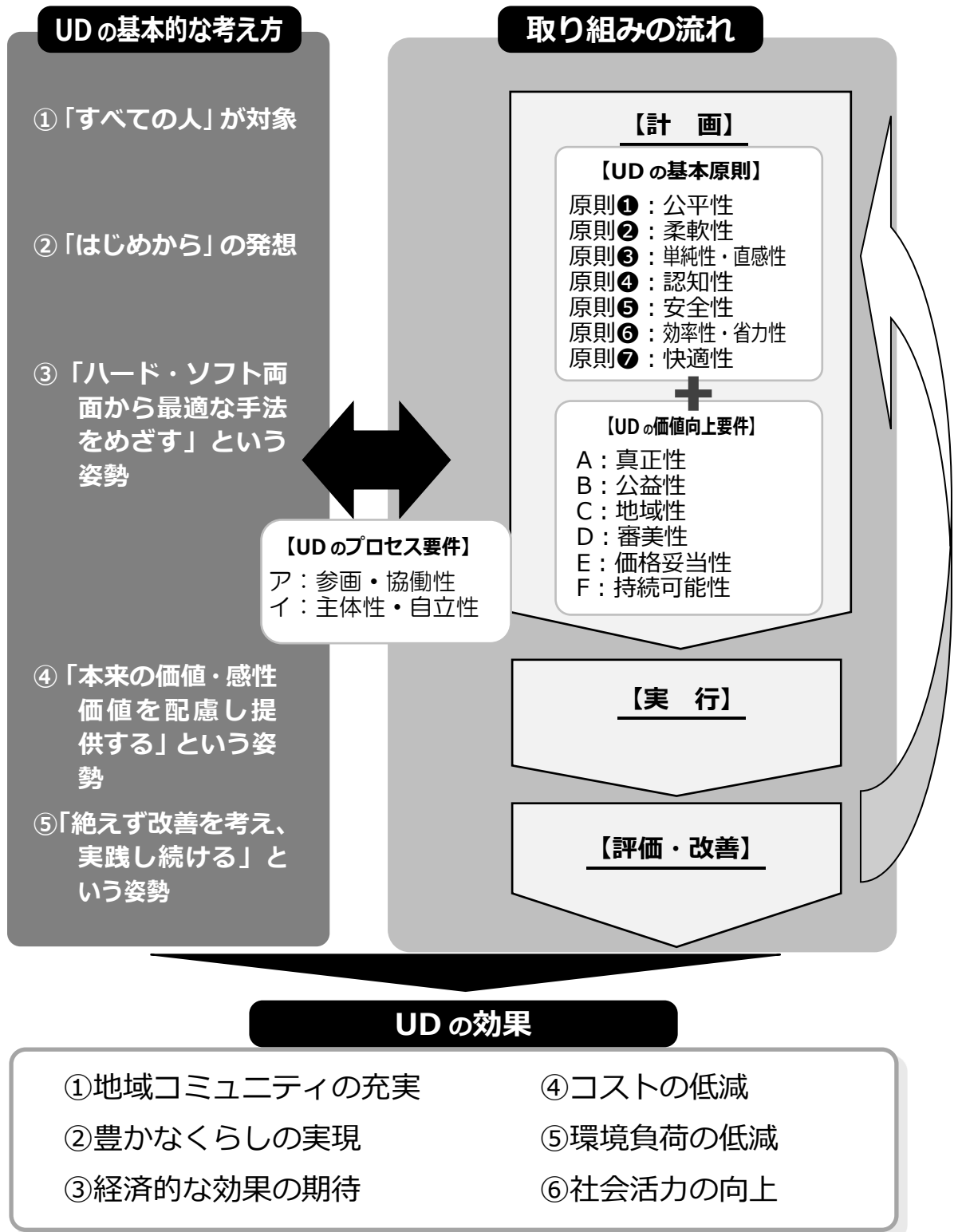
板橋区では、平成25年度から毎年ボッチャ交流会を実施し、体験の機会を設けています。



(5) ユニバーサルデザインの全体像

ユニバーサルデザインの取り組みの流れという観点から、これまで述べてきたユニバーサルデザインの「基本的な考え方」「要件」「効果」の関係性を整理し、全体像を示します。

【図表 8】 ユニバーサルデザインの全体像



※表や図の中では、ユニバーサルデザインをUDと略します。

コラム | 板橋型 BF ブロック

板橋区では、道路のバリアフリー化の一環として、交差点の横断歩道部における歩道と車道の段差構造について、区内福祉団体（板橋福祉のまちをつくろう会）と、コンクリートブロック製造会社及び板橋区の三者で協議を重ねてきました。

平成16年10月には、車いす利用者、視覚障がい者、ベビーカー利用者等に配慮したユニバーサルデザインの「板橋型 BF ブロック」を製品化しました。

車いすやベビーカーの利用者からすると、段差は解消すればよいと思われがちですが、視覚障がい者にとってみれば、段差は歩道と車道の境界を知ることのできるサインとなります。

板橋型 BF ブロックは、段差を残して工夫を凝らすことにより、車いすやベビーカー等のスムーズな通行を可能としながら、視覚障がい者（白杖利用者）が歩道と車道を認識しやすい形とすることで、様々な人の社会参加の促進に資するものです。

板橋区では、この「板橋型 BF ブロック」の使用を標準仕様として、歩車道分離道路の改修時に整備促進を図っています。

※特徴

- 従来の2cm段差をスロープ状にして、車いす、ベビーカー等のスムーズな通行が可能。
- 特殊ゴムピースの突起により、すべり止めと杖や足裏による認識効果が大きい。
- 特殊ゴムピースの黄色が、弱視の方やドライバーに認識しやすい。
- 視覚障がい者（白杖利用者）が通過する際に白杖が必ず特殊ゴムピースに当たり、歩道と車道の境界を認識しやすい。



板橋駅前に設置した様子



板橋型 BF ブロック

第4章



将来像、取り組みの指針と施策

第4章 将来像、取り組みの指針と施策

第2章で整理した板橋区の課題と、第3章で俯瞰したユニバーサルデザインの考え方等を踏まえて対象等を検討するとともに、必要な施策を定めます。

1 取り組みの対象とその理由

ユニバーサルデザインの基本的な考え方から対象は「すべての人」となりますが、「すべての人」といっても、大人、子ども、高齢者、外国人、障がい者などさまざまです。特に子どもは発達過程にあり、体力、知識、判断力などが十分ではありません。だれもが子どもの時代を経ていることから、子どもの目線に立ち、子どもが過ごしやすい安心・安全な環境を整えることは、すべての人にとって優しい環境であるということが出来ます。

そこで、板橋区ではユニバーサルデザインの基本的な考え方に加え、「子どもがくらしやすいまちは、すべての人がくらしやすいまち」との考え方に立ったうえで、改めて対象を「すべての人」とします。

2 めざす将来像

板橋区では、これまでもユニバーサルデザインの考え方を取り入れて課題の解決を行ってきました。

例えば「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として始まりましたが、だれにとっても分かりやすいネーミングや、絵本のように一目で分かるデザイン性を有したステッカーやフラッグなどにより、瞬く間に全国に広がり、民間事業者を含めたあらゆる主体による子育て支援へと発展してきました^{※4}。

また、平成27年の区役所本庁舎南館の改築時には、「もてなしの心^{※5}による区民本位の窓口」を実現するため、利便性に優れた低層階一体型総合窓口の配置、あらゆる利用者に配慮しただれでもトイレやキッズスペースの整備・充実など、多様な取り組みを進めました。

これらの取り組みは、直感的にわかり、感性に訴えるとともに使いやすく快適であることから「子どもがくらしやすい」という視点からも説明することができます。

そこで、これらを踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

^{※4} 赤ちゃんの駅は、平成21年にキッズデザイン賞を、翌平成22年にはグッドデザイン・ライフスケープデザイン賞を受賞しています。

^{※5} 板橋区人材育成・活用方針-ひと創り2025-では、相手の立場に立って、相手が求めていることに誠実かつ自発的にこたえようとする姿勢を指しています。

めざす将来像

もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし

3 取り組みの指針等

めざす将来像の実現に向けて取り組みを進めていく上で、取り組みの指針等を定めます。

なお、板橋区基本構想では「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（環境）」に着目した基本理念が定められており、これら基本理念とユニバーサルデザインの考え方とは親和性が高いと考えられることから、これも踏まえます。

板橋区基本構想の基本理念

- ① 「ひと（個人）」に着目した「あたたかい気持ちで支えあう」
- ② 「まち（地域）」に着目した「元気なまちをみんなでつくる」
- ③ 「みらい（環境）」に着目した「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」

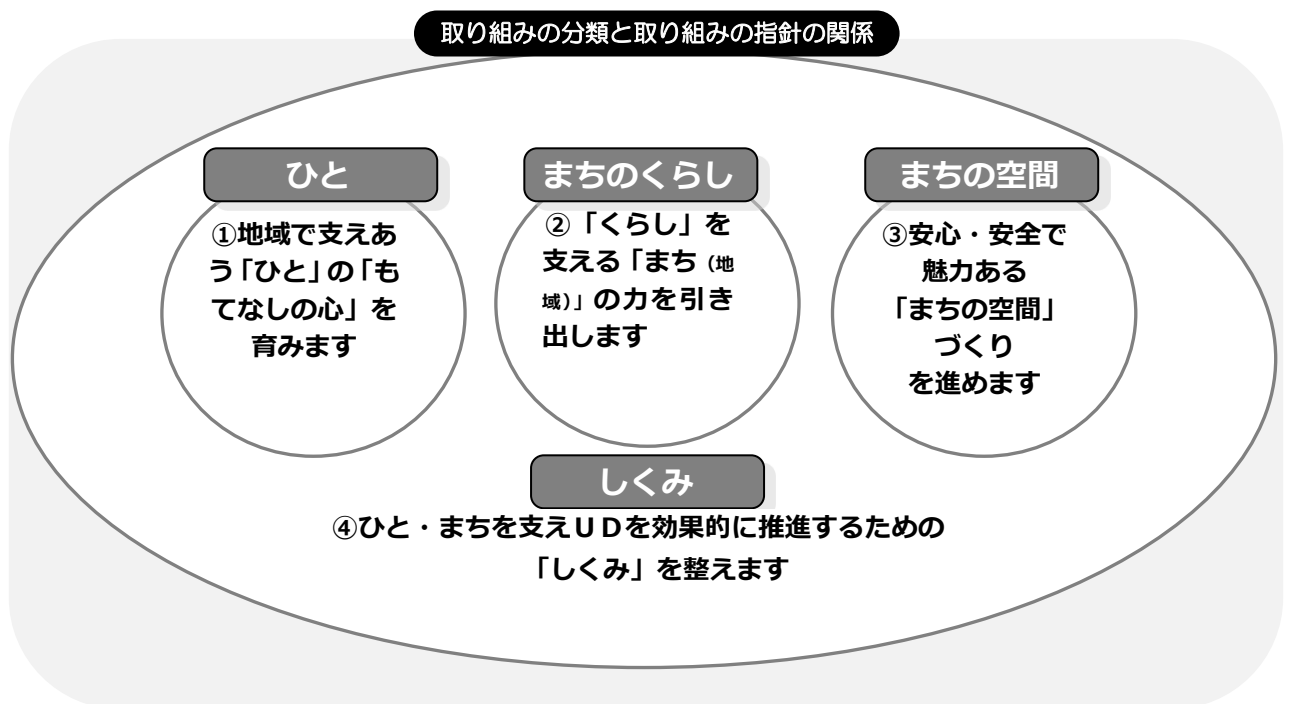
【図表9】基本構想との関係

基本構想		▶	取り組みの分類	
着目点	基本理念			
ひと (個人)	【あたたかい気持ちで支えあう】 ○だれもが等しく個性ある人間 として互いに尊重し、相手を思いやる「もてなしの心」を持つ ○だれもが地域で支えあう気持ちを持つ	▶	①ひと	④ しくみ
	まち (地域)	【元気なまちをみんなでつくる】 ○区民一人ひとりや地域のさまざまな団体、関係機関などが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概を持って対等の立場で協働しながら、地域の課題を自ら積極的に解決していく ○まちに安心・安全と元気や魅力を生み出す	▶	
みらい (環境)		【みどり豊かな環境を未来へつなぐ】 ○自然環境・生活環境や便利で快適な都市環境を持続可能な状態で次世代へ継承する	▶	

「ひと」「まちの暮らし」「まちの空間」と、これを支える「しくみ」を取り組みの分類とし、それぞれに対応した取り組みの指針を以下のとおりとします。

取り組みの指針

- ①地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます。
- ②「暮らし」を支える「まち（地域）」の力を引き出します。
- ③安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます。
- ④ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます。



4 取り組みの視点

めざす将来像の実現に向けて、取り組みの指針に基づくユニバーサルデザインの推進・展開を図っていくために、指針ごとに2つの視点を定めます。

【図表10】取り組みの視点

取り組みの分類と指針	視点	考え方	例
ひと 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます	「ひとごと」「わがごと」から「 お互いごと 」へ	ひとごとを自分のこととしてとらえるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認めあう。	高齢者、障がい者、子育て世代、外国人など多様な区民がお互いの立場を伝えあう機会をつくる。
	「知る・学ぶ」「気づく」「 体験・共感 」の循環	不便や利用しづらいと感じることを知る・学ぶことで、新たな気づき生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていく。	外出時の車いす体験、視覚・聴覚障がい者体験、妊婦体験等の機会をつくる。
まちのくらし 「くらし」を支える「まち(地域)」の力を引き出します	「支援する」「支援される」から「 共にくらす 」へ	支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認めあいながら、共にくらす関係（意識）づくりを進める。	外国から引っ越してきた家族の買物支援をしていた方の子どもが、その家族の方から外国語を教えてもらうようになるなど、お互いの存在を認めあう意識づくりをする。
	「できる」「できない」から「 できることから 」へ	できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐのできることから始める。	利便性が悪いがすぐに改修できない施設について、貼り紙で利用方法を伝えたり、利用サポートを人的対応で行ったりする。

取り組みの分類と指針	視点	考え方	例
まちの空間 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます	「知識」「技術」を活かし、 「知恵・工夫」 を発想する	知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。	店舗敷地内の段差が構造上・安全上解消できない場合は、利用者用に取り外し可能なスロープを常備する。
	「作る」「使う」そして 「担う」 視点へ	空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う(管理・運用する)視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。	階段昇降機等 UD 設備の定期的なメンテナンスと利用方法の周知を行う。 ベンチを置いたため手すりが使えない、ベビーカースペースが荷物置場になって使えないなど、目的外使用によって UD 機能が損なわれないように施設運営を行う。
しくみ ひと・まちを支え UD を効果的に推進するための「しくみ」を整えます	「始める」「終わる」から 「続ける」 へ	始めて終わるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。	定期的に利用者の満足度を調査し、すぐに行うことができる、ちょっとした改善を実施する。 同種・類似の取り組みを調査・研究し、取り入れられる改善をすぐに行う。
	「計画する・実行する・評価する・改善する」を 「ノウハウ化」 する	取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環(スパイラルアップ)を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。	UD 化の成功事例の評価だけではなく、失敗事例とその原因を把握・整理し、今後の UD の取り組みに活かす。 UD 事例を整理・分析し、取り組み指針等としてまとめる。

5 視点と施策

将来像に向けて、4つの取り組みの指針に対応する8つの視点とともに、これらに対応する区の施策を定めます。

取り組みの 指針

1

地域で支えあう「ひと」の 「もてなしの心」を育みます

取り組みの 視点

- 「ひとごと」「わがごと」から「お互いごと」へ
ひとごとを自分のこととして捉えるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認めあうという「お互いごと」の視点を持ちます。
- 「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環
不便や利用しづらいと感じることを知る・学ぶことで、新たな気づき生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていくという「体感・共感」の視点を持ちます。

施策 1-1

ユニバーサルデザインの意識啓発の推進

- ユニバーサルデザインの考え方について正しく理解し、区、区民、事業者等が日常の生活の中で実践できるよう、意識の啓発を図っていきます。

施策 1-2

多様な立場の人を理解する学びの機会の充実

- 学校教育や外国人とのふれあい、障がい者の理解促進事業等の場を通じて、異なる立場や文化、行動様式を学ぶ機会を充実させます。
- 自分が「子ども、異性、高齢者、外国人等であつたら…」という想像力を働かせることができるような、体験機会を充実させます。

施策 1-3

区職員の意識啓発の推進

- 区職員が、施設の利用や窓口対応などにおける不便な点に自ら気づき、ハードとソフトの両面から課題を発見し、解決に向けて取り組むことができるよう意識啓発を図ります。

取り組みの
視点

- 「支援する」「支援される」から「共にくらす」へ
支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認めあいながら、共にくらす関係（意識）づくりを進める。
- 「できる」「できない」から「できることから」へ
できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐにはできることから始める。

施策 2 - 1 分かりやすい情報の提供等

- 区が発信する情報が、子どもをはじめ、障がいのある方や外国人など、だれもが理解しやすいものとなるよう分かりやすさに配慮した提供方法とします。
- 情報を必要とする人が、必要な時に容易に受け取ることができるような取り組みを行います。

施策 2 - 2 気配り・目配り・心配りの対応

- 日本語が不自由な人でも意思疎通ができるような対応をするなど、行政窓口サービスを充実させるほか、ユニバーサルデザインに関する相談窓口の活用を図っていきます。
- 支援されることで感じる心理的な負担を感じることがないように、できるだけ自分の力でできるような配慮を行います。

施策 2 - 3 社会参加しやすい環境整備

- 子育て世代、障がい者、外国人、高齢者等さまざまな立場の方が、社会や地域活動に参加することができる設備やサービスを充実させます。

取り組みの
指 針

3

安心・安全で魅力ある

「まちの空間」づくりを進めます

取り組みの
視点

- 「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する
知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。
- 「作る」「使う」そして「担う」視点へ
空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う（管理・運用する）視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。

施策3-1

住まいや公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

- 高齢者や障がいのある方等の住宅の改修を支援するなど、住まいのユニバーサルデザイン化を推進します。
- 福祉のまちづくり施設整備指針を踏まえ、安心・安全な公共施設の新設、改修、改築を進めます。

施策3-2

交通環境のユニバーサルデザイン化の推進

- 鉄道駅舎のバリアフリー化、道路の段差改善等、移動の環境を整えます。
- 公共交通サービス水準が改善されるよう、必要な協議・調整を行います。

施策3-3

魅力を高める施設や空間づくりの推進

- 施設の新築・改築・改修などを行うにあたり、その施設や地域の特性、コスト等を総合的に判断し、施設の価値を高める設計となるよう検討を重ねます。
- 訪れる人が一目で分かる施設や空間となるような案内等に配慮します。

取り組みの
視点

- 「始める」「終わる」から「続ける」へ
始めて終わるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。「始める」「終わる」から「続ける」へ
- 「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する
取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環（スパイラルアップ）を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する。

施策 4 - 1 区民参加のしくみづくりの推進

- 多様な区民の意見を取り入れられるよう、既存の会議体や意見聴取の方法を活用するなど、区民参加のしくみを整えます。

施策 4 - 2 庁内体制の整備・充実

- 新築・改築・改修を行う施設について、専門家の意見や助言を得ながら、区職員が検討する庁内体制を推進します。

施策 4 - 3 ユニバーサルデザインのものづくり等の推進

- 庁内外の優良事業を研究し、施策・組織横断的に展開を図るとともに、好事例の組み合わせにより課題の解決を図ったり相乗効果の発生をもたらしたりするような事例を積み上げ、「見える化」を進めていきます。
- 事業者の参加を得られるような工夫をこらすとともに、ユニバーサルデザインのものづくりやまちづくりを検討し、進めていきます。

6 取り組みの指針、施策、視点の関係



7 各主体の役割

区、区民、地域活動団体、事業者、区が、それぞれの特性や役割を理解し、ユニバーサルデザインの考え方を共有しながら、連携・協働して取り組んでいきます。

- (1) 区の役割**

区は、ユニバーサルデザインの考え方の周知・普及・啓発を行うとともに、国や東京都など関係機関、区民、地域活動団体、事業者など、多様な主体との連携・協働により、ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組んでいきます。
- (2) 区民に期待される役割**

区民は、ユニバーサルデザインの推進にあたって、まちづくりの主体という認識のもと、計画、実行、検証、改善の各段階へ参画することが期待されます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を自ら学び、多様な人の個性を認め、「もてなしの心」を持って、地域の課題解決の担い手として、その能力を発揮することが期待されます。
- (3) 地域活動団体に期待される役割**

地域活動団体^{※6}は、共にくらし続けられる地域社会づくりをけん引する担い手として、さまざまな地域課題の解決に主体的に取り組むほか、ユニバーサルデザインの考え方を地域で共有するための核となり、新たな担い手を発掘し、地域ぐるみの活動へと展開させる役割が期待されます。
- (4) 事業者に期待される役割**

事業者は、多様なニーズを積極的に把握し、これまでの取り組みやサービスを充実させたり、最新技術を活用したりし、ニーズに応じた取り組みやサービスを開発することが期待されます。

また、従業員が持てる能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境づくり、制度の実施・運用等を図っていくことが期待されます。

※6 町会・自治会、商店街、NPO、社会福祉法人等

【図表11】各主体の役割



コラム | UDCTak (アーバンデザインセンター高島平)

アーバンデザインセンター高島平 (UDCTak) は、平成 27 年 10 月に策定した「高島平地域グランドデザイン」で示している「民・学・公」連携のまちづくりのイメージを具体化し、地域に開かれた議論や活動の場づくり、シンクタンクの機能を果たすものとして、平成 28 年 11 月に設立されました。

UDCTak は多様な主体が運営にかかわることができるオープンな組織です。「高島平の未来につながる活動をしたい」という様々な組織や個人が、人・活動・場所・資金などを持ち寄って運営する共同運営体制を基本にします。具体的に以下のような活動を行っていきます。

- 未来志向で多様な主体が、まちの将来ビジョンを議論し共有するための場となります。
- 従来型のまちづくりの枠組みを超えて民・学・公が連携し、新たなプロジェクトを具現化する場となります。
- 若い世代を含む新たなまちづくりの担い手を育て巻き込むオープンな場となります。
- 地域の空間資源を活かして都市のリデザインとマネジメントを行う専門機関となります。

出典：UDCTak アーバンデザインセンター高島平パンフレット

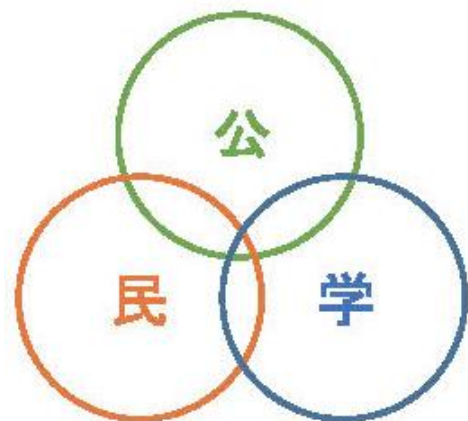
UDCTak

アーバンデザインセンター高島平

高島平の豊かな緑と明るい未来を
イメージした仮ロゴ



検討のイメージ



民学公の連携

第5章



実施計画 2020

第5章 実施計画 2020

この章では、改めてバリアフリーとユニバーサルデザインの違いについて具体例を交えて整理したうえで、平成 29 年度から 32 年度までに実施する事業を掲載します。

1 バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリーは障がい者や高齢者等、特定の人でも利用できるように後から施設などのバリアを取り除くこととされています。一方で、ユニバーサルデザインは、はじめからすべての人が利用できるように、施設やサービスなどハード・ソフトの両面において、バリアをつくらないことです。

ユニバーサルデザインは、はじめからすべての人にやさしく、美しさを追求したデザインであるとも言えます。

2 ユニバーサルデザインの具体例

ユニバーサルデザインの具体的な事例として、板橋区役所本庁舎南館改築時のトイレがあげられます。新たな南館のトイレは、白を基調として明るく開放的なデザインです。だれでもトイレは各階に設置し、オストメイトに対応しています。また、南館 1 階・2 階のだれでもトイレは、片麻痺が左右どちらにあっても利用可能なように左勝手・右勝手の 2 室を用意するとともに、大人用ベッド（多目的シート）を備えています。

さらに、だれでもトイレ以外のトイレでは、男女の両方の個室に赤ちゃん用の椅子を用意しています。



一般的なだれでもトイレ



大人用ベッド等を備えた南館のだれでもトイレ



一般的な男性用トイレ



ベビーチェアやおむつ交換台を備えた南館の男性用トイレ

3 実施計画の体系

区が実施するユニバーサルデザインを推進する取り組みの体系を示します。

平成29年度からの4年間はこれらの取り組みを進めるとともに、新たな施策の検討を行っていきます。

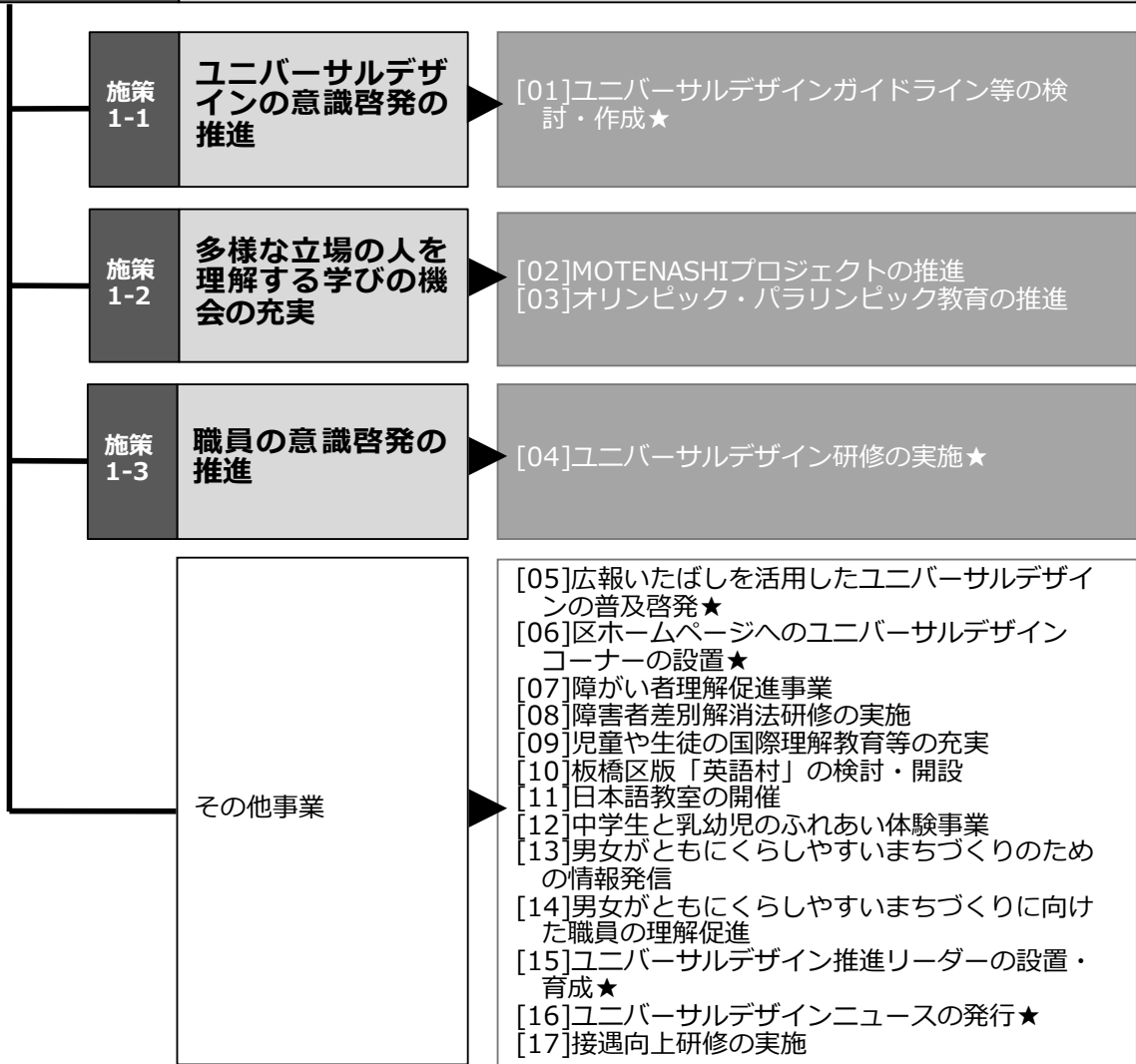
事業の検討にあたっては、これまでの障がい者や高齢者を対象としたバリアフリー総合計画の事業との継続性を考慮しました。そのうえで、子どもや外国人などすべての人の社会参加を促す事業や、これまでに掲げた課題等を解決できる事業を抽出しています。

さらに、継続事業であっても、いたばしNo.1実現プラン2018において実施計画事業としていたもの、特にユニバーサルデザインの推進に資すると考えられるもの、本計画で掲げた施策の進捗を図るうえで有用なものを「重点事業」としています。

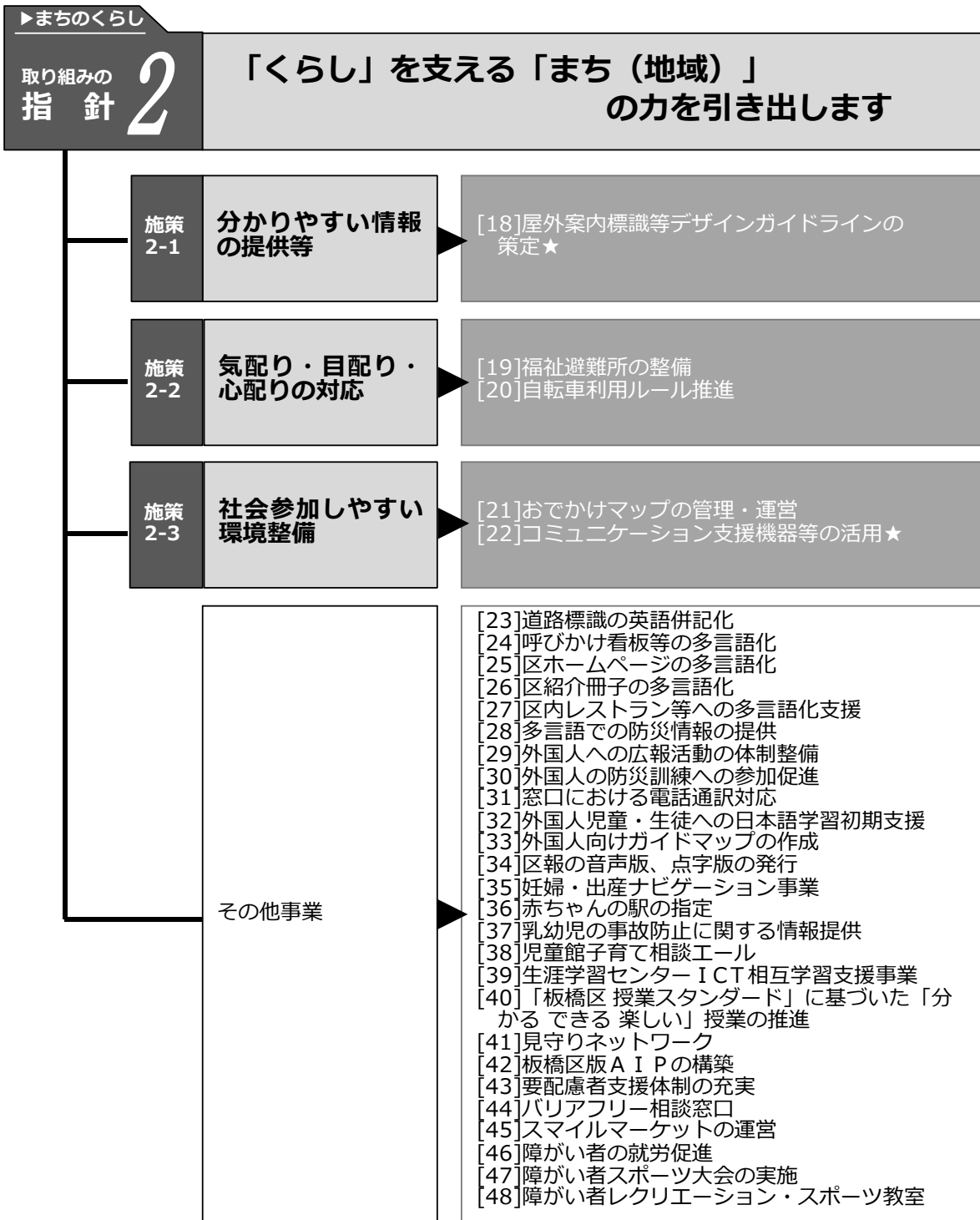
重点事業以外の事業でも、直接的・間接的にユニバーサルデザインの推進に資すると考えられる事業を「その他事業」として掲載しています。

なお、便宜上事業は施策の体系ごとにまとめていますが、ユニバーサルデザインは「すべての人」が対象であるため、特定の人を対象としていた既存の事業であっても、他の事業と組み合わせることで幅広い人に適合できる、より効果的な事業としていくことが重要です。

地域で支えあう「ひと」の
「もてなしの心」を育みます



網掛けは重点事業。詳細は「3 事業概要」のとおり。★は新規事業。



取り組みの
指 針 **3**

**安心・安全で魅力ある
「まちの空間」づくりを進めます**

施策
3-1

**住まいや公共施設
のユニバーサルデ
ザイン化の推進**

- [49]東板橋体育館周辺スポーツ施設整備
- [50]小豆沢スポーツ施設整備
- [51]公園のユニバーサルデザイン化
- [52]中央図書館の改築

施策
3-2

**交通環境のユニ
バーサルデザイン
化の推進**

- [53]内方線付き点状ブロック整備支援
- [54]自転車駐車場の整備
- [55]駅エレベーターの設置誘導

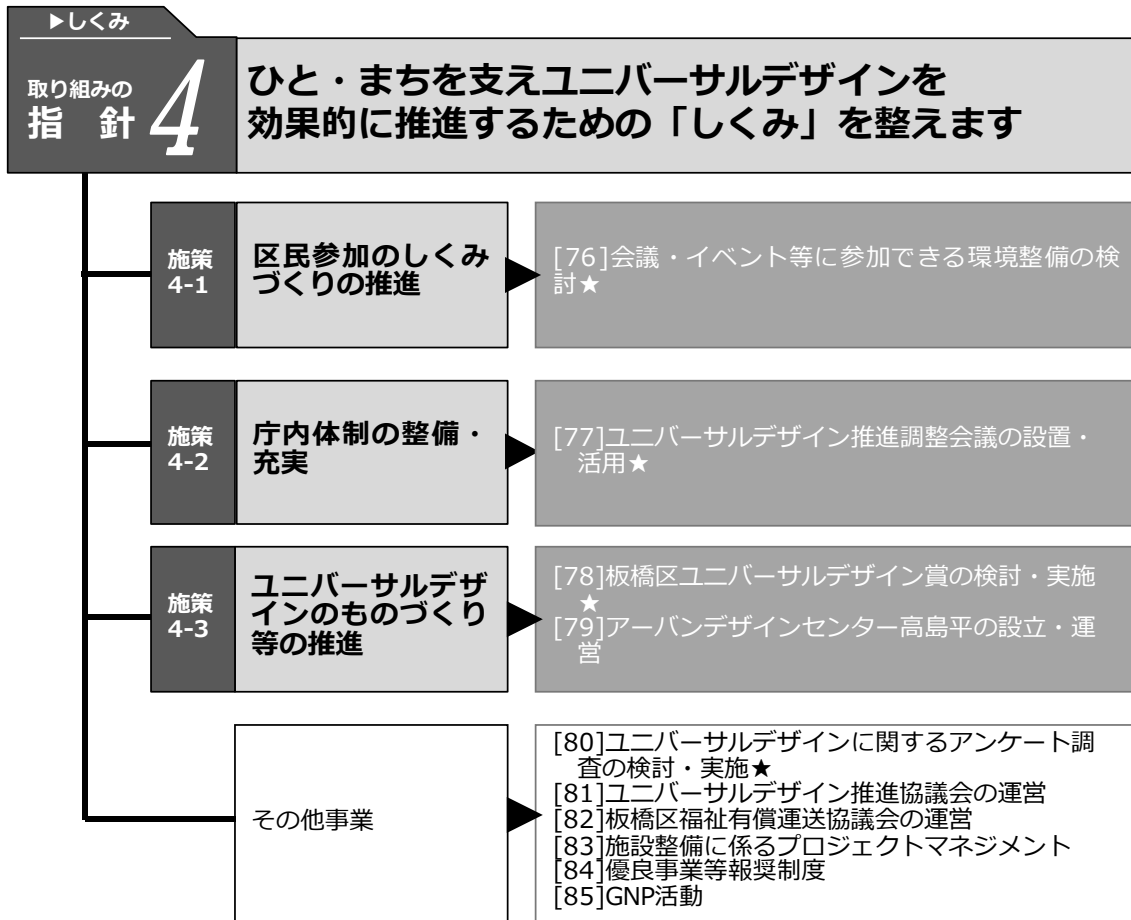
施策
3-3

**魅力を高める施設
や空間づくりの推
進**

- [56]ユニバーサルデザインチェックの実施★
- [57]ユニバーサルデザインアドバイザーの設置・活用★

その他事業

- [58]学校の改築
- [59]学校施設の改修（大規模改修）
- [60]少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修工事
- [61]公園・トイレの改修
- [62]無電柱化の促進
- [63]区道の補修
- [64]歩道の段差改善
- [65]自転車道の整備
- [66]公共交通サービス水準の改善
- [67]小学生自転車運転免許証交付事業
- [68]本庁舎サインの適正な維持管理
- [69]公共施設の情報共有
- [70]介護保険による住宅改修の給付
- [71]高齢者住宅設備改修助成事業の実施
- [72]障害者自立支援法による住宅改修助成
- [73]住宅リフォーム支援制度の実施
- [74]商店街バリアフリー促進事業
- [75]福祉のまちづくり整備指針の配布



4 事業概要

重点事業とその他事業の概要を示します。

なお、いたばしNo.1 実現プラン 2018 の終期が平成 30 年度となっていることから、本項に記載した事業量については変更の可能性があります。

○指針 1

(地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」をはぐくみます) の重点事業 (4 事業)

番号	01	事業名	ユニバーサルデザインガイドライン等の検討・作成		
担当課	障がい者福祉課				
事業概要	区、区民、事業者、地域活動団体が配慮すべきユニバーサルデザインの項目を検討し、ガイドラインとしてまとめ、周知を図ります。また、常に見直しを図り、最新情報に更新します。				
年度別計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
	ガイドラインの作成・配布	ガイドラインの配布・活用	ガイドラインの配布・活用	ガイドラインの配布・活用 内容の見直し	

番号	02	事業名	MOTENASHI プロジェクト ^{※7} の推進		
担当課	人事課				
事業概要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、交流人口の増加を図る諸施策を効果的に推進するとともに、訪日外国人を板橋区に迎える体制を整備するため、施策の推進を支える区職員の意識・能力の向上を図ります。 また、「もてなしの心」を広く区内に波及させるため、区民との協働や区内大学との連携を進めていくほか、関連する諸施策とも連携を図り、より一層の効果を生み出します。				
年度別計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
	クリエイティブ発想法向上研修 大学連携講座の実施 魅力再発見フィールドワークの実施 「情報発信力向上研修」の実施	事業を継続	次期実施計画との整合性を図る		

※7 「MOTENASHI プロジェクトの推進」におけるローマ字表記の「MOTENASHI」は、区が今まで取り組んできた「もてなしの心」から一歩進んだ姿を現す意味の言葉として使用しています。

番号	03	事業名	オリンピック・パラリンピック教育の推進		
担当課	指導室				
事業概要	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、世界に広がる多様な価値について、スポーツを通じて学ぶことができるオリンピック・パラリンピック教育を推進します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	アスリートの招聘 オリンピック・パラリンピック種目の体験等 重点校 10 校園の指定 啓発リーフレット配布	地域清掃や高齢者・障がいのある人とのふれあい等の実施 ボランティア・福祉体験の実施拡大 重点校 10 校園の指定 啓発リーフレット配布	次期実施計画及び次期学び支援プランとの整合性を図る		

番号	04	事業名	ユニバーサルデザイン研修の実施		
担当課	障がい者福祉課				
事業概要	区職員に対し、接遇や特性の理解などソフト面に加え、設計や管理運営などハード面の視点を取り入れたユニバーサルデザインの研修を行い、意識向上を図ります。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	研修の実施	研修の実施 研修内容の見直し 検討	検討結果に基づき 研修方法の改善	検討結果に基づき 研修方法の改善	

指針1 その他事業

No.	事業	内容	担当課
05	広報いたばしを活用したユニバーサルデザインの普及啓発	区民のユニバーサルデザインに対する認知度を向上させるため、「広報いたばし」内に特集を組み、区民への普及啓発を行います。	障がい者福祉課
06	区ホームページへのユニバーサルデザインコーナーの設置	区ホームページへ（仮称）ユニバーサルデザインコーナーを設置して、区や区民、事業者、地域活動団体の行った取り組みを紹介することにより、広く周知を図ります。	障がい者福祉課
07	障がい者理解促進事業	障がい者当事者を講師とした福祉体験学習などを通じて、障がいに対する区民の理解を深めつつ、交流の場を広げ、地域におけるノーマライゼーションの普及、促進を図ります。	障がい者福祉課
08	障害者差別解消法研修の実施	障害者差別解消法に関する研修を実施し、障がいを理由とする差別の禁止や、合理的配慮等について学ぶ機会を提供します。	障がい者福祉課
09	児童や生徒の国際理解教育等の充実	区内の小中学生に異文化に対する開かれた意識等を醸成するために、外国人が自国の文化・習慣を紹介したり、児童・生徒が自分たちで調べたりする授業を実施します。	文化・国際交流課、文化・国際交流財団 ^{※8} 、指導室
10	板橋区版「英語村」の検討・開設	日常会話も含めて英語だけを使用する環境で学習し、小中学生の使える英語力向上や異文化理解の促進等を図るための「英語村」事業について、検討・開設します。	生涯学習課
11	日本語教室の開催	日本語を話せない外国人のために、日常生活を送るうえで基本的な初級レベルの日本語を学習する財団主催の教室を開催します。	文化・国際交流課、文化・国際交流財団
12	中学生と乳幼児のふれあい体験事業	中学生が将来の親育ちのため、児童館で乳幼児親子とのふれあいを体験するとともに、さまざまな意見交換を行います。	子ども政策課
13	男女がともにくらしやすいまちづくりのための情報発信	「男女平等推進センターだより スクエア・I（あい）」及び「I City～あいしてい～」を発行することにより、男女平等参画に係る情報提供を行います。	男女社会参画課

※8 （公財）板橋区文化・国際交流財団については、本来区の行政計画の対象ではありませんが、文化・国際交流課と連携することをもって対象とし、計画上の所管を連名で表記します。

No.	事業	内容	担当課
14	男女がともにくらしやすいまちづくりに向けた区職員の理解促進	区職員に対し「男女平等参画推進 NEWS」を定期的に発行し、男女平等参画の視点を養います。	男女社会参画課
15	ユニバーサルデザイン推進リーダーの設置・育成	各職場にユニバーサルデザインの研修を受けた推進リーダーを設置します。推進リーダーは、各職場で普及啓発を展開し、区職員に浸透させます。	障がい者福祉課
16	ユニバーサルデザインニュースの発行	区職員に対し、ユニバーサルデザインの考え方に適合した取り組みを紹介することにより、意識啓発を図ります。	障がい者福祉課
17	接遇向上研修の実施	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、従来の接遇研修の内容を改め、外国人や障がい者に関する要素も取り入れていきます。	人事課

指針 2

（「暮らし」を支える「まち（地域）」の力を引き出します）の重点事業（5事業）

番号	18	事業名	屋外案内標識デザインガイドラインの策定		
担当課	都市計画課、政策企画課、文化・国際交流課、暮らしと観光課、障がい者福祉課、土木部管理課				
事業概要	区が設置する屋外案内標識について、表示内容やデザイン、設置方法等に関する統一的なルールとして、屋外案内標識デザインガイドラインを策定する。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	デザインガイドラインの検討	デザインガイドラインの策定 整備計画の策定	次期実施計画との整合性を図る		

番号	19	事業名	福祉避難所の整備		
担当課	地域防災支援課				
事業概要	福祉避難所として指定している施設について、要配慮者の避難に備え各施設との災害時協定締結や必要な物資の配備及び運営体制の構築を図ります。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	新規施設整備 2施設 既存施設整備 7施設 備蓄物資整備 10施設 (新規施設を含む) 開設・運営訓練 2施設	新規施設整備 2施設 備蓄物資整備 10施設 (新規施設を含む) 開設・運営訓練 3施設	次期実施計画との整合性を図る		

番号	20	事業名	自転車利用ルール推進		
担当課	交通安全課				
事業概要	放置自転車問題を広く区民に訴えるため、特に放置自転車の多い駅周辺で町会、商店会、鉄道事業者、警察、区などが協働して、マナー向上のキャンペーン活動を行います。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	大山駅、志村三丁目駅、成増駅、高島平駅	活動地域の選定・実施 (4駅)	活動地域の選定・実施 (4駅)	活動地域の選定・実施 (4駅)	

番号	21	事業名	おでかけマップの管理・運営		
担当課	障がい者福祉課				
事業概要	高齢者、子育て世代、外国人、障がい者などを対象に、赤ちゃんの駅やだれでもトイレの情報などを掲載した「おでかけマップ(冊子版及びインターネット版)」管理・運営し冊子を配布することで、すべての人の社会参加を促します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	管理・運営 配布	管理・運営 改訂検討			

番号	22	事業名	コミュニケーション支援機器等の活用		
担当課	障がい者福祉課				
事業概要	障がい者や外国人など、すべての人とコミュニケーションを行うため、区で保有する音声同時翻訳ソフト等のコミュニケーション支援機器等を活用し、すべての人が社会参加できる環境を整備します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	コミュニケーション支援機器を活用した支援の実施及び活用	支援機器を活用した支援の実施及び活用 支援の充実に向けた検討	支援機器を活用した支援の実施及び活用 検討結果に基づき支援の拡充	支援機器を活用した支援の実施及び活用 検討結果に基づき支援の拡充	

指針2 その他事業

No.	事業	内容	担当課
23	道路標識の英語併記化	国の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正」の施行を受け、外国からの来訪者が円滑に目的地に到達できるよう道路案内標識の整備を進めます。	土木部管理課
24	呼びかけ看板等の多言語化	外国人等に対し、資源とごみの分け方出し方チラシや、不法投棄禁止看板の多言語化を進め、周知を図ります。 また、放置自転車等への駐輪禁止用注意札による呼びかけや、保管所案内看板を多言語で作成し、案内を行います。 同様に、公園内の制札板や注意札等多言語で作成し、案内を行います。	環境課、清掃リサイクル課、交通安全課、みどり公園課
25	区ホームページの多言語化	区のホームページに掲載されている行政情報について、自動翻訳機能を活用し、多言語で提供します。	広聴広報課
26	区紹介冊子の多言語化	外国人訪問者に対して、板橋区の産業や政策、伝統芸能や行事などを紹介する冊子を、多言語で作成します。	文化・国際交流課、文化・国際交流財団、指導室
27	区内レストラン等への多言語化支援	東京都多言語メニュー作成支援ウェブサイトの活用により、区内飲食店のメニューを多言語化し、外国人が気軽に来店できる環境を整えます。	文化・国際交流課、文化・国際交流財団
28	多言語での防災情報の提供	外国人に防災情報を提供するとともに、防災意識を高めるため、災害に備える内容のパンフレットを多言語で作成し、配布します。	文化・国際交流課、文化・国際交流財団
29	外国人への広報活動の体制整備	必要な情報や区役所の案内を多言語で作成し、転入手続き等をする外国人に配付します。また、「わたしの便利帳」に準ずるリーフレットを、多言語で作成します。	文化・国際交流課、文化・国際交流財団
30	外国人の防災訓練への参加促進	防災訓練に外国人が参加しやすいように通訳ボランティアを配置したり、広報活動を多言語で行ったりするなどの工夫をします。	地域防災支援課、文化・国際交流課、文化・国際交流財団
31	窓口における電話通訳対応	電話通訳対応を行うことにより、窓口での外国人へのスムーズな説明を行います。	戸籍住民課

No.	事業	内容	担当課
32	外国人児童・生徒への日本語学習初期支援	日本語を教えることができる「(仮称)日本語学習初期支援員」を養成して、学校の要望により派遣し、日本語が全く分からない児童・生徒を対象に、母語で日本語を教える体制を整備します。	文化・国際交流課、文化・国際交流財団、指導室、学務課
33	外国人向けガイドマップの作製	板橋区を観光で訪れる外国人観光客のために、区内の歴史的な名所や旧跡、散策コースを紹介した観光ガイドマップを、日本語版のほか、英語及び中国語版で作成します。	くらしと観光課
34	区報の音声版、点字版の発行	区内在住の視覚障がい者に対し、「声の広報」として録音版広報の貸与及び点字版「広報いたばし」の交付を行います。	広聴広報課
35	妊婦・出産ナビゲーション事業	妊娠期から行政の専門職が関わり、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、切れ目のない支援を行うことにより、妊婦・乳児及びその保護者の心身の健康の保持増進を図ります。	健康推進課
36	赤ちゃんの駅の指定	幼児を連れて外出した際に、おむつ替えや授乳などに気軽に立ち寄ることができる赤ちゃんの駅を指定するとともに、育児相談を実施します。	子ども家庭支援センター
37	乳幼児の事故防止に関する情報提供	区に妊娠届を提出する際に配付している「いたばし子育て情報ブック」の中で、乳幼児の事故(転落、誤飲等)対策について、カラーイラストを使い分かりやすく情報提供を行います。	子ども家庭支援センター
38	児童館子育て相談エール	区内5館の乳幼児親子専用室「すくすくサロン」に専任の相談員を常駐させ、子育ての不安や悩みに対して、アドバイスや専門機関の紹介等を通じて、さまざまな子育て世帯の育児をサポートします。	子ども政策課
39	生涯学習センター ICT相互学習支援事業	大原・成増の生涯学習センターで、時々々の社会状況に応じながらパソコン講座等を実施していきます。	生涯学習課

No.	事業	内容	担当課
40	「板橋区授業スタンダード」に基づいた「わかる できる 楽しい」授業の推進	区立全小中学校において、授業の基本的な学習・指導方法である「板橋区授業スタンダード」に基づいた「わかる できる 楽しい」授業を推進し、子ども一人ひとりに基礎的・基本的な学力の定着と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。	指導室
41	見守りネットワーク	70歳以上の独居高齢者で希望する方を名簿登録し、その情報を区、地域包括支援センター、警察、消防、及び民生委員で共有し、緊急時や見守り等に活用します。	おとしより保健福祉センター
42	板橋区版A I Pの構築	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療・介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築とともに「シニア活動支援」の取り組みを進めます。	おとしより保健福祉センター
43	要配慮者支援体制の充実	高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害発生時に自力で避難するのが困難な方から同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる町会・自治会及び民生・児童委員等避難支援関係者に提供することにより、平素から地域全体での支援体制の強化を図ります。	地域防災支援課
44	バリアフリー相談窓口	区民や庁内でのバリアフリーに関する相談や苦情の窓口を担うとともに、関係機関へ要望を行います。	障がい者福祉課
45	スマイルマーケットの運営	障がい者施設の自主生産品、区民から公募で選ばれたお菓子などの「板橋のいっぴん」、区と交流ある自治体の特産品を合わせて販売し、新しいコミュニティショップとして運営します。	障がい者福祉課
46	障がい者の就労促進	区内障がい者に就労を促し、能力開発を支援しつつ、一般就労とその後の職場定着を支援します。	障がい者福祉課
47	障がい者スポーツ大会の実施	障がい者及びその家族が、スポーツを楽しむ、親睦を深めるとともに、障がい者に対する区民の理解促進を図ります。	障がい者福祉課
48	障がい者レクリエーション・スポーツ教室	だれもが楽しめるユニバーサルスポーツであるボッチャを中心としたスポーツ教室を実施することにより、障がい者の社会参加の促進や健康維持を図ります。	障がい者福祉課

○指針 3

(安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます) の重点事業 (9 事業)

番号	49	事業名	東板橋体育館周辺スポーツ施設整備		
担当課	スポーツ振興課				
事業概要	老朽化が進んでいる東板橋体育館の再整備を行うとともに植村冒険館を複合化します。併せて東板橋庭球場についても改修を行い、地域において生涯スポーツを楽しめる場所の提供とスポーツによる健康づくりを支援します。				
年度別計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
	調整中				

番号	50	事業名	小豆沢スポーツ施設整備		
担当課	スポーツ振興課				
事業概要	小豆沢公園内のスポーツ施設を計画的に改修・更新し、地域において生涯スポーツを楽しめる場所の提供とスポーツによる健康づくりを支援します。				
年度別計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
	小豆沢体育館プール棟工事 一体整備検討結果に基づき、旧武道場解体設計及び一体整備設計	小豆沢体育館プール棟工事完了・開設 旧武道場解体工事及び一体整備工事着手	次期実施計画との整合性を図る		

番号	51	事業名	公園のユニバーサルデザイン化		
担当課	みどりと公園課				
事業概要	ユニバーサルデザインに基づいた公園・緑地等の改修を進めます。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	改修工事2か所 改修設計4か所	改修工事1か所 改修設計4か所	次期実施計画との整合性を図る		

番号	52	事業名	中央図書館の改築		
担当課	中央図書館				
事業概要	中央図書館を改築し、ユニバーサルデザイン化を行うことにより、幅広い年齢層の方や障がい者の方などだれもが利用しやすい施設として整備します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	基本設計 実施設計	実施設計 工事着手	次期実施計画との整合性を図る		

番号	53	事業名	内方線付き点状ブロック整備支援		
担当課	障がい者福祉課				
事業概要	視覚障がい者の安全を確保するため、鉄道駅ホームへの内方線付き点状ブロック ⁹ 設置費を助成し、駅のユニバーサルデザイン化を推進します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	助成2駅	助成1駅	整備駅の検討		

⁹ 点状ブロックの内側に安全側を示す1本線が追加されたブロックのこと

番号	54	事業名	自転車駐車場の整備		
担当課	交通安全課				
事業概要	駅周辺における自転車等の放置状態を解消するため、自転車駐車場を整備及び改修し、通行の安全とまちの景観の向上を進めます。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	設計1か所 整備2か所	設計1か所 整備・改修1か所	次期実施計画との整合性を図る		

番号	55	事業名	駅エレベーターの設置誘導		
担当課	障がい者福祉課				
事業概要	鉄道駅のエレベーター設置に対し助成を行い、駅のユニバーサルデザイン化を推進します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	助成1駅 (板橋駅)	整備駅の検討			

番号	56	事業名	ユニバーサルデザインチェックの実施		
担当課	都市計画課、障がい者福祉課				
事業概要	区公共施設の改修時等に、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を切れ目なく実行し、好循環（スパイラルアップ）を生み出します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	実施	実施 チェック項目の見直し・改善			

番号	57	事業名	ユニバーサルデザインアドバイザーの設置・活用		
担当課	都市計画課、障がい者福祉課				
事業概要	施設のユニバーサルデザインに係る助言・指導を担う学識経験者又は専門家を設置し、活用します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	アドバイザーの設置・活用	アドバイザーの設置・活用	実績を踏まえて検討		

指針3 その他事業

No.	事業	内容	担当課
58	学校の改築	全面改築を行うことによりエレベーター、スロープ、だれでもトイレの設置、昇降口扉の引き戸への改修、壁・床の高コントラスト化等の整備を行います。	学校づくり課
59	学校施設の改修（大規模改修）	大規模改修による学校施設の改修を実施するにあたり、エレベーター、スロープ、だれでもトイレの設置、昇降口扉の引き戸への変更、壁・床の高コントラスト化等の整備を行います。	新しい学校づくり課
60	少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修工事	少年自然の家八ヶ岳荘を大規模改修し、ユニバーサルデザイン化を行うことにより、誰もが利用しやすい施設として整備します。	生涯学習課
61	公園・公衆トイレの改修	防災機能の充実やバリアフリー化など、公園の改修を進めるとともに、老朽化した公園・公衆トイレについて、だれでも使いやすいトイレに改修します。	みどりと公園課
62	無電柱化の促進	電線類を地中化することにより、災害時における被害を最小限にとどめ、歩行空間の確保と良好な都市景観の形成をめざします。	計画課
63	区道の補修	路面の破損や平坦性の低下、沿道住民への騒音・振動被害を解消するため、計画的に区道の補修整備を行います。	計画課
64	歩道の段差改善	歩車道分離道路の改修時に、車いす利用者、視覚障がい者等に配慮した「板橋型 BF ブロック」※10の使用を標準仕様として、整備促進を図ります。	計画課
65	自転車道の整備	自転車の安全走行と歩行者の安全性の向上を図るため、自転車道の整備方針の検討を進めます。	計画課
66	公共交通サービス水準の改善	相対的に公共交通サービス水準の低い地域（要改善地域）のサービス水準の向上を図るため、バス以外による改善も含めた手法の検討を行い、移動時における利便性の向上を図ります。	都市計画課
67	小学生自転車運転免許証交付事業	小学生3～6年生を対象に、交通安全教育、実技テスト等を行い、自転車の利用者として必要な技能と知識の習得を進めます。	交通安全課

※10 車いすなどの円滑な通行を可能としながら、段差を残したブロックのこと。詳細は20頁のコラムを参照。

No.	事業	内容	担当課
68	本庁舎サインの適正な維持管理	「本庁舎サイン整備基本方針」に基づいて作成した区役所本庁舎内のサインについて、引き続き適正な維持管理を行います。また、本庁舎以外の施設の改築等の際に、必要な情報提供を行います。	庁舎管理・契約課
69	公共施設の情報共有	公共施設の管理者の横の連携を図るため、情報共有の方法について検討するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に沿った公共施設の運営を行います。	障がい者福祉課
70	介護保険による住宅改修の給付	事前に板橋区に申請した上で、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った際に、改修費を支給します。	介護保険課
71	高齢者住宅設備改修助成事業の実施	65歳以上で介護の予防や介護負担の軽減、自立した生活の支援を目的として住宅の改修が必要と認められる方に、住宅改修の改修費を助成します。	おとしより保健福祉センター
72	障害者自立支援法による住宅改修助成	原則として介護保険適用者を除く65歳未満の身体障害者手帳所持者に対し、生活の向上等のために住宅を改修する場合、費用の一部を助成します。	障がい者福祉課
73	住宅リフォーム支援制度の実施	区内の既存木造住宅の耐震及び住宅のバリアフリー化を推進するため、区内の事業者登録及び区内金融機関との協定に基づくリフォーム融資紹介事業を行います。	住宅政策課
74	商店街バリアフリー促進事業	商店街にユニバーサルデザインの取り組みを情報提供することにより、商店街や、商店街内の各店舗の出入口の段差改善などの取り組みを推進します。	産業振興課
75	福祉のまちづくり整備指針の配布	民間事業者が行うバリアフリー化整備の基準として、区が福祉のまちづくり施設整備指針を施工主などへ配布し、民間施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。	障がい者福祉課

○指針4

(ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます)の重点事業(4事業)

番号	76	事業名	会議・イベント等に参加できる環境整備の検討		
担当課	障がい者福祉課				
事業概要	だれもが区の会議やイベント等に参加できるよう、現在区が実施している乳幼児や障がい者の一時預かり制度を踏まえつつ、新たな手法について検討し、実施します。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	新たな手法について検討・調整	検討結果に基づき実施	新たな手法について検討・調整	検討結果に基づき実施	

番号	77	事業名	ユニバーサルデザイン推進調整会議の設置・活用		
担当課	都市計画課、障がい者福祉課				
事業概要	区職員で構成するユニバーサルデザイン推進調整会議を設置し、区の施設のうち、改築、改修等を行う施設がユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものであるかをチェックします。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	会議体の設置 会議の実施	会議の実施 運営方法の改善	会議の実施 運営方法の改善	会議の実施 所掌事項の見直し・検討	

番号	78	事業名	板橋区ユニバーサルデザイン賞の検討・実施		
担当課	産業振興課・産業振興公社 ^{※11}				
事業概要	ユニバーサルデザインに配慮した製品について審査し、優れた製品に対して表彰を行います。				
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度	
	対象等について 検討	実施			

※11 (公財)板橋区産業振興公社については、本来区の行政計画の対象ではありませんが、産業振興課と連携することをもって対象とし、計画上の所管を連名で表記します。

番号	79	事業名	アーバンデザインセンター高島平の運営	
担当課	高島平グランドデザイン担当課			
事業概要	民・学・公が連携したアーバンデザインセンター高島平（UDCTak）による活動をスタートさせ、多様な主体が連携して知恵と工夫を生み出し、高島平が健康で暮らしやすいまちの全国モデルとなることをめざしていきます。			
年度別計画	29年度	30年度	31年度	32年度
	セミナー・ワークショップ等の開催と情報発信	セミナー・ワークショップ等の開催と情報発信	セミナー・ワークショップ等の開催と情報発信	セミナー・ワークショップ等の開催と情報発信
	まちづくり事業の展開やイベントの開催	まちづくり事業の展開やイベントの開催	まちづくり事業の展開やイベントの開催	まちづくり事業の展開やイベントの開催
	プロムナード基本構想策定	持続的な運営に向けた検討	持続的な運営に向けた検討と運営体制の見直し	

指針4 その他事業

No.	事業	内容	担当課
80	ユニバーサルデザインに関するアンケート調査の検討・実施	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、区民に対しアンケート調査を実施し、認知度や課題等を把握します。	障がい者福祉課
81	ユニバーサルデザイン推進協議会の運営	ユニバーサルデザイン推進協議会を開催し、区民、事業者、関係団体、学識経験者の意見を取り入れ、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	障がい者福祉課
82	板橋区福祉有償運送協議会	特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性、その他の事項について協議するため、福祉有償運送運営協議会を開催します。	障がい者福祉課
83	施設整備に係るプロジェクトマネジメント	区の公共施設を整備（改築や大規模改修など）する際の検討手順を標準化するために策定した「施設整備に係るプロジェクトマネジメント要領」に基づいた整備を推進します。	資産活用課
84	優良事業等報奨制度	庁内での優良事業や職員提案を通じて、区民福祉の増進、事務の改善及び効率化など、行政能率の向上等を図ります。	政策企画課
85	GNP 活動	各職場で実施した改善・改革の事例を区職員自らが発見し、広く庁内へ発信し共有していく GNP(グッドニュースプロジェクト)活動を通じて、区職員への意識啓発や良好な組織風土の醸成を図ります。	人事課

コラム | 小豆沢体育館プール棟の増築

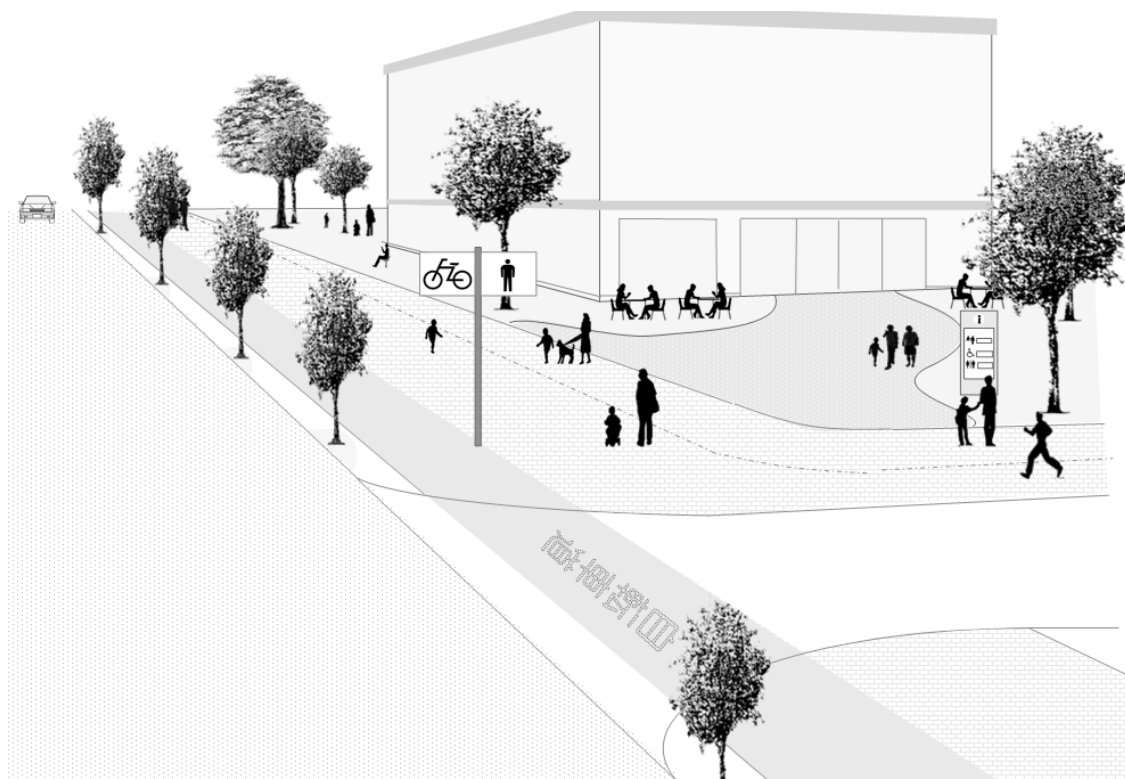
小豆沢体育館プール棟増築工事により、施設のユニバーサルデザイン化を行っています。

具体的には、公認記録が計測できる 25m の温水プールとするほか、車椅子でも入ることができるスロープ付きのプールとしたり、障がい者用更衣室やプール内にだれでもトイレを設置したりするなどの配慮をしています。

健常者も障がい者も、だれもが同じ場で利用し、楽しめる施設となっています。



【図表 12】 移動のしやすさと美しい空間を考慮した施設整備のイメージ



建物を新築したり改築したりする際に、設計のコンセプトや配慮事項などを検討しながら施策・組織横断的に連携を図ることが重要です。上記のイメージを作り出すためには、以下の事業が考えられます。

- [18]屋外案内標識等デザインガイドラインの策定
- [56]ユニバーサルデザインチェックの実施
- [57]ユニバーサルデザインアドバイザーの設置・活用
- [64]歩道の段差改善
- [65]自転車道の整備
- [77]ユニバーサルデザイン推進調整会議の設置・活用
- [83]施設整備に係るプロジェクトマネジメント

コラム | デザインで解決する

眼鏡は本来視力を矯正する道具ですが、フレームの形や色などをデザインすることにより、おしゃれな道具として使われ、視力の良し悪しにかかわらず多くの人が身につけています。高齢者が使用する杖が美しくデザインされれば、日常生活の場面でも使いたくなり、外出が促されたり活動したくなったりすることも考えられます。

特定の目的のために作った道具が、機能性に加えて美しさを備えることにより、「自分でも欲しい」「使ってみたい」という意識とともに広く普及し、課題解決の糸口となる可能性があります。

5 計画の推進に向けて

(1) 進行管理の実施とスパイラルアップ

区は、重点事業の進捗状況を把握・点検し、計画・実行・評価・改善の好循環（スパイラルアップ）を図ります。

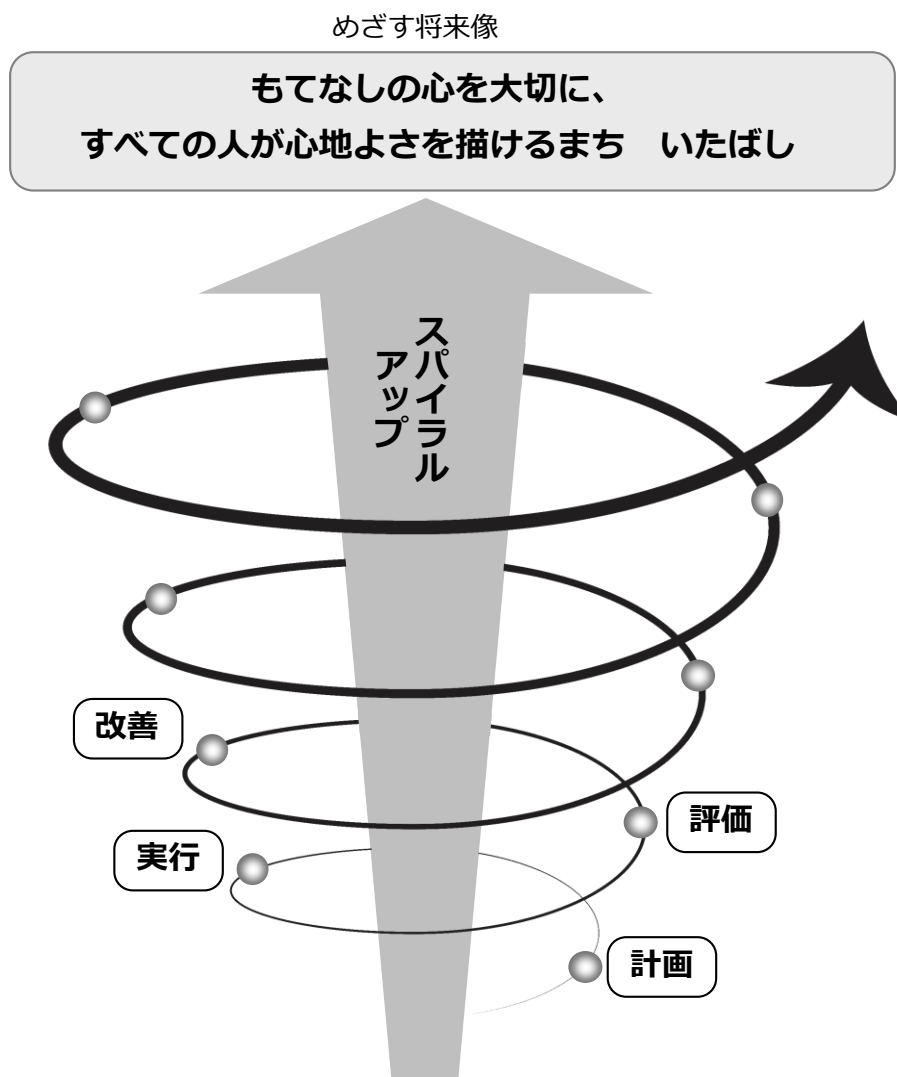
(2) 計画の進捗状況の報告等

区は、学識経験者、関連団体、事業者、公募区民、事業者などで構成する「板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会」において計画の実施状況の報告を行うとともに、必要な助言等を求めています。

(3) 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会による点検等

「板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会」において計画の実施状況の把握や点検を行います。また、ユニバーサルデザインの推進に関する意識啓発や基本的事項について調査審議を行います。

【図表 13】スパイラルアップのイメージ



資料編



資料編

1 世帯数・総人口・年齢区分別人口・高齢化率の推移

【図表 14】 世帯数・総人口・年齢区分別人口・高齢化率の推移

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
世帯数	272,420	278,061	279,323	280,567	283,727	288,864	294,466
総人口	535,824	535,812	536,335	537,668	540,549	546,414	553,257
1 世帯あたり人口	1.97	1.93	1.92	1.92	1.91	1.89	1.88
年少人口	55,731	59,584	59,645	59,876	60,169	60,666	61,332
生産年齢人口	356,417	367,745	365,487	361,807	360,515	362,217	365,652
老年人口	111,800	108,483	111,203	115,985	119,865	123,531	126,273
高齢化率	20.9%	20.3%	20.7%	21.6%	22.2%	22.6%	22.8%
備考	国勢調査	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳

(注) 住民基本台帳の基準日は各年 4 月 1 日

2 板橋区バリアフリー総合計画の達成状況

区がバリアフリー化を総合的に推進するため、「板橋区バリアフリー総合計画」に基づき平成 15 年度から 27 年度まで進めてきた重点施策について、目標量に対する達成状況及を踏まえて総括評価します。

(1) 「Ⅰ 建物と住まいのバリアフリー化の推進」の分野では、公共施設（建築物）や公的住宅について、「福祉のまちづくり整備指針」によりバリアフリー化を推進してきました。区役所本庁舎南館の改築では、ユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリーだけでなく、すべての人が利用しやすいサービスの充実を図りました。

また、この指針に基づく働きかけによって、事業者による各種サービス施設（商業施設等）のバリアフリー化を促進するとともに、住宅のバリアフリー化を支援し、区、区民及び事業者の協働による安心・安全に利用できる施設や住宅の実現を図ってきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった項目は 57 項目中 48 項目となり、8 割を超えています。

(2) 「Ⅱ コミュニティ空間のバリアフリー化の推進」の分野では、道路や公園、広場等のコミュニティ空間について、区は区民や事業者の参画のもとでバリアフリー化を図るとともに、歩行空間の移動の連続性を確保し、安心して移動できる空間づくりを推進してきました。

また、区内各地域の区民等が主体的にかかわることができるように、コミュニティ空間のバリアフリー化を継続的に維持するための仕組みづくりを区民や事業者と協働で推進してきました。

区は前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成の項目が42項目中40項目と9割半ばとなっており、ほぼ計画どおりとなっています。

- (3) 「Ⅲ 利用しやすい交通システムの充実」の分野では、鉄道事業者が主体となる公共交通機関の拠点（駅舎及びバスターミナル）や車両等のバリアフリー化と多様な移動手段の確保に向け、区民との協働で誘導及び推進し、すべての人が安心して円滑に移動できる空間づくりを行ってきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった項目は22項目中20項目と9割を超えており、ほぼ計画どおりとなっています。

- (4) 「Ⅳ すべての人が利用できる情報環境づくり」の分野では区民及び事業者との協働でバリアフリーに関わる情報のネットワーク化を推進し、移動に必要な情報環境を充実させることで、高齢者や障がい者等が日常生活や災害時においても、安心して外出、移動できる環境の整備を行ってきました。

また、急速なIT（情報技術）化により生じている情報格差（デジタルデバイド）を解消するためIT学習の充実を図り、だれもが気軽に情報にアクセスできる環境づくりを推進してきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった項目は37項目中33項目と約9割となっており、ほぼ計画どおりとなっています。

- (5) 「Ⅴ バリアフリーを支え合う社会の形成」の分野では、すべての区民が自由に行動し、社会参加ができるよう、物理的なバリアフリー化を図るとともに、高齢者や障がい者等に対する誤解や無関心などが生じる偏見や差別などの心理的障壁（バリア）をつくらず、なくすための取り組みを行ってきました。

具体的には、区と区民及び事業者の連携により、高齢者や障がい者等のくらしの自立を支援するとともに、町会・自治会・商店街等の地域コミュニティやNPO法人、先進的なまちづくり活動グループやボランティア等の民間団体に対して、バリアフリー活動の促進を図ってきました。

また、小中学校での総合的な学習の時間などにおける「心のバリアフリー」の理解を深める学習や区民に対する理解促進活動、生涯学習、体験ワークショップなどの啓発活動を推進してきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった項目は28項目中25項目と約9割となっており、ほぼ計画どおりとなっています。

全体としてみると、186項目中166項目と約9割が達成、概ね達成となっており、計画は順調に推移してきたことが分かります。

【図表 15】 バリアフリー総合計画の達成状況

施策	期別	達成	概ね 達成	一部 達成	見直し 繰延	計
Ⅰ 建物と住まいのバリアフリー化の推進	前期	10	1	0	0	11
	中期	20	2	1	6	29
	後期	9	6	0	2	17
Ⅱ コミュニティ空間のバリアフリー化の推進	前期	8	1	1	0	10
	中期	11	4	0	0	15
	後期	11	5	1	0	17
Ⅲ 利用しやすい交通システムの充実	前期	4	1	0	0	5
	中期	6	4	1	1	12
	後期	5	0	0	0	5
Ⅳ すべての人が利用できる情報環境づくり	前期	3	0	0	1	4
	中期	13	11	2	0	26
	後期	5	1	0	1	7
Ⅴ バリアフリーを支え合う社会の形成	前期	2	0	0	0	2
	中期	7	4	3	0	14
	後期	10	2	0	0	12
計		124	42	9	11	186

前期：平成 15（2003）年度～平成 17（2005）年度

中期：平成 18（2006）年度～平成 22（2010）年度

後期：平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度

3 ユニバーサルデザインの基本原則（7原則）

ユニバーサルデザインの考え方を理解する上で基本となるものであり、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインが関わる幅広い分野での方向性が明確に示されたものです。

【図表 16】ユニバーサルデザインの「基本原則」（7原則）

原則		内容		【例】
原則①	公平性	だれにでも公平に利用できること	だれにでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること	○自動ドアの出入口
原則②	柔軟性	利用者に応じた使い方ができること	使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること	○立位、座位どちらでも使える申請書記載台 ○階段、エレベーター、エスカレーターが併設された駅
原則③	単純性 直感性	使い方が簡単ですぐわかること	使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること	○ピクトグラムを活用したサイン ○小さな子どもでもわかる絵で書かれた説明書
原則④	認知性	必要な情報がすぐに理解できること	使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること	○文字・記号、音・音声、触知図・振動など複数の情報伝達方法を組み合わせたサイン
原則⑤	安全性	使い方を間違えても、重大な結果にならないこと	ついうっかりしたり、意図しなかったりした行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること	○駅のホームドア ○パソコン等の誤操作防止のための確認表示
原則⑥	効率性 省力性	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること	効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること	○レバー式ドアノブやバー付きスライドドア ○購入ボタン、取り出し口が腰の高さにある自動販売機
原則⑦	快適性	アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること	どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること	○だれでもトイレ ○ボタン部分が大きいスイッチ ○幅が広い自動改札機

4 ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件

【図表 17】ユニバーサルデザインの「価値向上要件」

原則		内容	【例】
A	真正性	本来の価値や感性価値を提供するしつらえ、演出、もてなしの提供に配慮されていること	【例】 ○歴史・文化遺産への観光客の受け入れだけを考慮した過度な整備ではなく、その歴史的・文化的な価値を残し、伝えるために行う保存整備 ○ユニバーサルマナー・ユニバーサルサービス
			【例】 ○温水機能付き便座の一般家庭への普及 ○地域の伝統産業の技術を活用した間伐材利用商品のブランド化による林業の活性化と森林保護活動の充実
B	公益性	新たに創造した価値、又は、再評価で見出した価値をグローバル化・ブランド化・スタンダード化し、地域的・社会的な課題の解決やライフスタイルの向上につなげていること	【例】 ○雪国の雁木空間の維持・活用 ○地域の伝統的な祭りで神輿が通る経路に配慮した道路設計・改善
C	地域性	地域の特徴（地形、気候風土等）や文化との調和や継承・強化に配慮されていること	【例】 ○歴史的な街並みや景観（伝統的建造物群保存地区等）の価値との調和を図る環境整備
D	審美性	人の愛着を生み、周辺環境と調和し、魅力的で美しいこと	【例】 ○シャンプーとリンスの違いを容器の凹凸の違いで区別（特別な装備によるコスト増加を回避し、安価で商品提供） ○だれもが自立的に利用でき、安価でサービスを楽しむことができるセルフサービスの仕組み
E	価格妥当性	だれもが手に入れられる、利用できる価格であること コストパフォーマンスが高いこと	【例】 ○省エネルギー、自然エネルギー活用 ○ゼロエミッション（資源循環）社会 ○スマートシティ（低炭素・環境配慮都市） ○住宅の長寿命化 ○スケルトン・インフィル住宅（間取りが変更可能な住宅） ○アダプティブデザイン（ニーズ変化に応じて取り外しや移設可能など、可変性・可動性のあるデザイン） ○環境や時期の違いを対応した施設（昼・夜／雨天・晴天／季節／日常時・災害時／日常時・イベント時） ○生態系保全（生物多様性） ○ダイバーシティ（多様性の受け入れ） ○CSV（クリエイティブ シェアード バリュー：共有価値の創造／事業による社会的価値と経済的価値の同時実現）
F	持続可能性	【環境への配慮】 地球環境への負荷が少ないこと 【継続的・長期的利用への配慮】 耐久性・可変性・可動性・改変性・付加性が高く、さまざまな変化にフレキシブルに対応できる機能を有し、継続的・長期的に利用できること 【幅広い世代への配慮】 いかなる世代にも不利にならず、世代を超えて利用できるデザインであること	【例】 ○省エネルギー、自然エネルギー活用 ○ゼロエミッション（資源循環）社会 ○スマートシティ（低炭素・環境配慮都市） ○住宅の長寿命化 ○スケルトン・インフィル住宅（間取りが変更可能な住宅） ○アダプティブデザイン（ニーズ変化に応じて取り外しや移設可能など、可変性・可動性のあるデザイン） ○環境や時期の違いを対応した施設（昼・夜／雨天・晴天／季節／日常時・災害時／日常時・イベント時） ○生態系保全（生物多様性） ○ダイバーシティ（多様性の受け入れ） ○CSV（クリエイティブ シェアード バリュー：共有価値の創造／事業による社会的価値と経済的価値の同時実現）

【図表 18】ユニバーサルデザインの「プロセス要件」

原則		内容	【例】
ア	参画・協働性	多様なニーズを反映するために、あらゆるプロセス（過程）の中でさまざまな関係者による協働が図られていること	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備の構想検討段階からの区民参加 ○セーフコミュニティ（多主体協働による地域の安全・健康保持の継続的推進）
イ	主体性 自立性	周囲の人が不便・困難と思うことに対して自ら積極的にかわったり、自分でできることはできるだけ自分で行おうとしたりするプロセスがあること	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関で席をゆずる ○段差のある道路で移動を手伝う ○手助けを必要とせず、自分一人で行うことができる ○子どもや高齢者の歩行者に配慮して自転車を押し歩きする ○接客・接遇の体験講習会 ○商店街の各店舗による買い物客へのトイレ提供サービス

5 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例

平成 14 年 3 月 11 日板橋区条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、東京都板橋区（以下「区」という。）において、すべての区民が基本的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参加できるよう、区、区民、事業者及び地域活動団体のそれぞれの責務を明らかにし、それぞれが協働することにより、ユニバーサルデザインの総合的な推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン すべての人が年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることをいう。
- (2) バリアフリー すべての人が自由に行動し、社会参加するうえで妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁をつくらないこと及び取り除くことをいう。
- (3) 区民 区内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは権原に基づき占有する者をいう。
- (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものであって、事業（営利を目的とするものに限る。）を行うものをいう。
- (5) 地域活動団体 区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものであって、地域において事業（営利を目的とするものを除く。）を行うものをいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、ユニバーサルデザインの推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 区は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、区民、事業者及び地域活動団体の意見を反映しなければならない。
- 3 区は、自ら設置し、又は管理する施設をユニバーサルデザインに配慮して整備しなければならない。
- 4 区は、施策、事業等を実施するに当たっては、ユニバーサルデザインに配慮しなければならない。
- 5 区は、ユニバーサルデザインに関する理解を深めるため、区の職員、区民、事業者及び地域活動団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第 4 条 区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、自ら及び相互に協力してユニバーサルデザインを推進するよう努めるとともに、バリアフリーを推進する責務を有する。

2 区民は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、区内に所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、自ら及び相互に協力してユニバーサルデザインを推進するよう努めるとともにバリアフリーを推進する責務を有する。

2 事業者は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(地域活動団体の責務)

第 6 条 地域活動団体は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、地域で共有し、自ら及び相互にユニバーサルデザインを推進するよう努めるとともに、バリアフリーを推進する責務を有する。

2 地域活動団体は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(区、区民、事業者及び地域活動団体の相互理解等)

第 7 条 区、区民、事業者及び地域活動団体は、共通認識のもとに相互に立場を理解し、及び尊重し、協力し、及び連携してユニバーサルデザインを推進するよう努めるものとする。

2 区、区民、事業者及び地域活動団体は、共通認識のもとに相互に協力し、連携してバリアフリーを推進しなければならない。

(計画の策定)

第 8 条 区長は、ユニバーサルデザインに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ユニバーサルデザインの推進に関する目標
- (2) ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインを総合的かつ計画的に実施するための施策

3 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(助言、指導等)

第 9 条 区長は、区民、事業者及び地域活動団体がユニバーサルデザインを推進するに当たり、円滑な実施を確保するため、必要に応じ助言することができる。

2 区長は、公共の利用に供する施設その他の特にバリアフリーの推進が必要と認められる施設の所有者、管理者等に対し、バリアフリーの推進を指導し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 区長は、前項に規定する勧告を行う際は、あらかじめ次条第 1 項に規定する東京都板橋区ユニバーサ

ルデザイン推進協議会の意見を聴かなければならない。

(ユニバーサルデザイン推進協議会)

第10条 第1条の目的を達成するため、区長の付属機関として、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 区民、事業者及び地域活動団体へのユニバーサルデザインの推進に関する意識啓発に関する事項
- (3) 前条第2項の規定による勧告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインの推進に関する基本的事項

3 協議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 協議会は、区民、事業者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、区長の委嘱する委員18名以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱する協議会の委員は、第9条第4項の規定にかかわらず、平成13年10月29日に板橋区バリアフリー推進協議会委員として委嘱された者とする。
- 3 前項の規定により委嘱された者の任期は、第9条第5項の規定にかかわらず、平成15年10月28日までとする。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定（地域活動団体に係る部分を除く。）、第2条の改正規定（事業者及び地域活動団体に係る部分を除く。）、第7条の改正規定、第8条及び第9条の改正規定（地域活動団体に係る部分を除く。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に東京都板橋区バリアフリー推進協議会の委員である者は、前項ただし書に規定する改正規定による改

正後の東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例（以下「新条例」という。）第9条第4項の規定により委嘱された東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の委員とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第9条第5項の規定にかかわらず、平成30年5月12日までとする。

6 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則

平成 14 年 5 月 30 日板橋区規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例(平成 14 年板橋区条例第 14 号)第 9 条に規定する東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選任及び権限)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、東京都板橋区バリアフリー推進条例の一部を改正する条例(平成 28 年板橋区条例第 63 号)付則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定(「第 9 条」を「第 10 条」に改める部分に限る。)は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

7 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 委員名簿

	役職	氏名	所属
学識経験者	会長	八藤後 猛	日本大学理工学部まちづくり工学科 教授
	会長代理	水村 容子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授
	委員	桑波田 謙	(株)クワハタデザインオフィス 代表取締役
区民・団体等	委員	佐々木 宗雅	板橋区視覚障害者福祉協会 会長
	委員	塩尻 輝雄	板橋福祉のまちをつくろう会
	委員	杉浦 典和	いたばし地域情報交流センター 代表
	委員	ジョアキム マンタル※	(公財) 板橋区文化・国際交流財団 国際交流員
	委員	曾輪 信明	板橋区聴覚障害者協会 事務局長
	委員	野原 恵	板橋区手をつなぐ親の会 副会長
	委員	早坂 憩子	板橋区老人クラブ連合会 副会長・会計
公募	委員	向畑 千秋	板橋区商店街連合会 環境委員長
	委員	加藤 博己	公募区民
事業者	委員	澤口 桂子	公募区民
	委員	竹澤 大一	(一社) 東京都建築士事務所協会板橋支部副支部長
行政機関	委員	湊 一成	東武鉄道(株)鉄道事業本部施設部建築土木課長
	委員	浅見 卓也	東京都建設局第四建設事務所補修課長
	委員	飯沼 健一	東京都交通局建設工務部計画担当課長
	委員	濱添 幸一	板橋警察署交通課長

前委員 ※スタンダード・ポリシー (第44回から第45回まで)

敬称略、50音順

8 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会等の調査審議経過（平成 28 年度）

回数	日時	議題等
第 44 回	平成 28 年 5 月 13 日	○委嘱状伝達式 ○板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針(案)の検討
第 45 回	平成 28 年 7 月 28 日	○板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針の報告 ○ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査結果の報告 ○(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 (骨子案) の検討
第 46 回	平成 28 年 10 月 7 日	○(仮称)ユニバーサルデザイン推進計画 2025 (素案) の検討 ○板橋区バリアフリー推進条例改正概要
第 47 回	平成 29 年 1 月 13 日	○パブリックコメントの結果について ○ユニバーサルデザイン推進計画 2025 (案) の検討

9 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

(平成 14 年 9 月 3 日区長決定)

(設置)

第 1 条 すべての区民が基本的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参加できるよう区内のユニバーサルデザインを推進し、これに関する事項の調査検討を行い、総合的かつ効率的に施策を展開していくため、板橋区ユニバーサルデザイン推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ユニバーサルデザインの推進施策について調査・検討すること。
- (2) ユニバーサルデザイン推進計画の策定に関すること。
- (3) その他ユニバーサルデザインに係わる重要な事項に関すること。

2 本部は、必要に応じ、別に定める東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の助言を得るものとする。

(構成)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、別表 1 に定める職にある者とする。
- 5 前項に定める者のほか、本部長は、必要と認める者を本部員に指名することができる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職を代理する。

(検討会)

第 5 条 本部の下に検討会を置く。

- 2 検討会は、本部の定める事項について調査・検討をする。
- 3 検討会の会員は、別表 2 に定める職にある者とする。ただし、別表 2 に定める職にある者のほか、本部長は、必要と認める者を会員に指名することができる。
- 4 検討会は、本部長が指名する本部員(以下「会長」という。)が招集し、会議を主宰する。
- 5 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職を代理する。

(庶務)

第 6 条 本部及び検討会の庶務は、福祉部障がい者福祉課が行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 18 日から施行する。

別表 1 <本部員>

- (1) 教育長
- (2) 政策経営部長
- (3) 技術担当部長
- (4) 総務部長
- (5) 危機管理室長
- (6) 区民文化部長
- (7) 産業経済部長
- (8) 健康生きがい部長
- (9) 福祉部長
- (10) 子ども家庭部長
- (11) 資源環境部長
- (12) 都市整備部長
- (13) 土木部長
- (14) 会計管理室長
- (15) 教育委員会事務局次長
- (16) 地域教育力担当部長

別表 2 <検討会>

- (1) 政策経営部政策企画課長
- (2) 政策経営部広聴広報課長
- (3) 政策経営部 I T 推進課長
- (4) 政策経営部資産活用課長
- (5) 政策経営部営繕課長
- (6) 政策経営部教育営繕担当課長
- (7) 総務部総務課長
- (8) 総務部人事課長
- (9) 総務部庁舎管理・契約課長
- (10) 総務部男女社会参画課長
- (11) 危機管理室地域防災支援課長
- (12) 区民文化部地域振興課長
- (13) 区民文化部文化・国際交流課長
- (14) 区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
- (15) 産業経済部産業振興課長
- (16) 健康生きがい部長寿社会推進課長
- (17) 福祉部障がい者福祉課長
- (18) 子ども家庭部子育て支援施設課長
- (19) 資源環境部環境課長
- (20) 都市整備部都市計画課長
- (21) 都市整備部建築指導課長
- (22) 土木部管理課長
- (23) 土木部計画課長
- (24) 土木部みどり公園課長
- (25) 教育委員会事務局教育総務課長
- (26) 教育委員会事務局新しい学校づくり課長

10 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部 本部員名簿

区分	氏名	役職
本部長	坂本 健	区長
副本部長	橋本 正彦	副区長
本部員	中川 修一	教育長
本部員	太野垣 孝範	政策経営部長
本部員	岩田 雅彦	技術担当部長
本部員	堺 由隆	総務部長
本部員	久保田 義幸	危機管理室長
本部員	藤田 雅史	区民文化部長
本部員	細井 榮一	産業経済部長
本部員	渡邊 茂	健康生きがい部長
本部員	小池 喜美子	福祉部長
本部員	森 弘	子ども家庭部長
本部員	山崎 智通	資源環境部長
本部員	杉谷 明	都市整備部長
本部員	老月 勝弘	土木部長
本部員	矢嶋 吉雄	会計管理室長
本部員	寺西 幸雄	教育委員会事務局次長
本部員	松田 玲子	教育委員会事務局地域教育力担当部長

11 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（検討会）会員名簿

区分	氏名	役職
会長	小池 喜美子	福祉部長
委員	有馬 潤	政策経営部政策企画課長
委員	関 俊介	政策経営部広聴広報課長
委員	山田 節美	政策経営部 IT 推進課長
委員	岩田 雅彦	政策経営部資産活用課長
委員	廣木 友雄	政策経営部営繕課長
委員	荒張 寿典	政策経営部教育営繕担当課長
委員	菅野 祐二	総務部総務課長
委員	田中 光輝	総務部人事課長
委員	五十嵐 登	総務部庁舎管理・契約課長
委員	藤田 真佐子	総務部男女社会参画課長
委員	木内 俊直	危機管理室地域防災支援課長
委員	赤松 健宏	区民文化部地域振興課長
委員	町田 江津子	区民文化部文化・国際交流課長
委員	渡辺 五樹	区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
委員	雨谷 周治	産業経済部産業振興課長
委員	平岩 俊二	健康生きがい部長寿社会推進課長
委員	星野 邦彦	福祉部障がい者福祉課長
委員	桑子 早苗	子ども家庭部子育て支援施設課長
委員	永野 護	資源環境部環境課長
委員	内池 政人	都市整備部都市計画課長
委員	田島 健	都市整備部建築指導課長
委員	林 栄喜	土木部管理課長
委員	義本 昌一	土木部計画課長
委員	柴崎 直樹	土木部みどりと公園課長
委員	木曾 博	教育委員会事務局教育総務課長
委員	佐藤 隆行	教育委員会事務局新しい学校づくり課長

12 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 等策定経過

	開催日	会議名等	検討事項
平成 28 年	3月18日	第1回ユニバーサルデザイン方針検討会	○ユニバーサルデザイン推進基本方針(案)の検討
	4月6日	第2回ユニバーサルデザイン方針検討会	
	4月15日	第1回バリアフリー推進本部(検討会)	
	4月22日	第3回ユニバーサルデザイン方針検討会	
	4月28日	第2回バリアフリー推進本部(検討会)	
	5月13日	第44回バリアフリー推進協議会	
	5月26日	第1回バリアフリー推進本部	
	6月23日	第3回バリアフリー推進本部(検討会)	○ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査結果の報告
	7月6日	第4回バリアフリー推進本部(検討会)	○(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025(骨子案)の検討
	7月28日	第45回バリアフリー推進協議会	○(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025(素案)の検討
	8月30日	第2回バリアフリー推進本部	
	9月12日	第5回バリアフリー推進本部(検討会)	
	10月7日	第46回バリアフリー推進協議会	○板橋区バリアフリー推進条例改正概要
	11月1日	第4回バリアフリー推進本部	
11月下旬~12月上旬 パブリックコメントの実施			
	12月14日	第6回バリアフリー推進本部(検討会)	○パブリックコメントについて
平成 29 年	1月13日	第47回ユニバーサルデザイン推進協議会	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025(案)の検討
	1月23日	第5回ユニバーサルデザイン推進本部	
	1月31日	第6回ユニバーサルデザイン推進本部	

※期日未到来のものは予定を記載

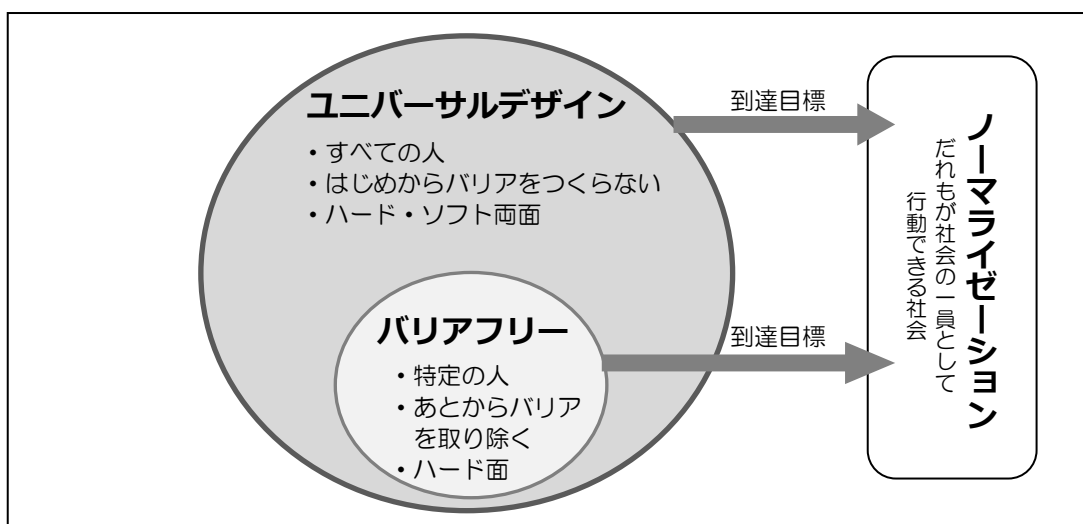
13 ユニバーサルデザインとバリアフリー

ユニバーサルデザインもバリアフリーも、障がいの有無にかかわらず、だれもが社会の一員として行動できるノーマライゼーションの考え方に基づく社会をめざすという到達目標は共通しています。

一方、具体的な取り組みという点では、バリアフリーは、障がい者や高齢者等、特定の人でも利用できるように、あとから施設などのバリア(障壁)を取り除くこととされています。それに対し、ユニバーサルデザインは、はじめからすべての人が利用できるように、施設やサービスなどハード・ソフトの両面において、バリア(障壁)を作らないことと整理できます。

以上を踏まえると、到達目標をめざす上で、バリアフリーの取り組みは、ユニバーサルデザインの取り組みに含まれるという言い方もできます。

【図表17】ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係



【図表18】ユニバーサルデザインとバリアフリーの特徴

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	特定の人 (障がい者・高齢者等)	すべての人 (年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず)
考え方	あとから バリア(障壁)を取り除く	はじめから バリア(障壁)をつくらない
主な対象	ハード面	ハード・ソフト両面
取り組みの前提	バリア(障壁)は すでに存在している	バリア(障壁)がない ことがあたりまえ
取り組みの姿勢	特定の人にとって 利用上のバリア(障壁)の 数を減らしていく	すべての人にとって、 さらに利用上の質が高まるように 絶えず改善に取り組む

14 ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査

(1) 調査の目的

高齢者、障がい者、子育て世代、外国人の方など、すべての人にとってくらしやすいまちの実現に向けて区民の意向を把握し、策定の基礎資料とすることを目的とします。

(2) 調査概要

① 調査対象者

20歳以上の板橋区民

② 対象者数

3,000人

③ 調査方法

住民基本台帳から無作為抽出

④ 調査期間

平成28年4月1日（金）～4月15日（金）

(3) 調査項目

① 回答者属性

② ユニバーサルデザインに対する意識について

③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向けた意見

ア 普段の生活や外出などで感じる不便さ

イ ハード面の取り組み

ウ ソフト面の取り組み

エ 自由記載

(4) 実施結果を読むにあたって

① 図表内の数値は小数点第2位以下を四捨五入した値であり、各項目値の合計が必ずしも100にならない場合があります。

② N値（回答者総数、又は該当質問での該当者数）が30未満の回答については、統計上有意とはいえ、分析には適さないため参考として示すに留めています。

(5) 地域区分

地域名	対象地域
①板橋地域	板橋・熊野・仲宿・仲町・富士見地域センター管内
②常盤台地域	大谷口・常盤台・桜川地域センター管内
③志村地域	清水・志村坂上・中台・前野地域センター管内
④赤塚地域	下赤塚・成増・徳丸地域センター管内
⑤高島平地域	蓮根・舟渡・高島平地域センター管内

(6) 標本誤差

標本誤差とは、今回のように全体（母集団）の中から一部を抽出して行う標本調査では、全体を対象に行った調査と比べ、調査結果に差が生じることがあり、その誤差のことを言います。この誤差は、標本の抽出方法や標本数によって異なりますが、その誤差を数学的に計算することが可能です。

標本誤差は次式で得られ、①比率算出の基数（n）、②回答の比率（P）によって誤差幅が異なります。

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \sqrt{\frac{N - n}{N - 1} \times \frac{P(1 - P)}{n}}$$

N = 母集団数（板橋区の20歳以上の人口）
 n = 比率算出の基数（回答者数）
 P = 回答の比率（%）

今回の調査結果の標本誤差は以下のようになっています。

回答比率 (P) n	10%または 90%程度	20%または 80%程度	30%または 70%程度	40%または 60%程度	50%程度
859	±2.05	±2.73	±3.12	±3.34	±3.41
400	±3.00	±4.00	±4.58	±4.90	±5.00

※この表の計算式の信頼度は95%です。

●この表の見方

ユニバーサルデザインについての認知度問う設問（問1）で、回答者数が859人であった場合「1. 具体的な事例まで知っている」と回答した割合が10.5%であった場合、「その回答比率の誤差の範囲は最高でも±2.05以内（8%～12.55%）である」とみることが出来ます。

ただし、この表の計算式の信頼度は95%なので、この推定は95%の確率で正しいこととなります。（5%の確率で、8%～12.55%の範囲を超える）。

すなわち、問1で「具体的な事例まで知っている」と回答する割合は、100回同じ調査をした場合、95回の確率で「8%～12.55%（10.5%±2.05%）」内となると言えます。

(7) 回収率

対象		回収数	回収率
全 体		859	28.6%
地域別	板橋地域（板橋、熊野、仲宿、仲町、富士見）	210	35.0%
	常盤台地域（大谷口、常盤台、桜川）	153	25.5%
	志村地域（清水、志村坂上、中台、前野）	163	27.2%
	赤塚地域（下赤塚、成増、徳丸）	164	27.3%
	高島平地域（蓮根、舟渡、高島平）	157	26.2%
	不明（「お住まいの地域」の未回答者）	12	—

※平成 28 年 3 月 1 日現在の住民基本台帳から抽出

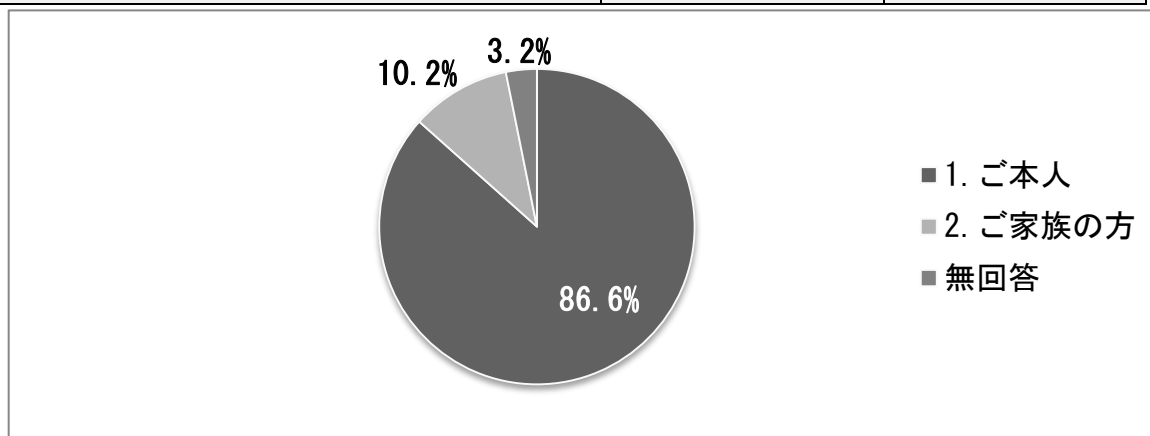
(8) 集計結果

1 あなたご自身のことについて、お聞かせください（フェイスシート）

①回答者（n=859／単回答）

○「1. ご本人」が86.6%と多くなっている。

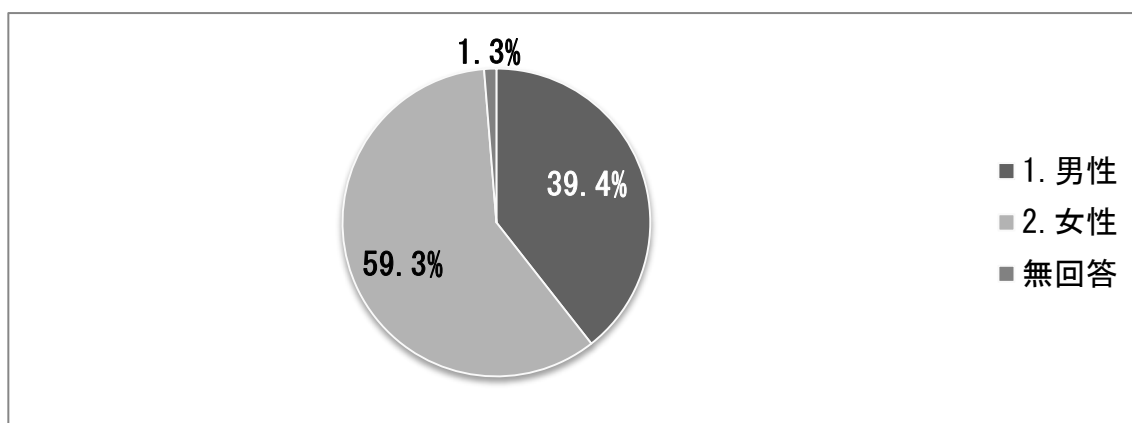
選択肢	人数	割合
1. ご本人（宛名と同じ方）	744	86.6%
2. ご家族の方	88	10.2%
無回答	27	3.2%
計	859	100%



②性別（n=859／単回答）

○「2. 女性」が59.3%と多くなっている。

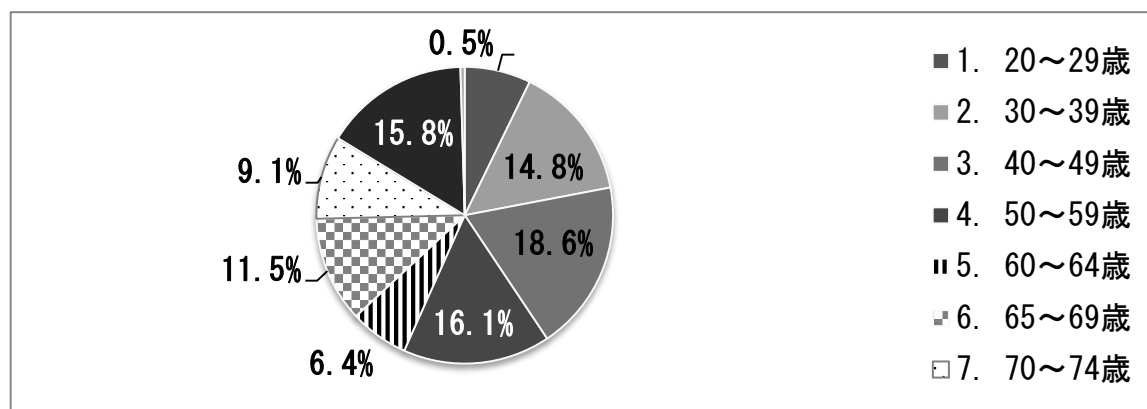
選択肢	人数	割合
1. 男性	339	39.4%
2. 女性	509	59.3%
無回答	11	1.3%
計	859	100%



③年齢 (n=859/単回答)

○「3. 40～49歳」が18.6%と最も多く、次いで、「4. 50～59歳」が16.1%、「8. 75歳以上」が15.8%、「2. 30～39歳」が14.8%となっている。

選択肢	人数	割合
1. 20～29歳	62	7.2%
2. 30～39歳	127	14.8%
3. 40～49歳	160	18.6%
4. 50～59歳	138	16.1%
5. 60～64歳	55	6.4%
6. 65～69歳	99	11.5%
7. 70～74歳	78	9.1%
8. 75歳以上	136	15.8%
無回答	4	0.5%
計	859	100%



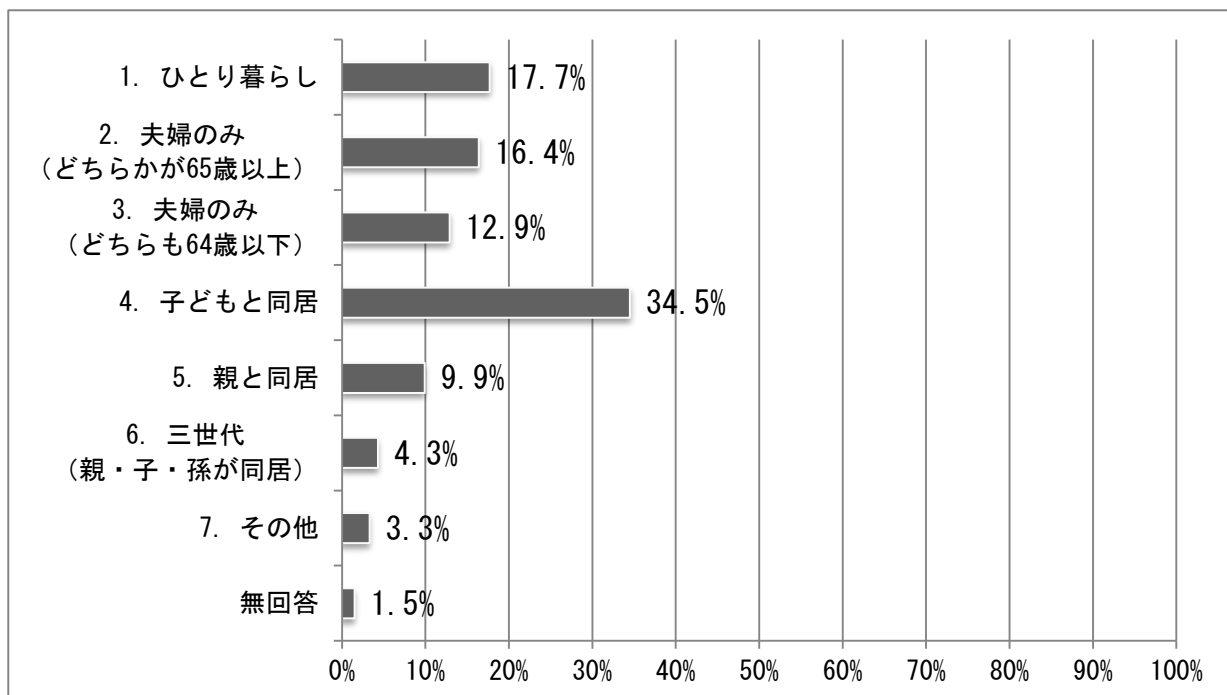
④世帯構成

▶全体 (n=859/複数回答)

○「4. 子どもと同居」が34.5%と最も多く、次いで、「1. ひとり暮らし」が17.7%、「2. 夫婦のみ（どちらかが65歳以上）」が16.4%となっている。

選択肢	人数	割合
1. ひとり暮らし	152	17.7%
2. 夫婦のみ（どちらかが65歳以上）	141	16.4%
3. 夫婦のみ（どちらも64歳以下）	111	12.9%
4. 子どもと同居	296	34.5%
5. 親と同居	85	9.9%
6. 三世代（親・子・孫が同居）	37	4.3%
7. その他	28	3.3%
無回答	13	1.5%

※4名が複数回答（2項目ずつ）



※「4. 子どもと同居」の内訳 (n=296/複数回答)

選択肢	人数	割合
未就学児がいる	81	27.4%
小学生がいる	73	24.7%
中学生がいる	39	13.2%
その他	124	41.9%
無選択	33	11.1%

※51名が複数回答 (48名が2項目ずつ、3名が3項目ずつ)

※「5. 親と同居」の内訳 (n=85/単回答)

選択肢	人数	割合
親が64歳以下	25	29.4%
親が65歳以上	49	57.6%
無選択	11	12.9%
計	85	100%

▶「7. その他」

○その他の回答は、以下のとおりである。

→夫婦と長男/長男と同居/夫婦と孫/夫婦と娘3人/夫婦(夫が65歳)、娘1人、実母の計4人/夫婦と成人した子供と同居/夫婦と親/夫婦のみ(どちらも65歳以上)(2人)/兄と同居/弟と同居/姉と同居(2人)/妹と同居(3人)/姉と妹と同居(2人)/娘婿宅に同居/老人ホーム/グループホーム/同棲(3人)/妊娠中/友人と

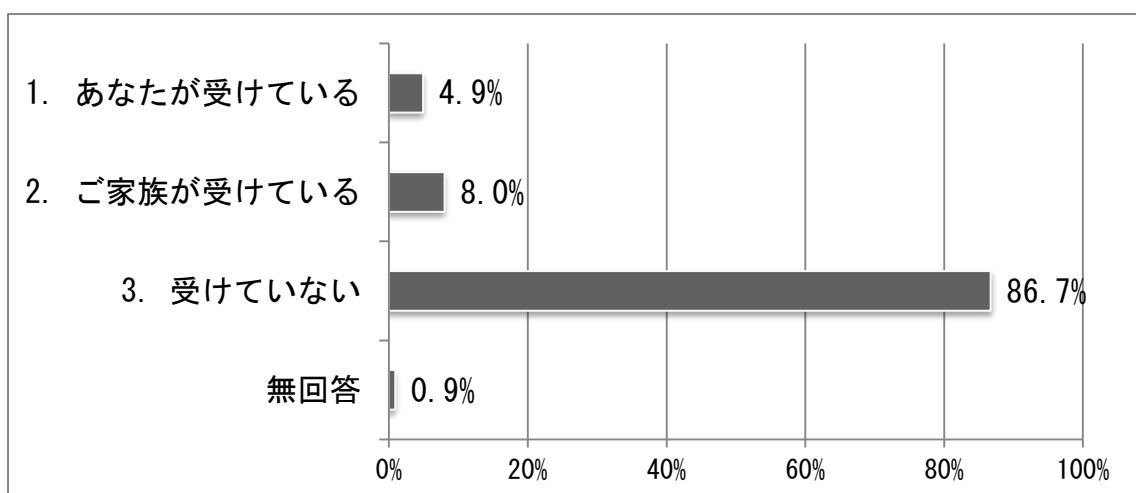
⑤要介護認定の有無

▶全体 (n=859/複数回答)

○「1. あなたが受けている」が 4.9%、「2. ご家族が受けている」が 8.0%となっている。

選択肢	人数	割合
1. あなたが受けている	42	4.9%
2. ご家族が受けている	69	8.0%
3. 受けていない	745	86.7%
無回答	8	0.9%

※5名が複数回答 (2項目ずつ)



※「1. あなたが受けている」の内訳 (n=42/複数回答)

選択肢	人数	割合	選択肢	人数	割合	選択肢	人数	割合
要支援1	10	23.8%	要介護1	5	11.9%	無選択	1	2.4%
要支援2	10	23.8%	要介護2	6	14.3%			
			要介護3	6	14.3%			
			要介護4	2	4.8%			
			要介護5	4	9.5%			

※2名が複数回答 (2項目ずつ)

※「ご家族が受けている」の内訳 (n=69/複数回答)

選択肢	人数	割合	選択肢	人数	割合	選択肢	人数	割合
要支援1	4	5.8%	要介護1	6	8.7%	無選択	6	8.7%
要支援2	6	8.7%	要介護2	18	26.1%			
			要介護3	12	17.4%			
			要介護4	7	10.1%			
			要介護5	13	18.8%			

※3名が複数回答 (2項目ずつ)

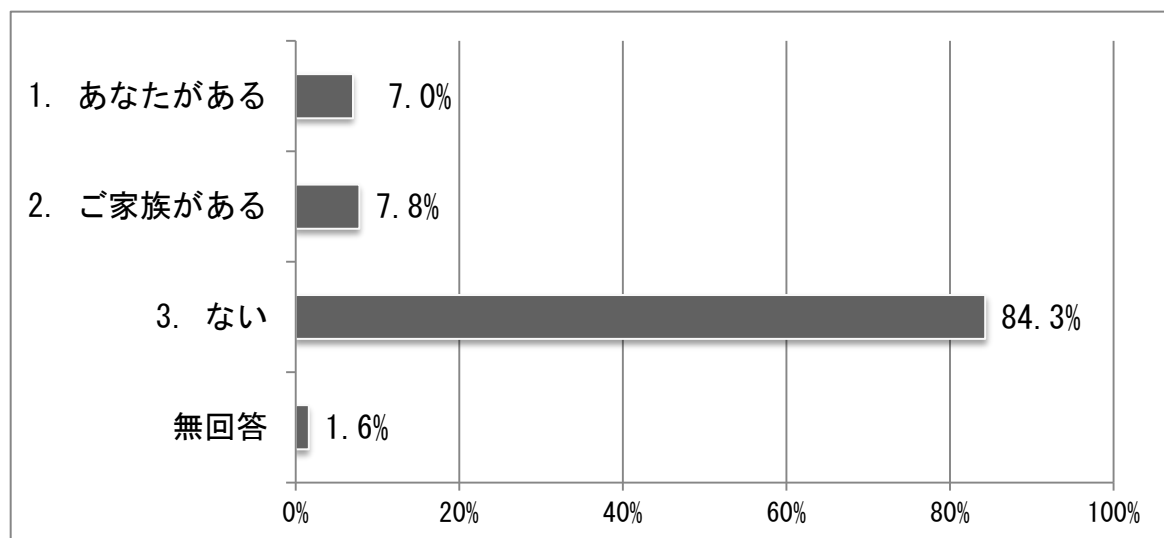
⑥障がいの有無

▶全体 (n=859/複数回答)

○「1. あなたがある」が7.0%、「2. ご家族がある」が7.8%となっている。

選択肢	人数	割合
1. あなたがある	60	7.0%
2. ご家族がある	67	7.8%
3. ない	724	84.3%
無回答	14	1.6%

※6名が複数回答(2項目ずつ)



※「1. あなたがある」の内訳 (n=60/複数回答)

選択肢	人数	割合
身体障害者手帳	43	71.7%
愛の手帳	4	6.7%
精神障害者保健福祉手帳	5	8.3%
無選択	10	16.7%

※2名が複数回答(2項目ずつ)

※「2. ご家族がある」の内訳 (n=67/複数回答)

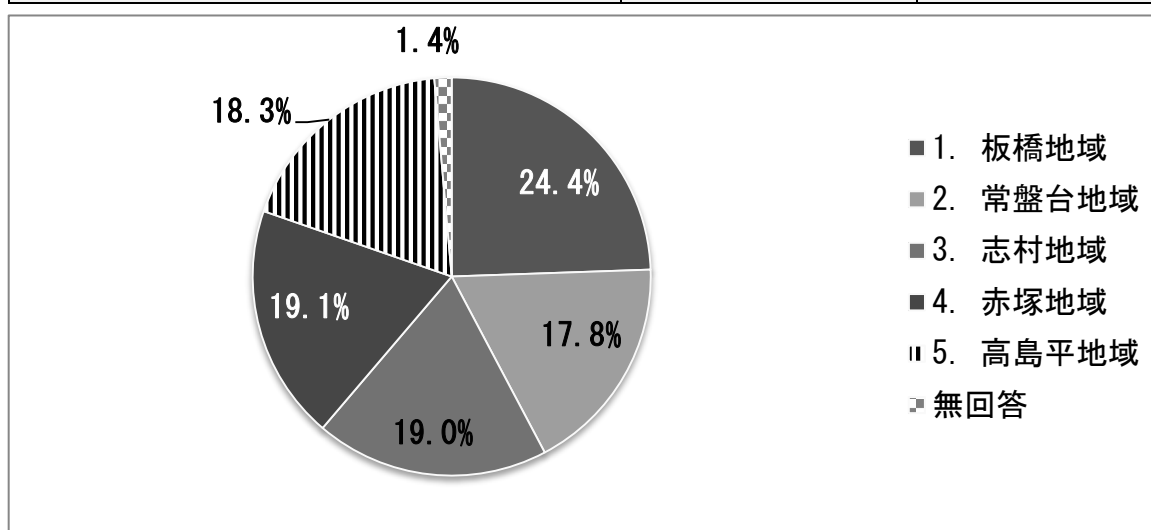
選択肢	人数	割合
身体障害者手帳	38	56.7%
愛の手帳	11	16.4%
精神障害者保健福祉手帳	4	6.0%
無選択	16	23.9%

※2名が複数回答(2項目ずつ)

⑦お住いの地域 (n=859/単回答)

○「1. 板橋地域」が24.4%と最も多く、次いで、「4. 赤塚地域」が19.1%、「3. 志村地域」が19.0%、「5. 高島平地域」が18.3%、となっている。

選択肢	人数	割合
1. 板橋地域	210	24.4%
2. 常盤台地域	153	17.8%
3. 志村地域	163	19.0%
4. 赤塚地域	164	19.1%
5. 高島平地域	157	18.3%
無回答	12	1.4%
計	859	100%



【備考】世帯別クロス集計の世帯の設定条件について

年齢、性別、居住地域等の属性でクロス集計を行ったところ、特に大きく異なる点はなかったため、以下の設定条件に基づき世帯種別ごとのクロス集計を行いました。

このうち、特徴が表れたものを掲載します。

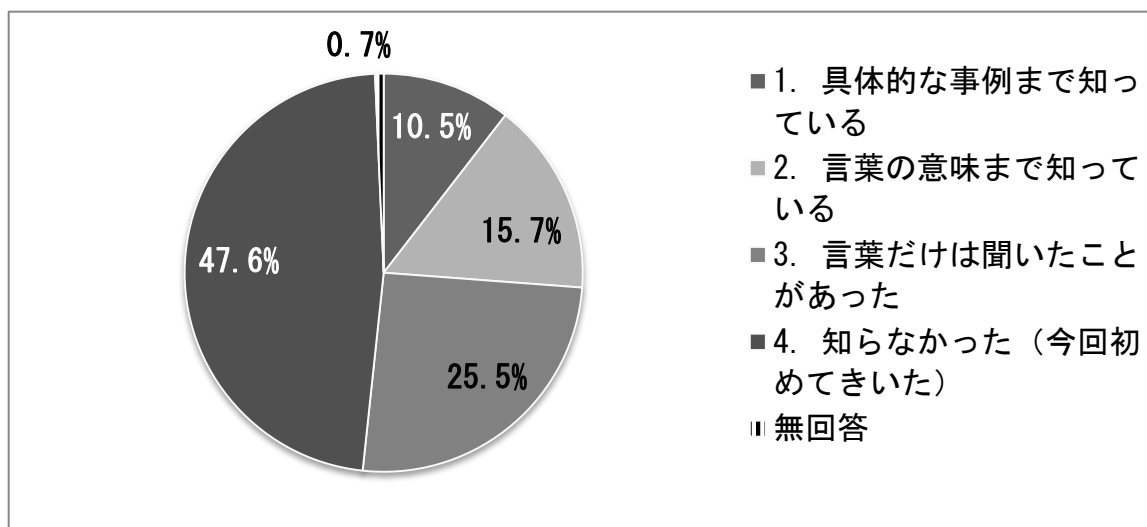
世帯種別	世帯の設定条件
子育て世帯	「④世帯構成」で「4. 子どもと同居」を回答した方（未就学児、小学生及び中学生と同居している方）
高齢者世帯	「④世帯構成」で「2. 夫婦のみ（どちらかが65歳以上）」の回答者
高齢単身世帯	「③年齢」で「6. 65～69歳」「7. 70～74歳」「8. 75歳以上」のいずれかを回答、かつ、「④世帯構成」で「1. ひとり暮らし」を回答した方
障がい者世帯	「⑥障がいの有無」で「1. あなたがある」「2. ご家族がある」を回答した方

2 「ユニバーサルデザイン」に対する意識について、お聞かせください

問1 「ユニバーサルデザイン」について、どの程度知っていましたか。(1つに○)

○「4. 知らなかった（今回初めてきいた）」が 47.6%と最も多く、次いで、「3. 言葉だけは聞いたことがあった」が 25.5%、となっており、あわせて約 73%の回答者が「ユニバーサルデザイン」の意味について知らない状況にある。

選択肢	人数	割合
1. 具体的な事例まで知っている	90	10.5%
2. 言葉の意味まで知っている	135	15.7%
3. 言葉だけは聞いたことがあった	219	25.5%
4. 知らなかった（今回初めてきいた）	409	47.6%
無回答	6	0.7%
計	859	100%

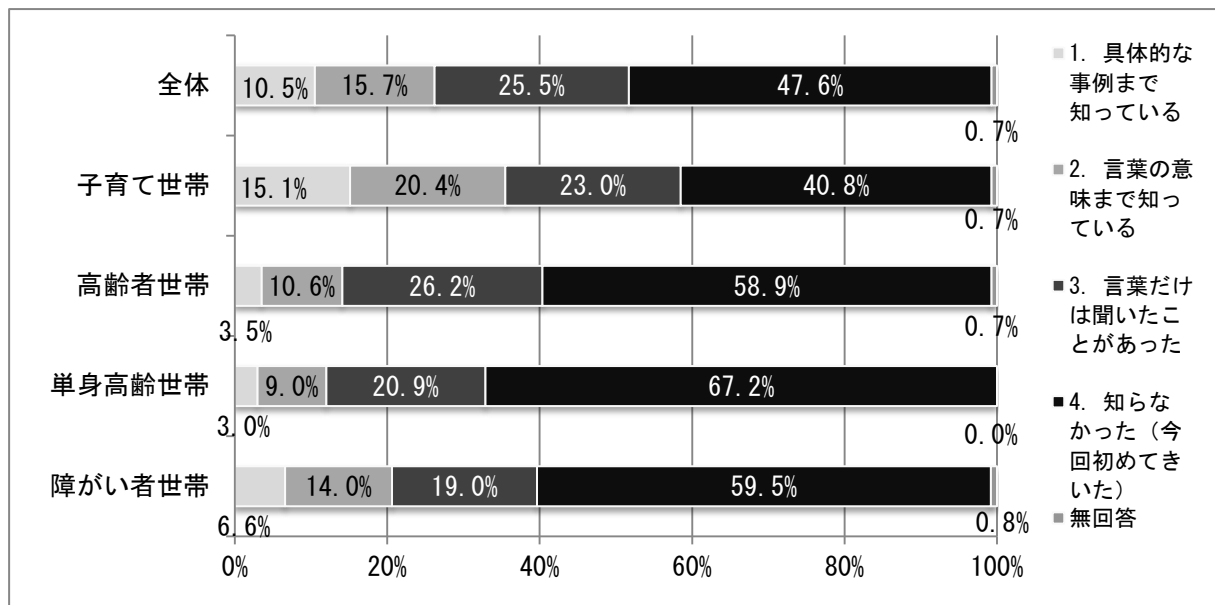


【世帯別】

○各属性とも「4. 知らなかった（今回初めてきいた）」「3. 言葉だけは聞いたことがあった」の順に回答が多くなっており、全体と同じ傾向を示している。

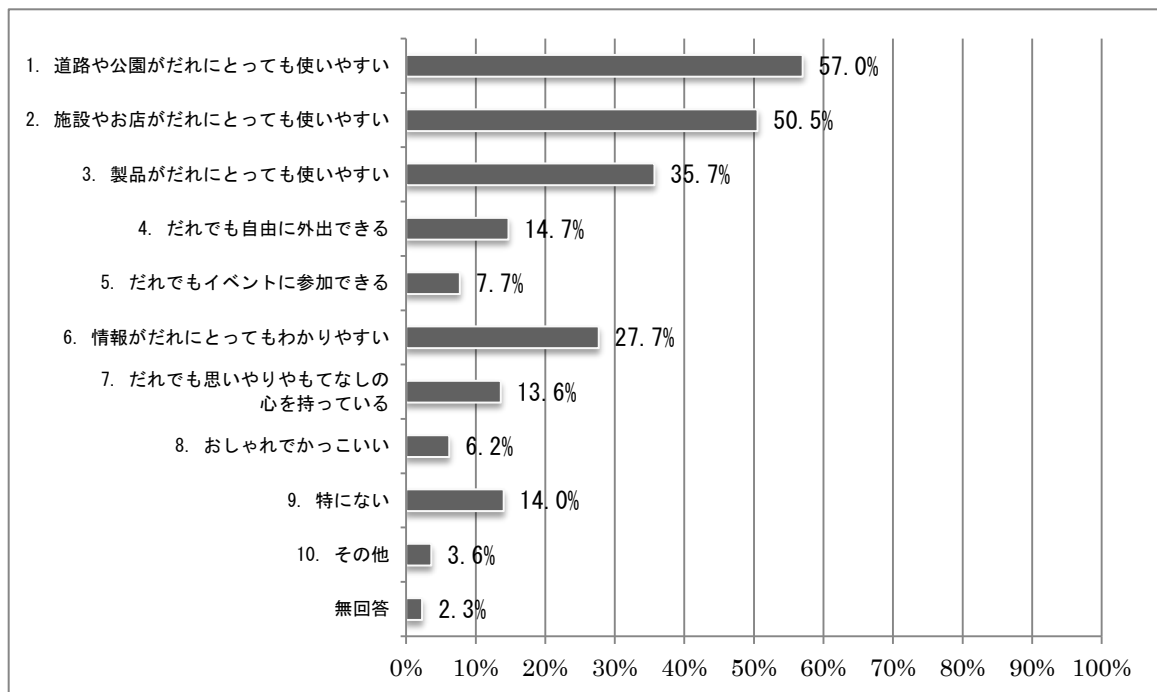
○「子育て世帯」については、他属性と比較して、「1. 具体的な事例まで知っている」「2. 言葉の意味まで知っている」が合わせて35.5%と多くなっている。

選択肢	全体 (n=859)		子育て世帯 (n=152)		高齢者世帯 (n=141)		単身高齢者世帯 (n=67)		障がい者世帯 (n=121)	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
1. 具体的な事例まで知っている	90	10.5	23	<u>15.1</u>	5	3.5	2	3.0	8	6.6
2. 言葉の意味まで知っている	135	15.7	31	<u>20.4</u>	15	10.6	6	9.0	17	14.0
3. 言葉だけは聞いたことがあった	219	<u>25.5</u>	35	<u>23.0</u>	37	<u>26.2</u>	14	<u>20.9</u>	23	<u>19.0</u>
4. 知らなかった（今回初めてきいた）	409	<u>47.6</u>	62	<u>40.8</u>	83	<u>58.9</u>	45	<u>67.2</u>	72	<u>59.5</u>
無回答	6	0.7	1	0.7	1	0.7	0	0	1	0.8
計	859	100	152	100	141	100	67	100	121	100



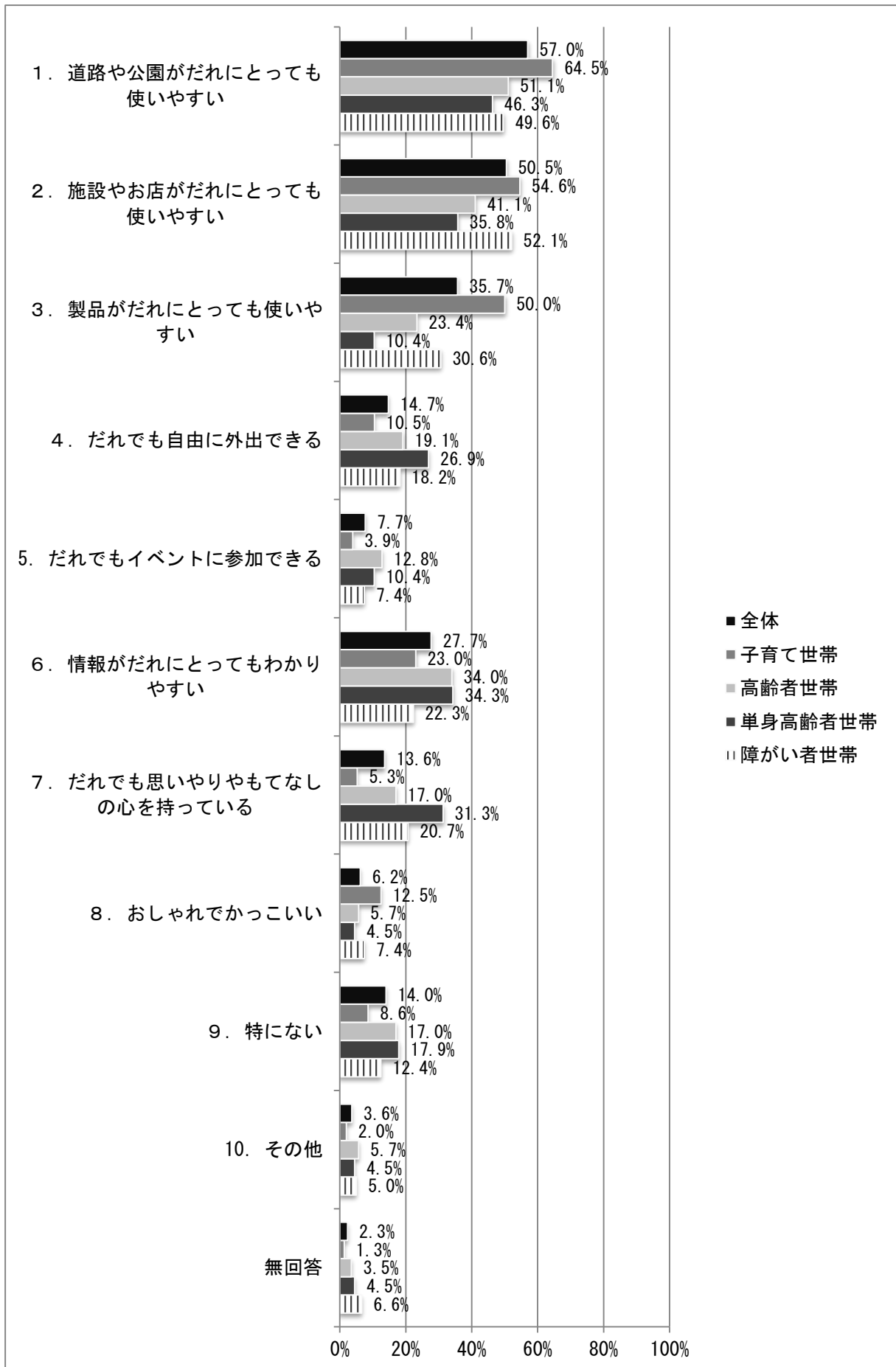
問2 「ユニバーサルデザイン」という言葉から、あなたがイメージできることで、近いものはどれですか。（〇は3つまで）

- 「1. 道路や公園がだれにとっても使いやすい」が57.0%と最も多く、次いで、「2. 施設やお店がだれにとっても使いやすい」が50.5%、となっており、ユニバーサルデザインという言葉から、道路・公園・施設・店舗といったハード面の環境をイメージする回答者が多い傾向にある。
- 「4. だれでも自由に外出できる」が14.7%、「7. だれでも思いやりやもてなしの心を持っている」が13.6%、「5. だれでもイベントに参加できる」が7.7%となっており、社会参加の環境や人的対応といったソフト面の環境をイメージする回答者が少ない傾向にある。



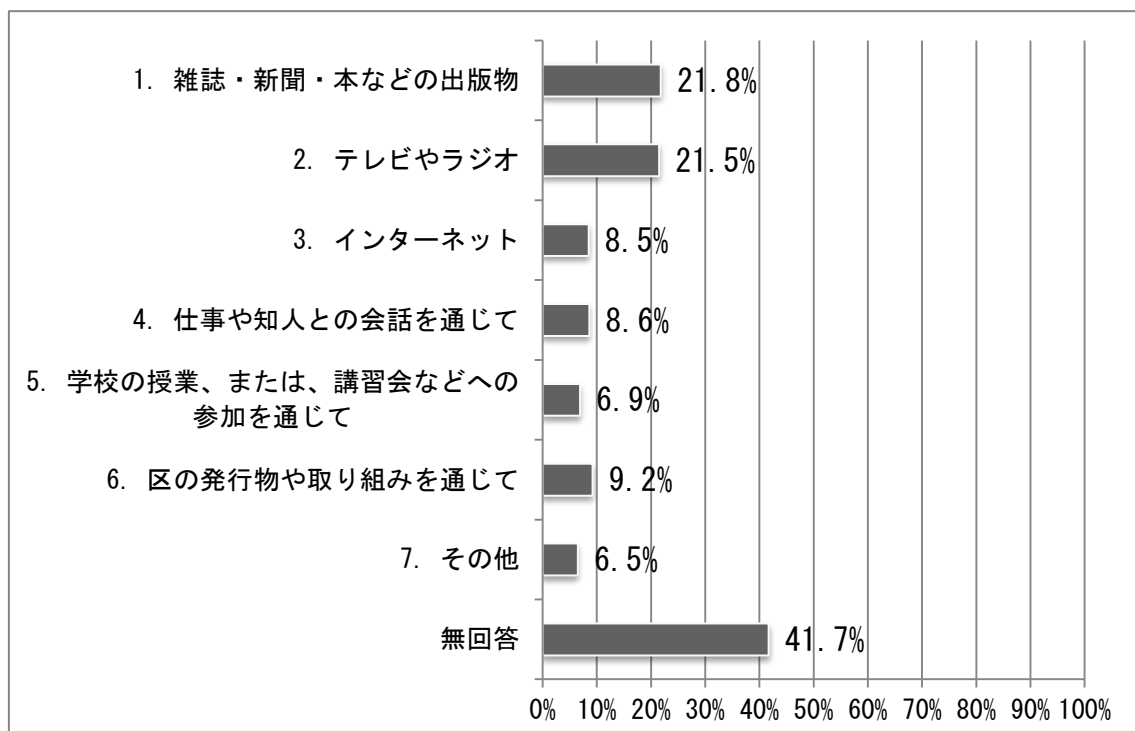
【世帯別】

- 各属性とも「1. 道路や公園がだれにとっても使いやすい」「2. 施設やお店がだれにとっても使いやすい」の回答が多くなっており、全体と同じ傾向を示している。
- 「子育て世帯」については、他属性と比較して、「3. 製品がだれにとっても使いやすい」が50.0%、「8. おしゃれでかっこいい」が12.5%と多くなっている。
- 「高齢者世帯」については、他属性と比較して、「6. 情報がだれにとってもわかりやすい」が34.0%と多くなっている。
- 「単身高齢者世帯」については、他属性と比較して、「6. 情報がだれにとってもわかりやすい」が34.3%、「7. だれでも思いやりやもてなしの心を持っている」が31.3%、「4. だれでも自由に外出できる」が26.9%と多くなっている。
- 「障がい者世帯」については、他属性と比較して、「7. だれでも思いやりやもてなしの心を持っている」が20.7%と多くなっている。
- 「高齢者世帯」「単身高齢者世帯」「障がい者世帯」については、全体と比較し、「4. だれでも自由に外出できる」「6. 情報がだれにとってもわかりやすい」「7. だれでも思いやりやもてなしの心を持っている」など社会参加の環境や人的対応といったソフト面の環境をイメージする回答者が多い傾向にある。



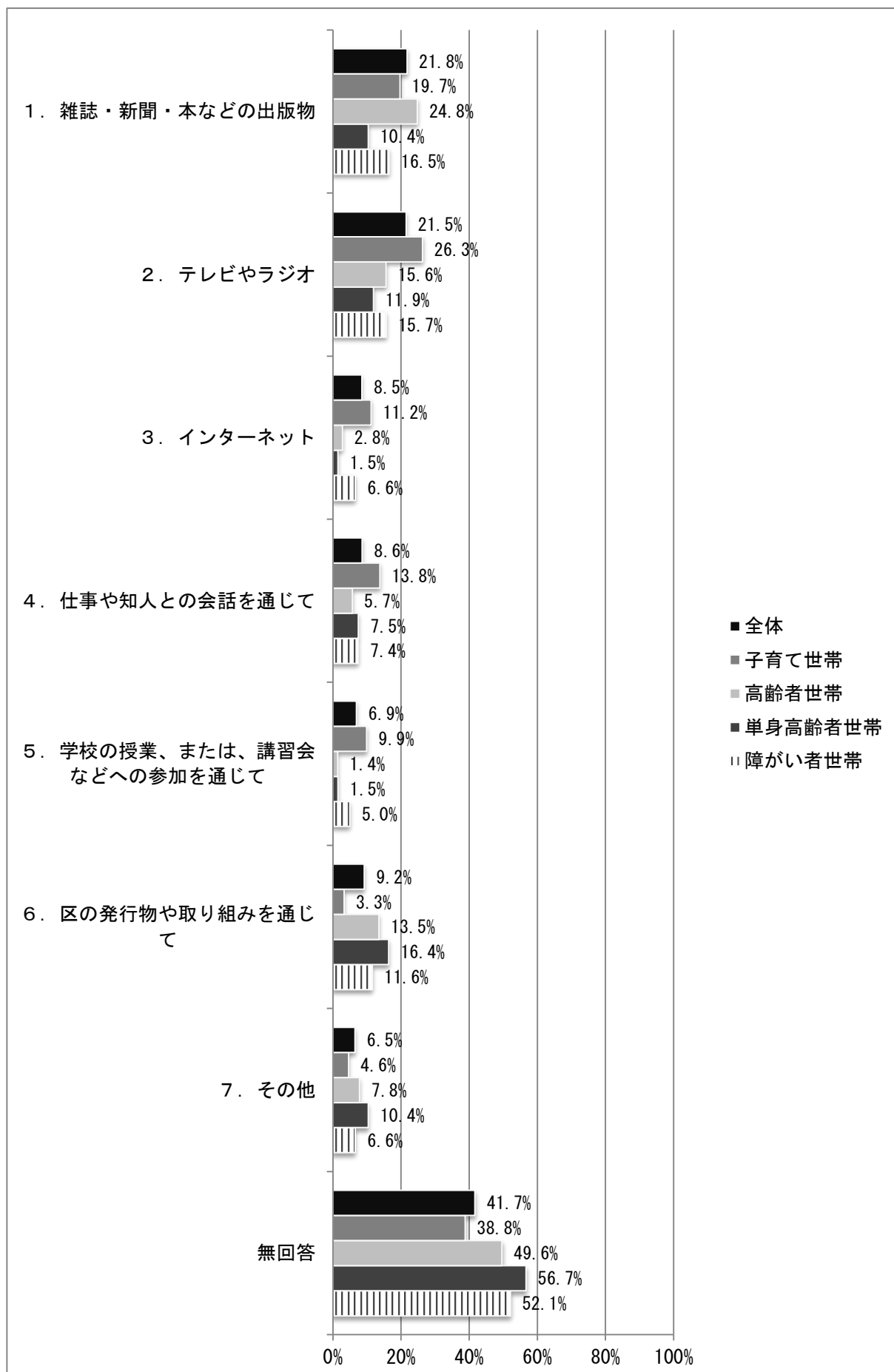
問3 「ユニバーサルデザイン」という言葉を聞いたことがある方は、「ユニバーサルデザイン」を知った主なきっかけはどれですか。(〇は2つまで)

- 「無回答」が41.7%と最も多くなっているが、これは【問1】で、ユニバーサルデザインを「4. 知らなかった（今回初めてきいた）」回答者が47.6%であったことに関連していると考えられる。
- 無回答を除くと「1. 雑誌・新聞・本などの出版物」が21.8%と最も多く、次いで、「2. テレビやラジオ」が21.5%、となっている。



【世帯別】

- 各属性とも「無回答」が最も多くなっている。
- 「無回答」を除くと、「単身高齢者世帯」のみ「6. 区の発行物や取り組みを通じて」が16.4%と最も多くなっているが、他属性は「1. 雑誌・新聞・本などの出版物」「2. テレビやラジオ」の回答が多くなっており、全体と同じ傾向を示している。
- 「子育て世帯」については、「3. インターネット」が11.2%、「4. 仕事や知人との会話を通じて」が13.8%となっており、他属性と比較すれば、ユニバーサルデザインを知る機会が幅広い。また、「5. 学校の授業、または、講習会などへの参加を通じて」が9.9%で、他属性と比較して特に高くなっている。
- 「高齢者世帯」「単身高齢者世帯」「障がい者世帯」については、全体と比較して、「6. 区の発行物や取り組みを通じて」の回答が多くなっている。



■「ユニバーサルデザイン」のことで「聞いたことがあること・知っていること」があれば、何でも結構ですので、ぜひ教えてください。

分類	聞いたことがあること・知っていること
UDの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの7原則 ○だれでも利用可能なデザイン。みんなのためのデザイン ○すべての人が自由、平等に社会生活をするための施策、計画 ○障がいの有無、年齢や性別、国籍等に関わりなくだれもが等しく使いやすい、安全でよい都市、施設、道具を実現しようとする考え ○現在より「最大限可能な限り」使いやすくなる利用者を増やすこと ○最初からできるだけ多くの人利用可能なようにデザインすること。ユニバーサルデザインの概念はノーマライゼーションの理念に近づくための大きな前進と考えられている ○「多様性」の究極形がユニバーサルデザインではないでしょうか。 ○バリアフリーのこと ○バリアフリーは官製、ユニバーサルデザインは民間製。ユニバーサルフリーとは障がい者、高齢者などには関係なく、誰にでも優しい ○バリアフリーは障がい者や高齢者が対象でユニバーサルデザインはすべての人が対象 ○①誰でも公平に利用できる。②使用上の柔軟性がある。③直感的に利用できる。④利用上、簡単に理解できる。と3つの原則がある。バリアフリーとは異なる思想 ○しやすさ（アクセシビリティ）視点で物と交通機関、建物等評価方法が異なること
施設	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者など利用者の使い勝手に配慮する施設設計に取り入れる考え方 ○ベビーカーや車椅子が移動しやすいように、段差の解消や、エレベーター・エスカレーター・スロープ、スライドドアなどを設置すること ○階段の手すり・滑り止めがある ○視覚障がい者用の点字ブロック ○ユニバーサルデザインマンションやバリアフリー住宅 ○広いスペース、オストメイト設備、手すり、低い洗面台等があり、だれでも使えるトイレ
設備器具	<ul style="list-style-type: none"> ○取り出し口などが下の方にある自動販売機 ○筆談ボード、大活字本、デイジー図書、録音図書 ○力がなくても使えるドアノブのデザイン ○ドアノブ等、非力であったり片手で会ったりしても使いやすい。
製品	<ul style="list-style-type: none"> ○片手でも使える、力が入りにくい人、右利き・左利き・年齢・性別に関係なく、だれでも使いやすくデザインされた商品 ○シャンプーとリンスのボトルの区別をするための点字やフタの凸凹 ○針なしステープラー、力のいらぬホッチキス、利き手に限らず使えるハサミ等の文房具 ○缶の点字表示 ○パソコンのキーやテンキーのホームポジションにある小さな突起 ○指をはさんで使えるスプーンやフォーク、右利きでも左利きでも注ぎやすい急須などの食器 ○家電製品のスイッチ ○服なら着やすい服
情報	<ul style="list-style-type: none"> ○地図記号、トイレ表示などのピクトグラム ○色覚障がいがある方でも見分けやすい色使いを使うこと ○読みやすいフォント、文字の色、大きさにすること ○視覚障がいがある方向けの冊子に切り欠き、音声案内 ○テレビの字幕、手話の挿入や映像の字幕やテロップ ○耳の不自由な人でもわかる電光掲示板
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ○低床バス、ノンステップバスや路線バス車内の取手オレンジ色指定 ○電車のフリースペースや駅のホームドア
具体の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○徳丸小学校の授業は、障がいの有無に限らず分かりやすい ○羽田空港にユニバーサルデザインに対応したレストルームができた。 ○学校でUDの授業づくり、教室の環境整備、人間関係づくり等研修した。

■「ユニバーサルデザイン」のことで「知りたいこと」があれば、何でも結構ですので、ぜひ教えてください。

類		知りたいこと
内容	意味	○ユニバーサルデザインの背景や定義・基準 ○横文字・カタカナではなく日本語でわかりやすい表現で伝えて欲しい。 ○ユニバーサルデザインとバリアフリーとの違い
	効果	○ユニバーサルデザインのメリット・デメリットや費用対効果、利用者の満足度
事例	様々な事例	○イメージができないので、具体的な事例を知りたい（人・企業・大学・活動・施設・場所・地域・製品・マークなど）。
	区内事例	○区での取り組み事例があれば教えて欲しい。 ○区内でユニバーサルデザインに準拠のものがある地域や施設等の一覧情報 ○現在、完了・完成している取組みについて具体例
	身近なわかりやすい事例	○普段何気なく使用しているものなど、自分の周りにどれほどユニバーサルデザインのものがあるのか。 ○根本的なことから誰でも分かりやすいことから知りたい。
	自分にできることの事例	○行政、地域団体、区民の皆さま、外国の方ができる具体的なこと ○区民が協力できるならばどのような形でできるか。 ○一般人が各自でユニバーサルデザインに配慮した行動をできる情報の公開
	障がい者への配慮事例	○障がい者対応の具体例
	外国の事例	○北欧など福祉先進国など、外国でのユニバーサルデザインの取り組み事例
	区民意識	認知度
区民意識	ニーズ	○工作上、パッケージ（食品）の使いやすさ、文学の読みやすさ等、具体的に何に困っているか知りたい。
	外国人	○お店や施設はもちろん、同じ地域に外国の方が住んでいらっしゃるようですが、板橋区は住みやすいのでしょうか。
	情報	広報
情報	店舗・製品	○障がい者にとって使いやすい道具がどこで売っているか。 ○ユニバーサルデザインの日用品を多く取りそろえたショップ
	高齢者向け	○年寄りが皆と楽しく安く一日過ごせる場所、働ける仕事場 ○医療、生活費などの不安を相談したい。
	学び	○講習会等あったら、参加したい気持ちです。 ○もっともっと交流の場があれば、みんな幸せを感じられる。情報が欲しい。
	活動支援	○自宅のバリアフリー化をお願いできる民間事業者の情報 ○店舗等のユニバーサルデザインを取り入れた改装等に補助制度はあるか
	施策	進捗状況
今後の施策		○行政の立場で将来どのように取り組むことを考えているのか。 ○東京オリンピックに向けて、道路や施設の表示はどの程度多言語化するのか。 ○今後、道路や公共施設がどれだけ使いやすくなるのか。 ○心のバリアフリーをどの程度大人に浸透させるのか。 ○保育等、女性が働くための手助けは、どれくらい、いつまでに行うのか。 ○高齢者、障がい者等に対する今後のサービスは。 ○ユニバーサルデザインに関する情報発信をどれくらいするのか。 ○自然災害への対応
推進体制		○障がい者福祉施設だけではなく、もっと区の課題として取り組んで欲しい。 ○民間主導型を具体的にどのようなところから進めているか。 ○区民意見はどのように出せばいいのか
予算		○どのくらいユニバーサルデザインに予算をかけることができるか。 ○費用に対する効果をどのように検証しているのか。

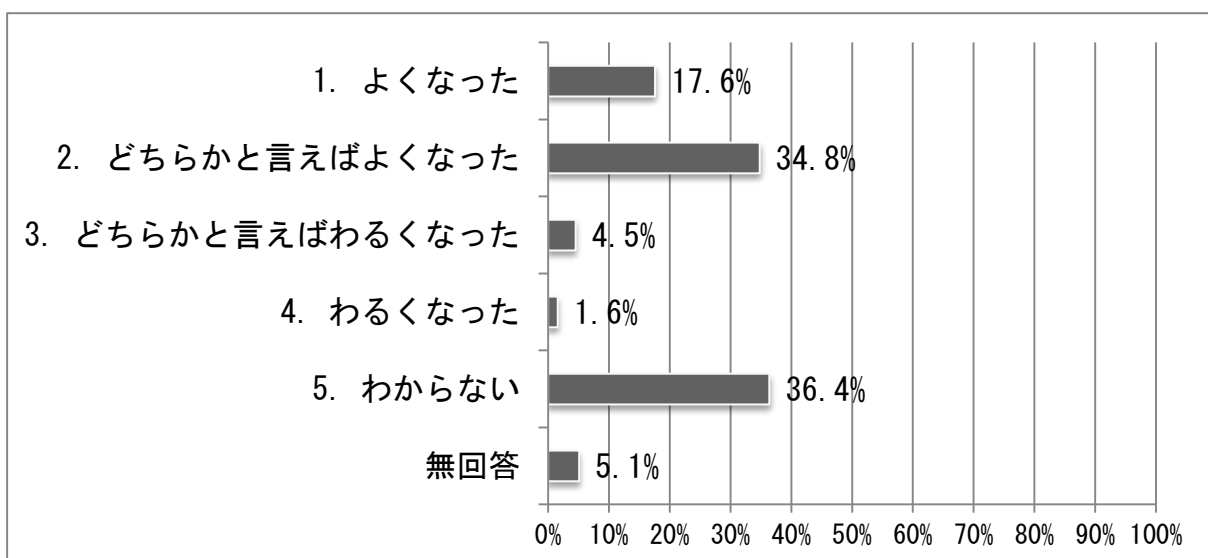
3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向けて、ご意見をお聞かせください

(1) あなたとご家族が、普段の生活や外出などで感じる不便さについて

問4 区では、だれもがスムーズに移動したり、快適に施設を利用できるように、まちの整備を進めております。10年前とくらべて、現在のまちについて、どのように感じますか。(1つに〇)

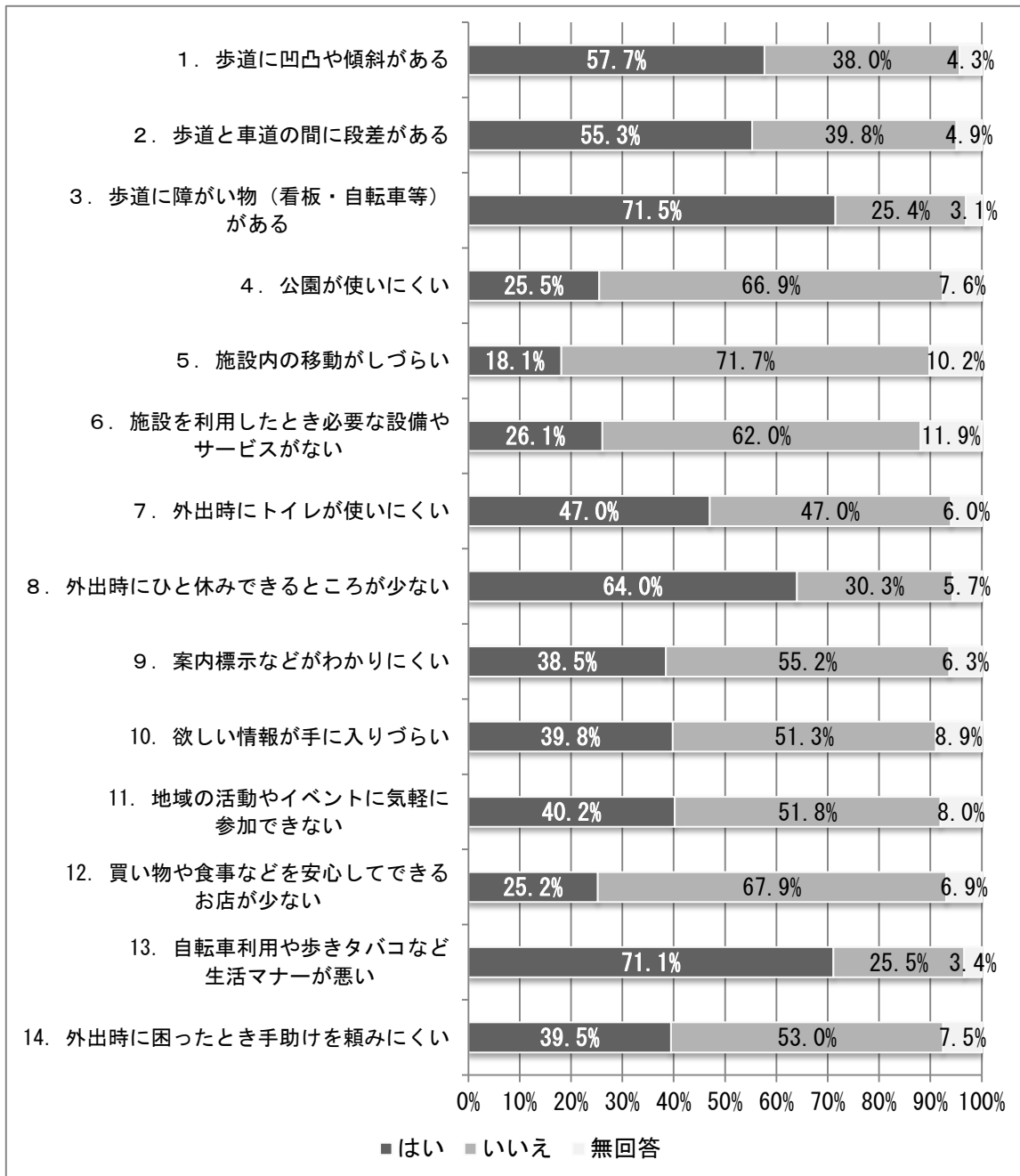
○「5. わからない」が36.4%と最も多く、次いで、「2. どちらかと言えばよくなった」が34.8%、となっている。

○「1. よくなった」「2. どちらかと言えばよくなった」をあわせると52.4%となっており、約半数の回答者が、現在のまちの環境を前向きにとらえている。



問5 あなたとご家族が、普段の生活や外出したときに、不便だといつも感じていることに「はい」、不便だとあまり感じたことがない場合は「いいえ」でお答えください。

○「3. 歩道に障がい物（看板・自転車等）がある」が71.5%と最も多く、次いで、「13. 自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い」が71.1%、「8. 外出時にひと休みできるところが少ない」が64.0%となっており、歩行環境やマナーに関連して不便と感じる回答者が多い傾向にある。

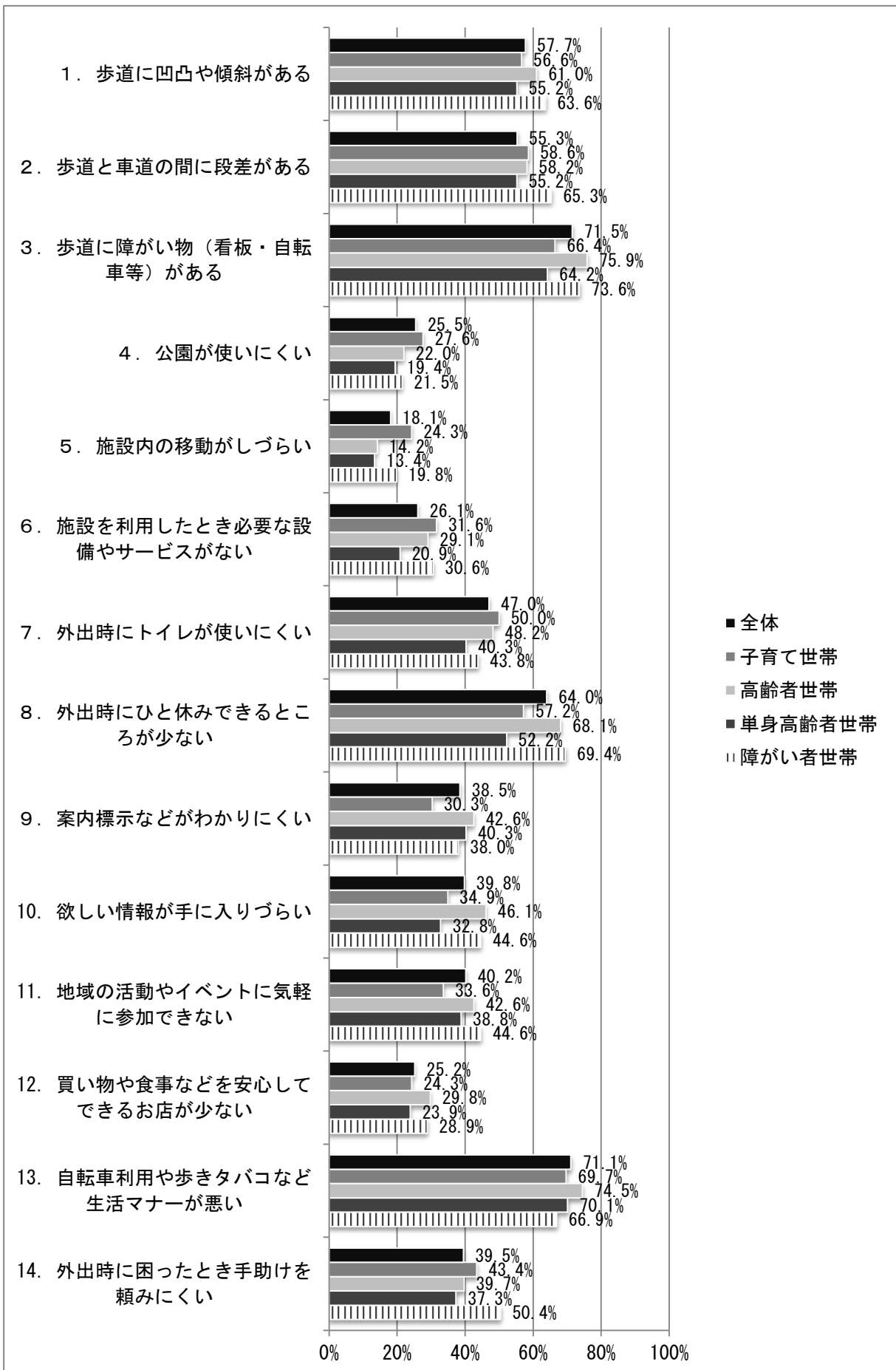


■属性別

○各属性について、全体と同様に、歩行環境やマナーに関連して不便と感じる回答者が多い傾向にある。上位5肢は、下表のとおりとなっている。

	①	②	③	④	⑤
子育て世帯	13. 自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い	3. 歩道に障がい物(看板・自転車等)がある	2. 歩道と車道間に段差がある	8. 外出時にひと休みできるところが少ない	1. 歩道に凹凸や傾斜がある
高齢者世帯	3. 歩道に障がい物(看板・自転車等)がある	13. 自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い	8. 外出時にひと休みできるところが少ない	1. 歩道に凹凸や傾斜がある	2. 歩道と車道間に段差がある
単身高齢者世帯	13. 自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い	3. 歩道に障がい物(看板・自転車等)がある	1. 歩道に凹凸や傾斜がある	2. 歩道と車道間に段差がある	8. 外出時にひと休みできるところが少ない
障がい者世帯	3. 歩道に障がい物(看板・自転車等)がある	8. 外出時にひと休みできるところが少ない	13. 自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い	2. 歩道と車道間に段差がある	1. 歩道に凹凸や傾斜がある
(全体)	3. 歩道に障がい物(看板・自転車等)がある	13. 自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い	8. 外出時にひと休みできるところが少ない	1. 歩道に凹凸や傾斜がある	2. 歩道と車道間に段差がある

【世帯別】



▶ そのように感じた理由や具体的な場面があれば、お書きください。

【概要】

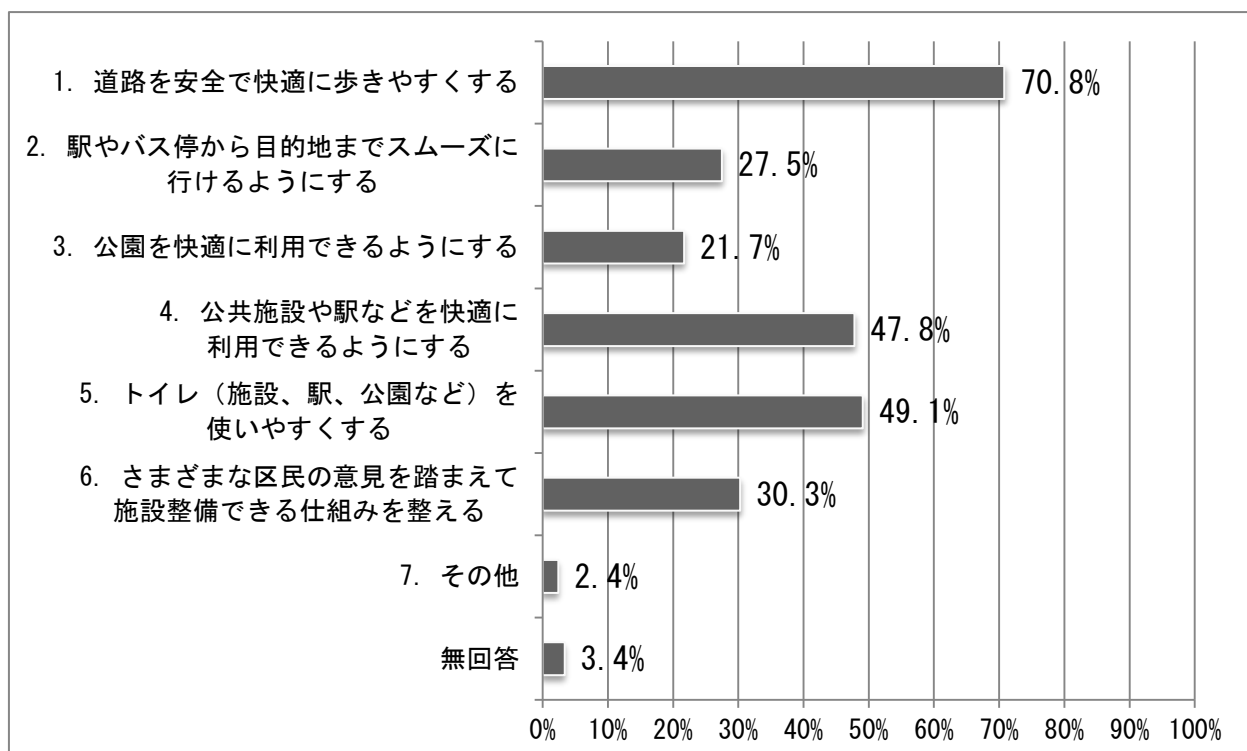
選択肢	ご意見の概要
1. 歩道に凹凸や傾斜がある	<p>【子育て世帯】 ○ベビーカーでの移動時に凹凸が不便（6件）</p> <p>【その他の世帯】 ○車椅子での凹凸や傾斜の移動が困難（9件） ○凹凸で転倒しそうになる（4件） ○雨の日に水たまりができる（4件） ○歩道が整備されていない（2件）</p>
2. 歩道と車道の上に段差がある	<p>【障がい者世帯】 ○車イスでの移動に段差は不便（2件）</p> <p>【その他の世帯】 ○車椅子での移動時に段差が不便（3件） ○自転車での移動時に段差が気にかかる（2件）</p>
3. 歩道に障がい物（看板・自転車等）がある	<p>【障がい者世帯】 ○自転車や看板が通行の妨げになる（4件）</p> <p>【その他の世帯】 ○街路樹や道路標識が障がい物になる（5件）</p>
4. 公園が使いにくい	<p>【子育て世帯】 ○公園利用に制限がある（5件） ○公園の設備の管理が行き届いていない（4件） ○公園内にゴミが放置されている（2件）</p>
5. 施設内の移動がしづらい	<p>【子育て世帯】 ○エレベーターやエスカレーターがない（7件） ○駅にエレベーターやエスカレーターがない（5件）</p> <p>【障がい者世帯】 ○駅にエレベーターがなく不便（2件）</p> <p>【その他の世帯】 ○駅にエレベーターやエスカレーターを設置してほしい（2件）</p>
6. 施設を利用したとき必要な設備やサービスがない	<p>【子育て世帯】 ○飲食店に入りたくても、ベビーカースペースがなく、あきらめることが多い（2件）</p>
7. 外出時にトイレが使いにくい	<p>【子育て世帯】 ○トイレの設備を充実してほしい（5件）</p> <p>【その他の世帯】 ○トイレが不衛生（3件） ○トイレの数が少ない（2件） ○トイレの設備を充実してほしい（2件） ○和式トイレは使いづらい（2件）</p>
8. 外出時にひと休みできる場所が少ない	<p>【その他の世帯】 ○ベンチが少ない（2件） ○公共のスペースで休めるとよい（2件）</p>
9. 案内標示などがわかりにくい	<p>【子育て世帯】 ○案内表示の言語が多い（1件） ○非常時の避難経路の表示がない（1件）</p> <p>【単身高齢者世帯】 ○外国の方にはわかりにくい（1件）</p> <p>【障がい者世帯】 ○役所で各入口に大きい案内板があれば良い（1件）</p> <p>【その他の世帯】 ○道路標識がわかりづらい（1件）</p>

選択肢	ご意見の概要
10. 欲しい情報が手に入りづらい	【子育て世帯】 <input type="radio"/> 区のウェブサイトをもっと見やすくしてほしい（2件） <input type="radio"/> 区やイベントの情報が手に入らない（2件） 【その他の世帯】 <input type="radio"/> 区の情報発信にもっと力を入れてほしい（4件）
11. 地域の活動やイベントに気軽に参加できない	【その他の世帯】 <input type="radio"/> イベント情報を上手に発信してほしい（2件） <input type="radio"/> イベント等に参加しづらい雰囲気を感じる（2件）
12. 買い物や食事などを安心してできるお店が少ない	【子育て世帯】 <input type="radio"/> 飲食店が禁煙になっていない（4件） <input type="radio"/> 駅や店先の喫煙スペースが迷惑（2件） 【高齢者世帯】 <input type="radio"/> 入りたいと思う店が少ない（3件）
13. 自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い	【子育て世帯】 <input type="radio"/> 歩きタバコを目にする（10件） <input type="radio"/> 自転車マナーが悪い（6件） <input type="radio"/> 放置自転車が多い（3件） <input type="radio"/> 自転車マナーや歩きタバコが悪い（3件） 【高齢者世帯】 <input type="radio"/> 自転車マナーが悪い（10件） <input type="radio"/> 歩きタバコを目にする（2件） 【単身高齢者世帯】 <input type="radio"/> 自転車やオートバイのマナーが悪い（6件） 【障がい者世帯】 <input type="radio"/> 歩きタバコが危険（3件） <input type="radio"/> 自転車のマナーが悪い（5件） 【その他の世帯】 <input type="radio"/> 自転車のマナーが悪い（28件） <input type="radio"/> 歩きタバコが多い（26件） <input type="radio"/> 放置自転車が多い（3件）
14. 外出時に困ったとき手助けを頼みにくい	【高齢者世帯】 <input type="radio"/> 人に声をかけにくい

(2) ハード面の取り組みについて

問6 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向けたハード面の取り組みは、以下のようなものが考えられます。今後「特に力をいれた方がよいもの」はどれですか。(〇は3つまで)

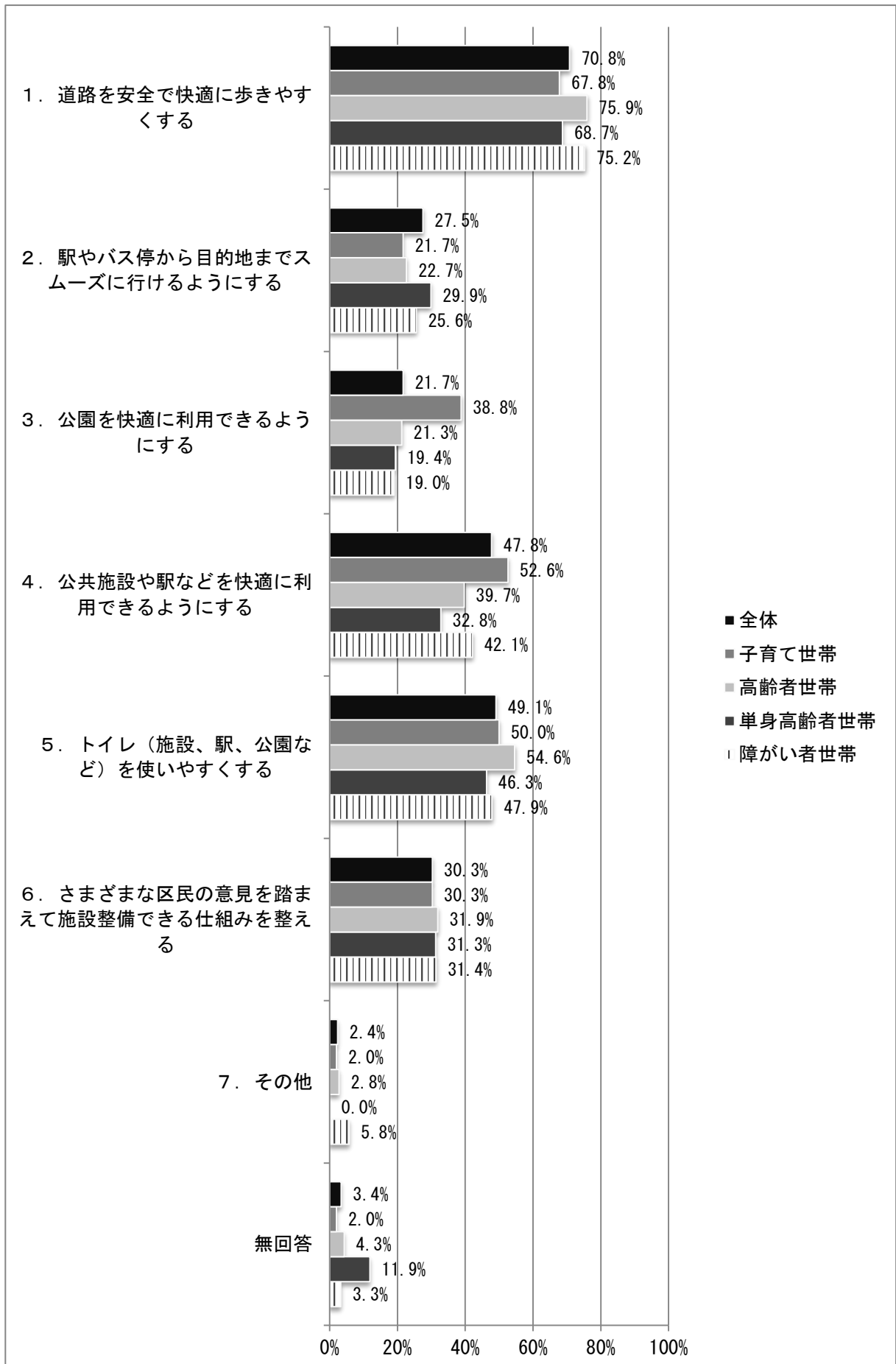
○「1. 道路を安全で快適に歩きやすくする」が70.8%と最も多く、次いで、「5. トイレ（施設、駅、公園など）を使いやすくする」が49.1%、「4. 公共施設や駅などを快適に利用できるようにする」が47.8%となっている。



【世帯別】

○各属性とも「1. 道路を安全で快適に歩きやすくする」「4. 公共施設や駅などを快適に利用できるようにする」「5. トイレ（施設、駅、公園など）を使いやすくする」の回答が多くなっており、全体と同じ傾向を示している。

○「子育て世帯」については、他属性と比較して、「4. 公共施設や駅などを快適に利用できるようにする」が52.6%、「3. 公園を快適に利用できるようにする」が38.8%と多くなっている。



▶ そのように感じた理由や具体的な場面があれば、お書きください。

【概要】

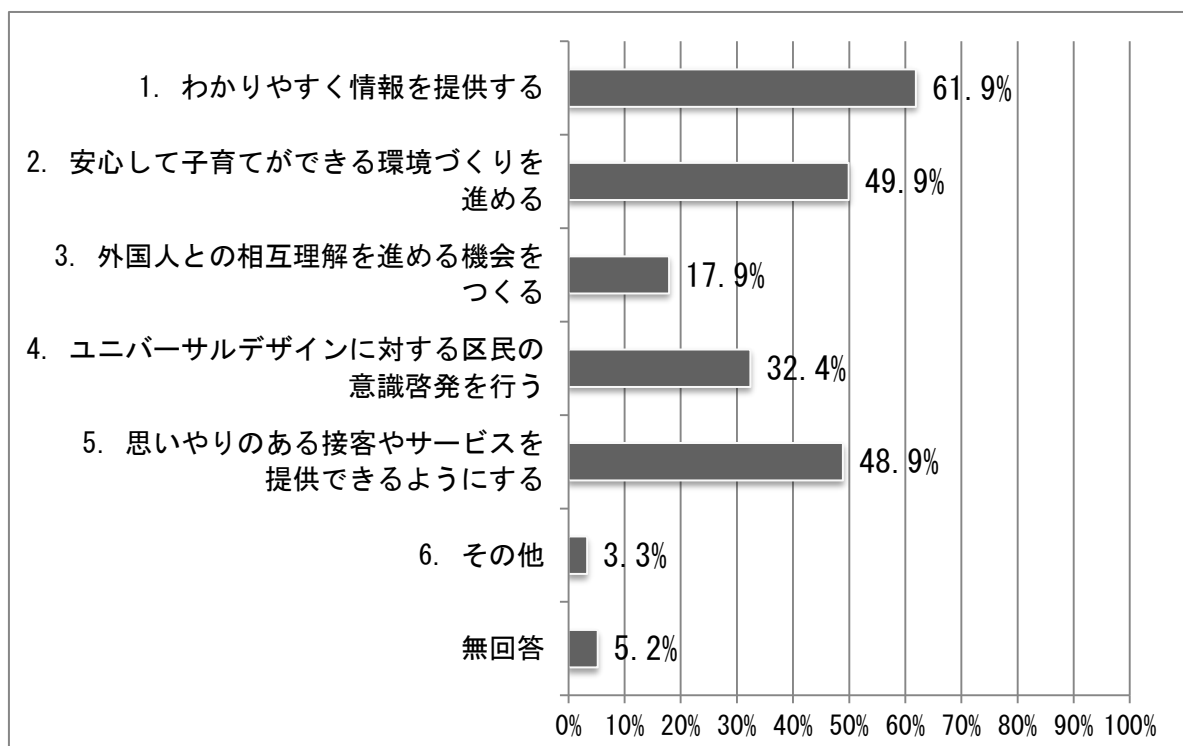
選択肢	ご意見の概要
<p>1. 道路を安全で快適に歩きやすくする</p>	<p>【子育て世帯】 <input type="checkbox"/>車、自転車、歩行者の動線を区分する（3件） <input type="checkbox"/>段差や凹凸、傾斜を解消する（3件）</p> <p>【高齢者世帯】 <input type="checkbox"/>店舗や商店街の路上駐輪を解消する（3件） <input type="checkbox"/>駐輪施設を増設や改善を行う（2件） <input type="checkbox"/>高齢者の安全に歩けるように路上駐輪をやめて欲しい（2件）</p> <p>【単身高齢者世帯】 <input type="checkbox"/>道路の凹凸を解消する（2件）</p> <p>【障がい者世帯】 <input type="checkbox"/>段差や凹凸、傾斜を解消する（9件） <input type="checkbox"/>自転車の通行マナーを改善する（4件）</p> <p>【その他の世帯】 <input type="checkbox"/>段差や凹凸、傾斜を解消する（10件） <input type="checkbox"/>車、自転車、歩行者の動線を区分する（7件） <input type="checkbox"/>自転車の通行マナーを改善する（7件） <input type="checkbox"/>電線類の地中化を進める（4件） <input type="checkbox"/>気軽に使える駐輪場を増やす（3件） <input type="checkbox"/>放置自転車対策を進める（2件） <input type="checkbox"/>ポラードや柵などの位置・形状などを改善する（2件） <input type="checkbox"/>道路の劣化補修など適切に維持管理を行う（2件） <input type="checkbox"/>看板や商品の道路へのはみ出しを抑制する（2件） <input type="checkbox"/>路上駐車を解消する（2件） <input type="checkbox"/>信号の改善（2件）</p>
<p>2. 駅やバス停から目的地までスムーズに行けるようにする</p>	<p>【子育て世帯】 <input type="checkbox"/>バスの分かりやすい案内（4件）</p> <p>【単身高齢者世帯】 <input type="checkbox"/>駅やバス停から施設への案内をわかりやすくしてほしい（2件）</p> <p>【障がい者世帯】 <input type="checkbox"/>案内標識の内容をだれでもわかりやすいようにする（4件）</p> <p>【その他の世帯】 <input type="checkbox"/>公共交通機関やモビリティの便利なネットワークをつくる（5件） <input type="checkbox"/>案内標識を適正に配置する（4件） <input type="checkbox"/>案内標識の内容をだれでもわかりやすいようにする（3件） <input type="checkbox"/>移動中に休憩できるスペースを確保する（2件）</p>
<p>3. 公園を快適に利用できるようにする</p>	<p>【子育て世帯】 <input type="checkbox"/>公園の防犯性の向上させる（4件） <input type="checkbox"/>ボール遊びができるようにする（3件）</p> <p>【単身高齢者世帯】 <input type="checkbox"/>利用マナーを改善する（2件）</p> <p>【その他の世帯】 <input type="checkbox"/>子どもたちが思いっきり遊べる環境を提供する（4件） <input type="checkbox"/>タバコのマナーを改善する（2件） <input type="checkbox"/>利用マナーを改善する（2件）</p>

選択肢	ご意見の概要
4. 公共施設や駅などを快適に利用できるようにする	<p>【子育て世帯】 ○エレベーターやエスカレーターを増やす（6件）</p> <p>【その他の世帯】 ○エレベーターやエスカレーターを増やす（6件） ○駅のバリアフリーを進める（2件） ○案内標示を分かりやすくする（2件） ○スムーズな動線を確認する（2件） ○駐車・駐輪場を拡充する（2件）</p>
5. トイレ（施設、駅、公園など）を使いやすくする	<p>【子育て世帯】 ○トイレを美化する（10件） ○子ども用の設備を充実させる（3件）</p> <p>【高齢者世帯】 ○外出時に気軽に利用できるトイレが少ない（4件） ○トイレの美化が必要である（2件） ○外国人でもわかるトイレの案内標示があるとよい（2件） ○トイレの場所がすぐにわかるようにしたい（2件）</p> <p>【その他の世帯】 ○トイレの場所をわかりやすく案内する（3件） ○区のイメージアップとしてトイレ美化を進める（2件） ○トイレを清潔にする（2件） ○障がい者用の設備を充実させる（2件） ○和式便器を改善する（2件）</p>
6. さまざまな区民の意見を踏まえて施設整備できる仕組みを整える	<p>【高齢者世帯】 ○施設づくりにおける区民参加の場が必要である（2件）</p> <p>【その他の世帯】 ○利用に障害がある方から意見を聞く（5件） ○意見を聞ける場や仕組みをつくる（3件）</p>

(3) ソフト面の取り組みについて

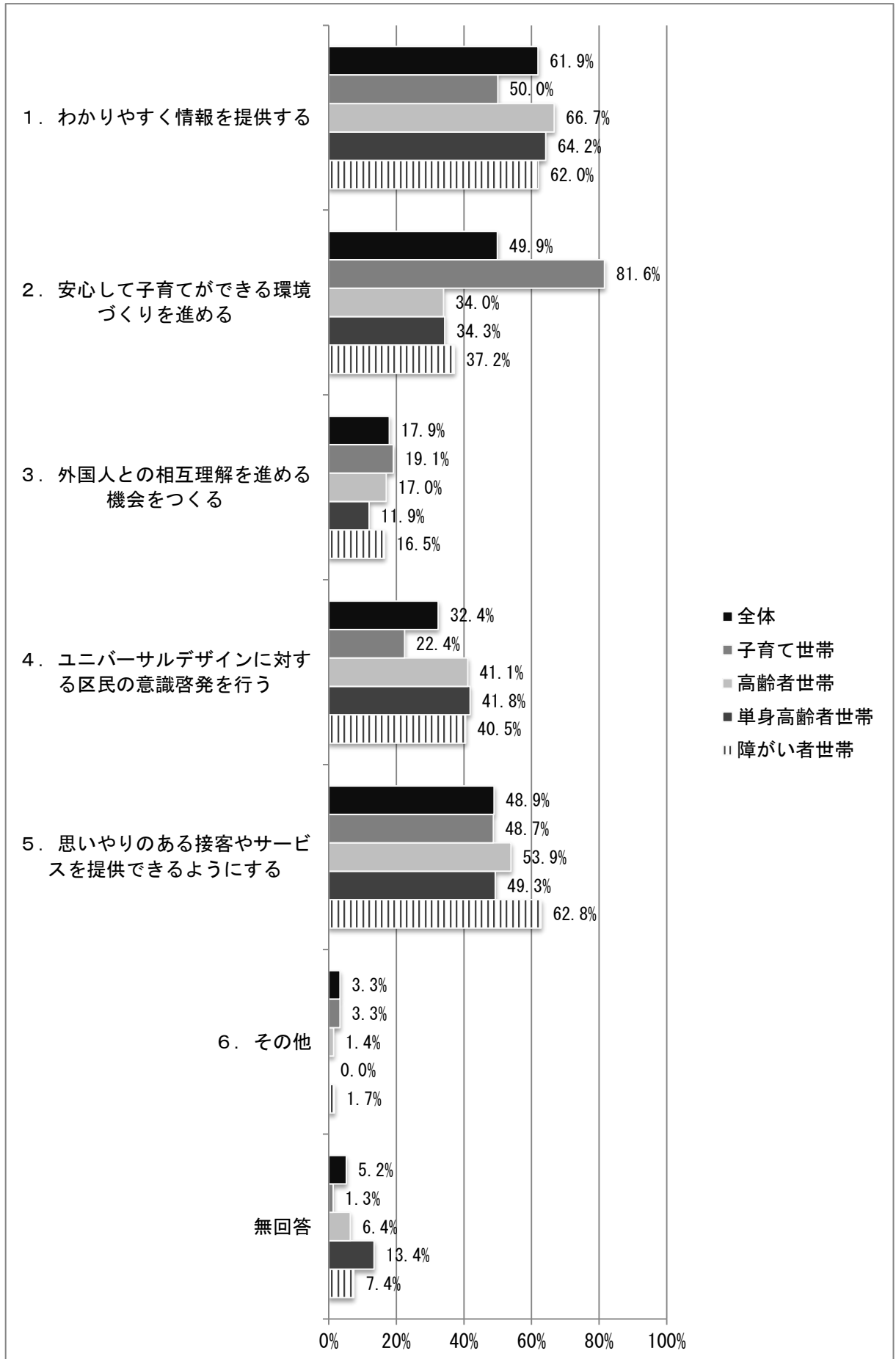
問7 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向けたソフト面の取り組みは、以下のようなものが考えられます。今後「特に力をいれた方がよいもの」はどれですか。(〇は3つまで)

○「1. わかりやすく情報を提供する」が61.9%と最も多く、次いで、「2. 安心して子育てができる環境づくりを進める」が49.9%、「5. 思いやりのある接客やサービスを提供できるようにする」が48.9%となっている。



【世帯別】

- 「子育て世帯」については、他属性と比較して、「2. 安心して子育てができる環境づくりを進める」が81.6%と特に多くなっている。
- 「障がい者世帯」については、他属性と比較して、「5. 思いやりのある接客やサービスを提供できるようにする」が62.8%と特に多くなっている。
- 「高齢者世帯」「単身高齢者世帯」「障がい者世帯」については、「4. ユニバーサルデザインに対する区民の意識啓発を行う」の回答が総じて多くなっている。



【概要】

選択肢	ご意見の概要
1. わかりやすく情報を提供する	<p>【子育て世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な情報を知らせる（3件） ○子育て世帯向け情報（赤ちゃんの駅、キッズスペースのある施設、子供と気軽に行けるレストラン等）の提供方法をさらに充実させる（2件） <p>【その他の世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン情報を区がもっと発信してほしい（11件） ○区のホームページをわかりやすくしたり、内容の充実を図ったりして欲しい（4件） ○ネットを使わない方への情報提供も大切にする（2件）
2. 安心して子育てができる環境づくりを進める	<p>【子育て世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て環境の充実を多世代の住みやすさにつなげてほしい（4件） <p>【その他の世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育園を増やす（4件） ○子育てしやすいまちというブランドをつくる（2件） ○子育て世帯へのサービスを充実させる（2件）
3. 外国人との相互理解を進める機会をつくる	<p>【その他の世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人と交流する機会づくりを工夫する、地域が主催する無料の英会話教室があればいい（4件） ○外国人と共存するまちというブランドをつくる（4件）
4. ユニバーサルデザインに対する区民の意識啓発を行う	<p>【その他の世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な立場の区民の交流機会をつくる（2件）
5. 思いやりのある接客やサービスを提供できるようにする	<p>【その他の世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスを向上させる（5件）

(4) 自由記載

問8 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく上で、期待することやご意見などがございましたら、自由にお書きください。(自由記載)

属性	ご意見の概要
子育て世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○親子で公園を使いやすくする(6件) ○駅の移動環境を改善する(5件) ○子どもが遊べる施設やイベント、ママの居場所づくりを充実させる(5件) ○子どもからお年寄りまで住みやすいまちづくりをする(5件) ○高齢者だけではなく子育て世帯にも優しいまちづくりを進める(4件) ○多世代の方が交流できる場や機会があると良い(4件) ○マナーの改善も必要(4件) ○環境美化のまちづくりをする(4件) ○情報発信、啓発活動の工夫が必要(4件) ○ハードとソフト両面での取り組みが必要だと感じる(3件) ○保育園や幼稚園を増やす(3件) ○安心、安全に生活できるようにしてほしい(3件) ○自転車の環境に配慮したまちづくりをする(3件) ○児童館に行きにくい、児童館を利用しやすくする(2件) ○思いやりがあり尊重しあえる社会の実現を期待する(2件) ○電車とホームの隙間が広すぎる(2件) ○子連れで利用しやすいトイレや店舗等の環境整備を行う(2件) ○ベビーカーでの移動の不便さを解消する(2件) ○交通量が多く危険を感じる道路がある(2件) ○ユニバーサルデザインが分かりにくい、学べる機会があると良い(2件)
高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが住みやすい快適なまちづくりをする(6件) ○ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する(4件) ○ユニバーサルデザインについて知りたい、言葉がわかりにくい(4件) ○安心して歩きやすい歩行環境づくりに力を入れる(4件) ○子どもを育てやすい政策をしてほしい(3件) ○緑を増やす(3件) ○皆で力を合わせて目標を達成できるとよい(3件) ○自転車の利用マナーを徹底する(2件) ○街灯が古く、薄暗い(2件) ○高齢者の健康づくりの取り組みに力を入れる(2件) ○小学校等の利用を考えては(2件)
単身高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○生活のマナー向上や、思いやりの意識の向上がとても大切である(4件) ○高齢者が外に出て皆と一緒に楽しめる機会を充実してほしい(3件)
障がい者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○マナー向上、意識向上の啓発や情報提供をする(7件) ○老若男女が住みやすい若者も集まるまちづくりを進める(3件) ○身近な場所に障がい者に対応する施設を増やす(2件) ○障がい者が住みやすい環境をつくる(2件) ○思いやりのあるまちづくりを進める(2件) ○歩行環境を改善する(2件) ○ユニバーサルデザインという言葉を知った(2件) ○ユニバーサルデザインについて学ぶ機会を増やす(2件) ○出来ることを着実に最大限進める(2件) ○迷子にならずに目的地にたどり着けるようにしてほしい(1件)
その他の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○お年寄りや障がい者が生活しやすい環境づくりをする(10件) ○意識向上、マナー向上の取り組みをする(9件) ○歩行環境を改善する(8件) ○自転車が危険である、意識向上、マナー向上の取り組みをする(8件) ○知りたいことを調べやすい環境づくり、情報提供を充実させる(7件)

属性	ご意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや子育て世帯が住みやすい社会になってほしい（7件） ○ユニバーサルデザインという言葉やその内容をもっと多くの人を知る機会を増やす（7件） ○さまざまな方から意見を集め利便性を研究する（6件） ○行政サービス、手続きを気軽に利用できるようにする（5件） ○さまざまな世代が楽しく過ごせるまちづくりを進める（5件） ○ユニバーサルデザインという言葉がわかりにくい（5件） ○ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する（4件） ○若い人にも魅力的な人口増につながるまちづくりを進める（4件） ○自転車専用道路をつくる（4件） ○外国人にも住みやすいまちづくりを進める（4件） ○駅にエスカレーターやエレベーターを増やす（3件） ○図書館の利用サービスを充実させる（3件） ○安全、安心のまちづくりを進める（3件） ○様々な意見・要望を集める環境づくりをする（3件） ○市民が協力できることを増やし、協力できる仕組みをつくる（3件） ○ペットにもやさしいまちづくりを進める（2件） ○交流できる場所がほしい（2件） ○統合する小学校の活用をしてユニバーサルデザインの模範にする（2件） ○公園や道路の整備をしてほしい（2件） ○バリアフリーを進める（2件） ○タバコ対策をする（2件） ○使いやすい駐輪スペースを計画する（2件） ○環境美化をすすめる（2件） ○交通の便をよくする（2件） ○踏切対策で高架橋や地下トンネルなどを設置する（2件） ○子どもや外国人も利用しやすい設備や表示の整備を進める（2件） ○ユニバーサルデザインを取り入れたカフェを作ったり、イベントを開催する（2件） ○民間企業の活用を積極的にしてはどうか（2件）

板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025

編集 板橋区福祉部障がい者福祉課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2252 FAX 03-3579-4159

f-udesign@city.itabashi.tokyo.jp

平成 29 年 月発行

刊行物番号 28-XXX